

第8日目（3月9日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから、本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

また、雪国新聞より写真撮影の願いが出ておりますので、これを許可します。

傍聴の皆様、ご苦労さまです。

[午前9時30分]

○議 長 ここで、産業振興部長から発言を求められておりますので、これを許可します。

産業振興部長。

○産業振興部長 3月3日、第15号議案で寺口議員の、浦佐駅構内の観光案内所の負担金は案分しているのかという質疑において、南魚沼市、魚沼市、湯沢町で案分した中で運営していますとお答えいたしました。現時点では南魚沼市と魚沼市での案分、50%ずつということですので、訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問時間制限は市長答弁を含め、1人当たりの質問総時間で60分以内とします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を超過しますとブザーが鳴り、質問の最中でもそこで終了となりますのでよろしくをお願いいたします。なお、残時間が10分になりますと1鈴、5分になりますと2鈴が鳴り、モニターの色が赤くなりますので目安にしてください。

初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は、質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどをお願いいたします。あわせて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問事項についてのみ、まとめて行っていただきます。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は、議員の質問時間に含めないこととします。よろしくをお願いいたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 おはようございます。冒頭に昨年10月、消費税が10%に増税で、個人消費が落ち込み、また年末年始は暖冬無雪とまで言われた異常少雪でありました。雪にまつわる仕事が壊滅状態であります。さらに、新型コロナウイルス感染騒動は、トリプルパンチであります。市は異常少雪対策も中途の中で、新型コロナウイルス感染症警戒本部を設置して対応に当たっていただいているところであります。学校の休校、各種イベントの中止、延期、

公共施設等の休止などが行われ、民間でも各種イベント、集会、会合の中止、延期が軒並みであります。これらの自粛ムードは市民生活、また、経済活動にも大きな打撃となるでめりましよう。一日も早くこんな騒動が沈静化されることを願うものであります。そして、市民への支援の手立てをしっかりとやっていたいただきたいと思います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1 新ごみ建設用地「白紙」で、ごみ政策の再考は

1 問目は新ごみ処理施設建設用地「白紙」で、ごみ政策の再考についてであります。市長就任直後の平成 29 年 2 月、公募による用地選定は、近隣からの理解が得られず、不相当として行政主導で選定に入りました。平成 29 年 12 月 26 日、2 市 1 町の市長で合意し、国際大学用地内を建設予定地として選定して、平成 30 年 2 月 15 日、関係集落区長会での説明から平成 31 年 3 月まで周辺集落に、2 巡にわたり説明会を開催してまいりました。

先般、2 月 20 日、議会全員協議会において、一旦白紙に戻し、改めて適地を検討せざるを得ないという結論に至りました、と表明されました。3 年に及ぶ大事業の結果は、「国際大学用地内での新ごみ処理施設建設は断念」と報道されました。ところが、私は開会直前に配られた文書を見まして——その内容はこうであります、「建設計画を推進するための条件である周辺集落のおおむねの同意を得るという段階には残念ながら至っておりません。」また、「我々の計画に理解を示され、最大限の協力を申し出ていただいた国際大学に対し、ご迷惑をおかけするような結論は決して出すことはできないと考えます。」また、「最適地であるという認識は変わらないものの、この計画はいったん白紙に戻し、改めて適地を検討せざるを得ないという結論に至りました。」と、断定した文章にはなっていないのではないかと思います。私は現在進行形の文章と捉えると穏やかではないなというふう感じたところであります。

確認の意味で、最初の質問は、「国際大学用地内が新ごみ処理施設建設地として復活はあり得るか」の私の質問に、市長は「白紙ということだ」と答えられました。復活はないと理解してよいか、再度この場で伺うものであります。

次に（2）であります、平成 25 年 5 月、ごみ処理施設の広域化の検討が始まって 7 年になります。ごみ処理施設広域化作業部会、新ごみ処理施設検討委員会が設置され、議事録が公開されています。作業部会の議事録は平成 30 年 2 月 21 日、検討委員会は平成 30 年 10 月 24 日で中断しています。今、公表されている分では、作業部会、検討委員会に諮りながら進められてきた過程がわかります。以前も指摘しましたが、コンサル主導で進められた結果が、今日の時代であります。白紙に戻し、改めて適地の検討を進めると言われますが、もろもろの情勢も変わってきています。ごみ行政について見直しが必要と考えるが、所見を伺うものであります。

何点か気にかかる場所がありますので、述べてみます。1 番目です。2 市 1 町での広域処理合意の見直しが必要ではないでしょうか。国の方針は広域化、大型焼却炉、災害対応、発電偏重、これは矛盾があります。人口減少社会では、ごみはどんどん減っていきま

す。異常気象など環境問題からしても減らさなければなりません。広域処理、大型焼却炉が適当かが問われていると思います。また、建設費、維持管理費、運転費、運搬経費、これらが甚大になるでしょう。

個々対応がごみ政策に柔軟性が持てます。要するに単町であります。我が事としてごみ問題を考えられるそうであります。広域処理はごみ問題の意識が薄れるとも言われています。特に魚沼市の場合を考えてみますと、そこまで立ち入ってはいけないとは思いますが、あそこは既に大規模修繕が行われておりまして、通常であれば30年、40年使えるような改修が繰り返されるわけでありまして、要するに2050年を目指して、この20年の間に新たなごみ政策をすればいいわけでありまして。

次、2番目としてであります。可燃ごみ、これが全量焼却ということは合意されてあります。そして、140トンの炉で150億円は私は過大投資で、3R推進に逆行するものであるというふうに考えています。可燃ごみ全量焼却は、パリ協定、先ほども申し上げましたが、2050年CO₂実質ゼロに逆行するものであります。再生可能エネルギーの活用が認められていますけれども、これは第2問目の私の質問に絡みますので、この程度に抑えておきます。

次に、財政負担を明らかにして、市民の合意、協力で、減量化が必要ということ合意して、減量化をはかっていくべきであるというふうに考えます。事業系ごみの分別、資源化が今回の施政方針で述べられています。企業の方々との取り組みは欠かせない、最も重要な部分かというふうに思っております。

3番目であります。発電偏重。余熱利用の大型炉は、人口減少、減量化で燃料不足に陥るというふうに私は唱えてまいりました。連続運転、フル稼働での利用想定、説明書にありますが、かなりの量の補助熱源が必要にならざるを得ません。燃料不足で分別、資源化をやめ、燃えるものは全て焼却という時代が引き起こされるのが通例のようであります。ごみ量、点検作業等で運転休止によるエネルギー量の変動が起きます。

季節によってエネルギーの使用量はばらつきがあります。この辺では例えばハウス園芸というようなことを言われますけれども、ほとんどが冬期間必要になることであります。また、この発電に当たっては、売電、電気を売ることは、現状の電力政策では不可能に近く、売れない発電はそもそも矛盾であります。実態は構内利用程度にとどまります。なぜそれを進めるかと申しますと、発電20%とか、効率をすることによって補助金を得られるための設備投資であるということでありまして。効率が悪く、不経済と言われているゆえんだそうであります。

私は3Rを基本としたごみ政策の基本的な考え方がなければならぬと思っております。持続可能なごみ政策が市民に公開され、市民の理解と協働で進められなければなりません。作業部会、検討委員会の公開と議事録の公開、そして、市民への懇談会や報告会、あるいは学習会などで合意を得ながら進めるべきであります。

視察にも伺いました武蔵野市は、自分たちも誇っておりますが、武蔵野方式といわれ、市民参加による議論、合意形成がされています。ごみ処理施設建設に当たって、市民参画で5

年間検討している報告書を見せてもいただいているところでもあります。前段で大分長く述べましたが、以上で演壇からの質問にかえます。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 それでは、岡村議員のご質問に答えてまいります。

1 新ごみ建設用地「白紙」で、ごみ政策の再考は

まず、新ごみ建設用地の白紙でごみ政策の再考は、ということの1番目、2点であります。まず、1点目の復活はないと理解してよいかということではありますが、この件に関しましては、議員もお話のとおり、2月20日の議会全員協議会におきまして、明確に答弁申し上げたところではありますが、それでもまだ足りないということでもあります。念を押されるということかもしれませんが、国際大学用地内の建設予定地については白紙に戻して、改めて他の適地を検討するということでもあります。一旦白紙に戻した計画を復活させるという考えは持っておりません。

2点目であります。ごみ行政についての見直しが必要であると考えているが、ということでもあります。まず、ごみ処理行政の基本となるのは、議員もお話のとおり3R、リデュース、リユース、リサイクルの考え方であると思います。南魚沼市では、これまでペットボトルや容器の包装ごみ、また、古着とか古布、布です。それから古紙、紙などのリサイクルを進めておりまして、3Rの推進においては、他の自治体に劣らない取り組みを行ってきたと考えているところでもあります。

リサイクル率についてちょっと申し上げます。12月議会でも少しお話をさせていただきましたが、当市の特徴として、これは繰り返しになりますけれども、事業系の一般廃棄物の比率が高い、これが非常に当地域の特徴であります。なぜかというのはもうおわかりいただけたと思います。現在、事業系一般廃棄物についても基礎調査を行うということにしておりまして、排出の量、それから排出物の種類、性状などを把握することから、減量化と再利用等について研究したいと考えております。まず、これがなくてはまことに話にならないということでもあります。

近年、議員もお話のとおりマイクロプラスチックによる海洋の汚染、大変こういうお話になっています。CO₂による地球温暖化の問題、これらによってか、度重なる自然の災害、それにより発生します膨大な災害ごみ、ごみ処理行政をめぐっては次々と新しい難題、課題が生まれていると認識しています。

一方でバイオマスプラスチックやバイオマスエネルギーなど、地球環境にやさしい資源の開発も以前と比べて飛躍的に進んできています。これもごみ処理行政と密接な関係を持っていると考えます。このような課題や現状と向き合うことなしに、新しい処理施設の建設を語ることもできないと考えています。

しかしながらですが、繰り返しになりますけれども、はっきりと申し上げなければいけないことがあります。いかに3Rを推進し、ごみを資源として有効活用したとしても、しかし

焼却しなければならぬごみというのは、なくなるといふ現実であります。議員が、きょうはお話になりませんでした。よく、たびたびこの議場でお話にあげてくださいる自治体、鹿児島等の自治体をよくお話しされますが、例えばそういうことにおいても、議員もご承知のとおり完全にごみをなくすことはできないはずで、再資源化できないごみはそのまま埋め立てる、そういうことが実情ではないでしょうか。しかし、人口規模というものもあります。これらを他の芝だけが青く見える、この言い方はちょっとふさわしくないかもしれませんが、そういうことではいけないと私は前から申し上げています。

現在、2市1町で進めている新たなごみ処理施設については、可能な限り減量化したい。そして、再資源化に取り組むことは、これは大前提であります。もう言うこともない大前提であります。ごみ処理施設というのは、市民や町民も含めて、安心安全な生活を送る上では必要不可欠な施設であるということ、明確に申し上げなければいけないと思います。その上で、その施設を安全に効率よく運転し、また発生するエネルギーを利用しないというのは、いろいろなことを言われますが、もう世の趨勢ではありません。

これを利用して、先ほど議員もおっしゃった東京の武蔵野市などは、町の真ん中にこれをつくり上げて、それによってまちづくりを進めているという、非常に画期的なところでありますし、もうそういう方向に皆が向き始めている。そうでなければごみ行政は語れないという時代になっていると思います。

新たに発生する・・・、新たなエネルギーを有効に活用すること、これらも含め、単なる迷惑施設ではない、これが所在する、立地することによって、当該地域に明確な利益をもたらす施設としてご理解をいただく。市民の皆さん、そして町民の皆さん等に受け入れていただけるよう、最大限の努力をしていくという考えでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 新ごみ建設用地「白紙」で、ごみ政策の再考は

今ほどの第1問目の(1)の答弁では、復活はないということをお聞きしました。私は議会全員協議会で表明しました、この配られた文書ですね。最初に指摘したように、そう捉えれば捉えられる文書ではないかというふうには感じました。なぜこのような文書になったか、私はそこが不思議なもので、答えられたら答えていただきたい。

なぜなら、10分前に配られましたので、その後段の国際大学の理事長宛ての文書が、私が読めなかったのです。そうした中で、その中には「建設予定地として進めることを断念せざるを得ないという結論に至りました」と書いてあるのですよ。そして3月1日、関係区民宛て——私の家にも来ましたが、その文書には「現在の建設予定地にかかる計画については白紙に戻し、新たに候補地を選考していく」と断定しているのですよ。今ほどの答弁のとおりであります。私は、なぜああいう文書になったのかというのが、ちょっと逆に不思議になってきましたもので、何かそのゆえんがあったらお聞きしたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 1 新ごみ建設用地「白紙」で、ごみ政策の再考は

文書の読み手と書き手の違いでしかないのではないかと私は思います。あれをもって、ではここに議場のおられる方のほとんどは、今の私の1番目の答弁のとおりと捉えた方が圧倒的ではないかと私は思いますが、これらをもって、やはり無駄な心配を市民の皆さんにそれらが伝わったり、そして市政そのものの信頼を失うような、曲解とまでは言いませんが、そういうことをやはりちょっと改めてもらいたいと思います。

あそこで堂々とこの公の場であそこまで述べ、それは当日配付だったことはありました。ありましたが、それを今ほどのやはり——念を押されるのはいいのですけれども、あのときに配った文書がそう読み取れなかったという話は、これはもう読み手の方の感覚でありますので、私どもは今、申し上げたとおりの気持ちで書いておりますのでお願いします。

そして、文書がちょっと、何度も当日配付がいけなかった旨のふう聞こえるようなお話をされますが、わざわざ2市1町が、その日にきちんと、まずはそれぞれの2市、それから1町の議員の皆さんに最初に説明した上で発表するのですということ、固く、我々はそれを誓い合って、ほぼ同じ時刻にやったのです。

それが例えば当市で言えば、議会全員協議会の通知を出したその時点で、ある反対を一生懸命されている方々は、もうSNSやさまざまところにそれを全部露呈したではないですかね。一体誰からそういう情報が回ったのだということです。職員を私は疑うつもりはありません、私は。逆に言えば、皆さんもそうかもしれません。

しかし、それが伝わったことは事実です。これらも含めてその文書なりが当日の朝、配付されるというのは、これは私からの指示であります。私は事前配付をするつもりは全くありませんでしたから。そういうゆえんがあって、当日の朝の配付になったということ、またここでも改めて申し上げておきたいと思います。

私からは以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 新ごみ建設用地「白紙」で、ごみ政策の再考は

読み手と聞き手の違いだという話ではありますが、私はそうとればとれる文書ではないですか、ということをお願いしているわけでありまして。また、今ほどの中で、議会全員協議会の通知をすぐに漏らした人がいる。議会人に示したことを、私はそれを知らしめてはならないという感覚では持っていませんので、私が教えました。それはある担当にも言っていますけれども、私はきちんとこういう会がいつ何日開かれますよ、ということを電話で言いました。

ですから、それが悪いということになると、全て秘密でいかなければならないと、こういう話になるので、ちょっと異常な発言だというふう感じたところでもあります。それ以上言ってもあれですので、この1問目についてまとめてみます。

前日のテレビでの断念の報道も信じられずに、市長の表明を直接確かめたいと議会全員協議会を傍聴した方々の——今、確認しましたが、安堵ははかり知れません。地元の人たちの

不安と心労は、言葉にあらわせるものではありません。ゆるぎない地域の意思表示を堅持し、頑張る姿を目の当たりにし、最後に「よかった」の一言を聞いたとき、ずっと私の肩から荷がおりていくのを感じました。

進展のない1年間の膠着状態の打開策がなかったなら、しっかりと情報を分析し、もっと早く結論を出すべきだったではないでしょうか。決められない政治は弊害があります。政治不信を生みます。行政主導で選定するなどという上意下達は戒めて、市民と協働して用地選定など、ごみ政策の展開が私は望まれるというふうに感じました。

次に第2問目で、一括して答弁をいただきました。私は最終の部分で武蔵野方式という言葉以案内しましたが、これは多分、視察のときにいただいた言葉であります。それを見ますと、新施設まちづくり検討委員会、こういうのが設置されまして、2年間協議をしております。そして、用地選定、施設のあり方、周辺地域のまちづくりまで検討し、委員会が提言をしています。そして、それを受けて、市の基本的な考え方を策定し、住民説明会やパブリックコメントをし、用地を決定しているというふうに書かれてありました。

また、次の1年をかけて新施設基本計画策定委員会で基本仕様、規模、公害防止基準、処理方式、煙突の高さ、環境アセスメントの項目、事業手法などを検討し、提言をしていただいています。そしてまた、住民説明会等、パブリックコメント等をやり、基本仕様を決定しています。そして、新施設周辺整備協議会で機能や周辺のまちづくり、建築デザイン、エネルギー供給等を検討し、これが2年に及んで着工していると、こういうことであります。

私は再三そういった基本的な部分が決まっていないと、なかなか用地選定も大変ではないかというのが、最初の質問で前市長とやった経過がありますが、たまたま私が作業部会の議事録をつぶさに読ませていただいて、ぼつぼつと決定する部分があるというような感じでありました。

そういったことで、これから市長は即、次期候補地という形をとるかもわかりませんが、私はせめて、あわせてそこをきちんと見直しなり、現状に合った形を協議していく、そして積み上げて決めていくという考え方があるかどうか、ひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 新ごみ建設用地「白紙」で、ごみ政策の再考は

ちょっと質問させていただきます。

議員が先ほど言われた、武蔵野方式のようなやり方でやる考えがあるかどうかということを知っているのでしょうか。

○議 長 それでよろしいですか。

〔「はい」と叫ぶ者あり〕

○市 長 1 新ごみ建設用地「白紙」で、ごみ政策の再考は

まず、今ほど後段のほうで言った環境アセスメントの問題とか、煙突の高さの問題とか、それはいろいろありますが、ある程度は法とかそういうことで決まっていることです。それを市民の皆さんと一緒に組み立てて、話し合っただけで決めてきたという項目が、言っているのが

全部ごちゃ混ぜなのです。そういうのも周りに誤解を与えますよ。決められている問題はいっぱいあるのです。

それを市民全部のところで話していて、では、どこかの場所と決めていくのですか。ここにさせてもらいたいというところで、そう言うと上意下達という先ほどの言い方になるのでしょうか。私は聞いていてすごく矛盾を感じてならない。ちょっと答えようがないです。

ただ、1回目のところの国際大学さんに話をさせていただいた。そういうところにもっと、例えばその前に、本当は市民全体でごみ処理行政というのはこういうもので、例えばこういういろいろなことで生かしているところもある。昔は確かに迷惑施設だった。しかし、今は違いますよと。そういうことを2巡やった説明会でもずっと言ってきたのですけれども、その前提として本当は、しっかりと基礎の部分として、そういうことが市民の皆さんに話が醸し出されるというか、そういう形をとった上でそういうことが選定されていければよかったなという反省とか、そういうことは当然感じます。

なので、私も学習能力は高くないですけれども、一度やった轍は二度と踏まない。やはり、きちんと、本当は選定の場所なのか、それを急ぎたい気持ちはある、はやる気持ちはあるけれども、しかし市民全体のごみ処理行政に対する、いろいろな考えをもっと高めて、意識を高めて、その上でということ。同時並行になるかという気もしますが、そういうことは必ずやっていかなければならない。そういう意味においては、議員の言われる考えはあるかということには、「考えは当然あります」とお答えしたいと思います。

ただ、上意下達の考え方というふうに、先ほどちょっと批判めいた形のお言葉がありましたが、本当にそういうふうにやったでしょうか。ここはちょっと私は反論したいところがありますが、これをもって答弁としたいと思います。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 新ごみ建設用地「白紙」で、ごみ政策の再考は

私は何点か検討したらどうかという問題についてであります。武蔵野市は14万6,000人の人口なのです。そして、焼却能力のあの炉が、1日120トンなのです。そうして見ると、ここの6万人とすれば2倍半くらいの人口でごみが出てくるわけですが、なぜ120トンで間に合うのかというあたりは、発表されたことだけ見ていれば、そういうものだというふうに思うかもわかりません。けれども、よそと比べてみたらとか、よそはでは何で少なくしているのだろうかという考えをしますと、やはりその項目を見ていくと、分別が徹底しているということと、そして事業系のごみの持ち込みが非常に少ないとか、それはこの前、話をしています。そのほかに、やはり大都市の中で、肥料化、生ごみの肥料化というのがずらずらと出ています。

また、そういうのをひとつ点検した上で、こういうふうにしたほうが良いと思うとか、これについてはもうちょっと見直しをしなければならないというようなことが、やはり前面に出てきて、そして進めていくべきではないかというのが、私の考え方です。その「上意下達」という言葉は、「行政主導」という言葉を、言うなれば行政が決めたことに、ひとつ

お願いしたいと、同意していただきたいということを、それが今回こういった結末だったわけでありませけれども、非常に寝耳に水ということを私は言いました。そういったある程度強引とも言われるようなことがあったのではないかというふうに思いましたので、そうではなくて、住民とともに決定していくということを、前面に出したほうがいいのではないかということでもあります。

時間がありませんので、私は先ほども市長は言いましたけれども、鹿児島県の志布志市、それから福岡県の大木町——これはメタン発酵で肥料、液肥ですよ。そういった形でやっているところを見てきましたし、そして、またいろいろな一般質問での論戦もしてまいりました。私は最後に、やはり将来を見据えた、持続可能なごみ政策、これを前面にきちんと持って、市民合意の、財政負担のより少ないごみ政策を目指して、やはり見直して、それを目指して、市民と協働で努力していくことが前段にあるべきではないかということと私は思いました。

2 バイオマスタウン構想について伺う

次、2問目に移ります。バイオマスタウン構想が進められておりますが、これに対する概要とコンセプトを伺いたいと思います。今までのバイオマスタウン構想は、私が勝手に申し上げるとまた言われるかと思ひますが、木質ペレット製造事業の導入を見据えた計画に感じました。つぶさに読んだ経験がございますが、ペレット製造工場は既に廃業しています。新たに構想が練られるようだが、まちづくり、これが基本になるものと私は考えています。

日本全国で地方創生、移住・定住政策を展開していますが、人口流出はとまらず、東京一極集中は是正できていません。また、人口流出ばかりでなく、お金の流出も抑える施策が必要と考えます。原発、石炭火力発電は収束する方向になるでしょう。これからは自然エネルギー、再生可能エネルギーに変わる時代になります。南魚沼市にある資源の一つ、山を利用した循環型社会、循環型産業構造の構築が根底にあるべきと考えているところであります。積極的な山の整備、再生を基軸にすべきと考えておりますが、前段の質問にお答えいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 バイオマスタウン構想について伺う

それでは、岡村議員の2つ目のご質問に答えてまいります。バイオマスタウン構想の概要、コンセプトであります、新たなですね。この点については、議員が今、後段お話しされた思い、これと私は全く同感です。山、これはもうずっと再三言っていますので、おわかりいただいていると思いますが。バイオマスタウン構想の見直しについてですけれども、現在、昨年度立ち上げた庁内の、市役所内部の研究会というのを今、設置してまして、ここでバイオマス利活用推進計画というのを策定している最中です。バイオマス利活用推進計画は、これまで、言い方はちょっと悪いかもしれませんが、総花的であった、今現在のバイオマスタウン構想をいろいろ検討し、発展させる形で、ただ、コンセプトというか基本的なと

ころは、引き継ぐものとなるかと思えます。計画策定に当たりましては、南魚沼市において実現可能性が高いこのバイオマスについて、その利活用方法を重点的に今、検討しているという最中であります。

議員の言われるとおり、森林資源を有効に活用する方向は、ぜひともというか、絶対に考えなければいけないテーマだと思います。木質ペレットの利用をメインテーマの一つにこれまで据えています。それ以外にも、現在もう始めました薪ストーブや、木質バイオマス発電、それから木材のチップ化。

薪ストーブについては、先般の新聞の記事をごらんになっていると思いますが、私も議員の時代から非常に大きなテーマとして掲げ、課題視していた、もみ殻を使った薪。これを旧塩沢の中之島地区の青年の方が取り組んでいるということが、非常に大きく大々的に報道されていました。一方で燻炭化のことを目指そうとしている若者も、今、立ち上がっています。

これは本当にもみ殻のことは、他の地域にそれを任せるといよりも、今までそうだったわけですが、非常にやり場に困っている問題があって、これらをここで、このバイオマス化して、その非常に大きなものだと私は思います。いろいろな意味でそういう動きも出てきている。それらについても取り組めるだろうと思います。最も有効で持続可能な方向を検討していきたいと考えています。

自治体が全部、1から10まで全て整備して取り組む方法ではなく、今ほど申し上げたような新たな民間の動き、これらを含めて費用対効果を生み出すようにやっていきたいと考えているところです。そうでなければ持続もできないと考えています。現在行われております、例えば下水道汚泥を利用したガス化の発電、これはもう既に行っています。これは新潟県の流域下水道浄化センターのバイオガス発電のことですが、1日の発電量が2,400キロワットアワー。発電された電力は全て施設で利用し、現在その施設の半分の電力、エネルギーをこれでまかなっているということでございます。これらはまさにまだまだ進む余地がある。

例えばディスポーザーの将来はそういったところまで考えを及ぼすべきだというふうにも考えています。菌床、廃菌床などを利用した堆肥化等についても、これはまた今ちょっとなかなか、もっと主成分であるし尿、動物し尿、こういった問題も絡んでいますが、これらについても再検討を加えながら、その進化、新しい展開の可能性について研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。基本的な考え方は議員と同じかと思えます。あとは手段、どちらを優先させるかということになるかと思えます。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 バイオマスタウン構想について伺う

今、幾つかの例を出されましたけれども、私は最初申し上げましたように、資源の一つである山。山の整備、再生、活用、これをやはり逃しておいてはならないというふうに思います。そうしますと、山の整備や活用には境界を確定し、所有権の確定が必要になります。そうしないとなかなか入り組んだ形の開発とか、あるいは間伐、全伐等なるわけであります。私はそれを確定するには、地籍調査が必要になるというふうに考えています。

先般、大崎農業会館においてリモートセンシング技術、衛星や航空レーザーによる測量、これらを使い、現場に行かずに境界確認をする山の地籍調査、公図として認められるそうありますが、その勉強会がありました。大変多くの参加者で、関心の深さを思い知らされました。今やらなければ将来はもっと難しくなる。この一念を感じたのは私1人ではなく、会場の方々は全てそういった感じでありました。

国は森林環境譲与税、これらを盛りまして、山に本格的に投資を始めるのではないかと、うふうに私も考えているところではありますが、山の再生、バイオマスタウン構想計画が、私は今の市長の答弁ではそこまではどうも立ち入れそうにないなというふうに感じたのですが、私は今の時期に山の国土調査、地籍調査ですね、を進めるべきと考えますが、このバイオマスタウン計画に当たって考え方があったらお聞きしたい。

つけ加えますけれども、国県の補助率は95%だそうです。市負担は、市がやるとすれば、市負担は5%だということも聞かせていただきました。所見を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 バイオマスタウン構想について伺う

今ほどのご質問にお答えしますが、もう既に始めていると私は思っています。バイオマスタウン構想に絡んだところに言及はなかったかもしれませんが、この議場でも何度もこの話はしています。私も若い時分から、森林組合長を3期、3回、1期ずつ務めました。そして、私どもの所有林を保安林に指定するとき、非常に筆が多かったですから、これらを本当に本気になって取り組みました。そのときに大変さは身を持って体験しています。

それらも含めて、そして若い時分から地域のお年寄りが、おまえが覚えておかないと将来ないというようなことを本当に話していただきながら、私もあのころは気楽な男でしたから、そういうお年寄りについて、名前を挙げれば、枚挙にいとまがありません。そういう皆さんが非常に期待もしてくれた。なので、山歩きをよく、そのお年寄りとしたことがあります。境界はここだぞと。俺のものもわからないと。私が若い時分、あのころは80歳代の人が、もうわからないと言っていた。そこまできているということを知っています。

なので、このことに、バイオマスタウン構想に絡んで、先ほどの答弁はそこに触れていなかったかもしれませんが、これが一番であるということも非常に強く思っていますので、そういうことで進めています。森林環境譲与税が、やっと国が動き出したことは事実であります。しかし、まだまだ本当は人口比割とかいろいろあるので、これは川下と言ったら悪いのですが、下流部に当たる都市部、そういったところとの協調関係とか、さまざまなことを展開していかなければ、まことに声かけだけで終わってしまわないようにやっていかなければならないという思いもしています。いろいろなやはりアプローチの仕方があると私は考えています。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 バイオマスタウン構想について伺う

山は主だという方向をひとつお聞きしまして安心しました。そうした中でもみ殻も再生可

能と申しますか、毎年出てくるもので、毎年そういう形ができるのですけれども、山はもっともっと壮大な計画を立てられるのではないかというふうに思います。私は昔、勝手に——私も建築屋でありますので、木に携わったことがあります——本当にこの森林が八十数%、90%近い森林地域があって、これをでは100年でしっかりした形をとるとか、100等分して、また地域地域で100等分することも可能だと思うのですけれども、そうして100年に一遍またそこにたどり着けると。永遠にその仕事もつながる。

そして、そこから生まれるエネルギーから始まって、カロリーの問題とかいろいろ出るわけです。そういったことには私は構想する前段として、今、国土交通省も推奨しているようですが、リモートセンシング技術と。これについて私は一考を要するなど。

そして、現に魚沼市の一部でそういった形で実践しておるようでありまして、日本全国でも手がけられているようでもあります。近くの測量屋さんの話であります、非常に魚沼市出身の方で大変な技術屋のようでもあります。やはりそういったことをひとつ手始めにやっておって、そして、森林資源がどうしてその循環型の産業構造を構築できるかというところを、やはり庁内できっちりと考察すべきではないかというふうに思います。

そうすることによって若干の石油を、あるいは外からのエネルギーを輸入しなくてもいいとか、要するに外貨が流れていかないというような形を常に頭に置いて、循環型経済というものを考えていくのが、この地域が何とか自立していく道ではないかというふうに感じたもので、提言をしたいというふうに思っています。

私は、雇用の場にも山はなると。あるいは、それに付随する6次産業化、あるいは我々がやった建築のようなもの。今は非常に技術がよくなってきて、地元の木も使えるような時代になってきていますので、そういったことをやはり総合的に、部分に任せるのではなくて、先ほど言われました、今の庁舎内でそれ相応の方々がグループをつくっているというのは非常に頼もしいことでもありますので、そこにひとつ活力を与え続けていくという姿勢が必要かというふうに思いますが、最後に所見を伺っておきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 2 バイオマスタウン構想について伺う

そういう考えは先ほどから言っているように、ほとんど同じだと思います。まずは、お互いに例えば林を所有している別々の2人が、どこに境界線があるか、お互いにわからないのです。そういう状態でありますので、本当にこれは現実です。なので、先ほど言ったようなGISとか、さまざまなことを駆使した、今、新しく——ちょっと名前をしっかりと覚えなくて申しわけないのですが、皆さんがそういうことに関心があるように、ほとんどの方がそうだと思います。今やらなくしていつやるのかという思いは、私にもありますので、これらについてはちょっとこの後、担当の部長なり課長のほうから答えてもらうことにします。

もう一点はここでも何回か話していますが、私どもの姉妹都市があるオーストリア、例えば隣国のドイツ、これらは本当に林業が盛んに、そして計画的に、先ほど言った百年の計のようなやり方で進めています。そして、タンクローリーではなくて、ペレットのローリーが

ホテルの暖房等に全部、本当に供給されています。これらに学ぶべき点は非常にあるというふうに思います。

現在の有害鳥獣というか、勝手に我々が言っているばかりですけれども、環境の変化によって起こされているかもしれません。これらも含めて、根本的なところをなくさない。そして、山が荒れるということは、災害にも直結します。これらも含めてやることは、もう完全にそちらのほうに向かなければいけないという思いでやらせてもらいます。

魚沼市の非常にすばらしい事業者の方がいる、私もその方をよく知ってしまして、私も議員の時代にその人と山を歩いたことが何回かあります。女性だったかというふうに思いますが、そういったことも含めて当時から関心を持って見つめていますので、ともにいろいろな知見も集めて進んでいきたいと考えているところであります。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 バイオマスタウン構想について伺う

国土調査の関係であります。魚沼市は一足先に林野に入っておりますが、議場でも何度か申しておりますけれども、南魚沼市も今後6年から8年後以内に林野のほうに国土調査が入ります。そこは当然精密な調査が必要であります、森林環境譲与税を使った調査につきましては、もう少し簡易的なもので可能でありますので、ドローンを使った測量、これはもう昨年から調査に入っておりますので、近いうちにその調査に入ることになります。

やはり、バイオマスタウン構想につきましても、要は林野のところはお金にならないとまた絵に描いた餅になります。そこら辺、農林課としましては、私たちができる範囲で林業がお金になる仕組み、そして若手が入っていけるような活用ということで、今動いているのは、私たちができることは少し小さいところからであります、地元産の杉、ブナを使った名札、これを今、職員のほうにも募集をかけているところであります、4月、新年度につきましてはここにいる管理職を初め、職員の皆さんからも地元産を使った名札を使うようになります。

そういうところから始めていくしか、一步をスタートするしかないのかなというふうに思っておりますが、非常に岡村議員がおっしゃるとおり、これから林業にはビジネスチャンスがたくさんあると思いますので、そこら辺もバイオマスタウン構想の中に付随させていければというふうには考えております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 バイオマスタウン構想について伺う

前向きな答弁をありがとうございました。農業会館に寄られた方々で、ぜひ、進めていただきたいというような要望も上がるかと思いますが、ぜひ、お互いに研究をし合って、ひとついい結果が出ればというふうに思っています。

以上で質問を終わります。

○議 長 以上で岡村雅夫君の一般質問を終わります。

○議 長 佐藤剛君より資料配付の願いが出ております。これを許可し、配付のとおり

りいたします。

○議長 質問順位 2 番、議席番号 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、発言を許されましたので、通告に従って質問をいたします。

今回は行政の危機管理ということと、教育関連で 2 点質問いたします。

1 行政の危機管理について

最初に行政の危機管理についてでありますけれども、自治体の危機管理は自然災害や今回のようなウイルス、そしてまた細菌の感染拡大、環境汚染などさまざまな事件、事故から住民の生命、財産、生活を守ることはもちろん、また経済変動に左右される行財政運営も市民生活への影響は大きいわけですから、その点も含めて事前の備えと事後の迅速な対応ができる体制が、被害や影響を最小限にとどめ、また回避につながるものと考えます。

したがって、行政の全てにおいて危機管理意識を持って対応することが重要であります。その意味でこのところの市民生活に大きくかかわるリスク、または不安に感じている事項について、どう危機管理意識を持って対応するのか、しているのか、基本的な部分でありますけれどもお伺いいたします。

1 点目でありますけれども、今、世界中に新型コロナウイルスの感染が拡大する中での危機管理についてであります。この一般質問を通告する時点では、新潟県内での陽性患者が出ていない状況でありましたが、国も日に日に感染が広まる中で、市民の不安もいよいよ現実的になってきたという状況でありました。そういう中で、上越市などでは、警戒本部を設置しながら危機管理を進めるということでありました。南魚沼市としてはどう対応するかということで、①番の、不安が広がる中で、市民の行動、市主催また民間も含めたイベント・行事、取り組み等についての危機管理についてどう進めるか、を通告いたしました。

通告後、南魚沼市も警戒本部を設置し、体制を整えた中で、市としての対応を示しております。議会の初日にも報告があり、質問趣旨の対応の概要と状況を知ったところでありますけれども、議会の様子を聞いている市民もおられますので、お知らせということも含めて答弁をお願いしたいというふうに思います。

②の市民病院を抱える当市の医療体制での危機管理をどう考えるかにつきましても、病院の感染対策委員会を中心に進めている対応報告が議会の初日にありましたが、病院の危機管理の対応は市民も大変気になるところでありますので、現状も含めてお願いしたいというふうに思います。

次に 2 点目でありますけれども、異常気象が続く中での産業振興の危機管理は、ということであります。2 年連続の猛暑、台風等により、魚沼産コシヒカリの食味ランキング 1 等米比率の低下等は、改めて南魚沼産コシヒカリ一辺倒でいいのかという不安を私は感じました。今冬の異常少雪での観光産業への影響も同様であります。これらは地域の主要産業であり、経済への影響は大きいわけでありまして、異常気象が一時的な異常で済めば対処療法的な取り組みでいいにしても、異常が通常ということになるかもしれない。そういう危機管理はあるか。そういう中でのリスク回避の視点で、産業振興をどう考えているかをお伺いいたしま

す。

3番目に防災マップ作成後の災害に備えた危機管理についてであります。防災マップもでき上がりまして、市民全世帯に配布になりました。防災意識の普及啓発を進めているというふうに思いますが、危機管理の視点から、防災マップから読み取れる危険箇所等の減災対策は考えておられるのか、ということをお聞きしたいというふうに思います。

4点目でありますけれども、持続する行財政運営のための危機管理についてであります。①としまして、人口減少。その人口減少に伴いまして、市税の収入の減少が懸念されているところでもあります。お配りした資料にもありますけれども、平成30年度の決算で73億円が、第2次財政計画では、平成で言えば平成37年度の推計では、66億円というふうにしてあります。また、将来負担比率にしても財政計画では、平成33年度あたりから以降、190%前後です。

そういう各財政指標の見通しの中で、総合計画後期基本計画を策定するわけでもありますけれども、今後の政策形成と実現は可能かというところでもあります。通告にも示したように、この①については、可能か、問題があるのかという認識だけで結構ですので、お伺いをいたします。

その認識の上で②でありますけれども、財政見通し主体から財政健全化に向けた要素を加えた財政計画が必要ではないかであります。健全財政を目指して行政運営を進める必要性につきましても、過去の答弁からも、また、決算の都度、監査委員からの意見も付されているところでもありますので、疑う余地はないわけでもありますけれども、いつも言っていることでありますが、現行の財政計画は、財政の見通しを主にしたものでありまして、積極的に財政健全化に向けたつくりではないわけでもあります。

実施計画はこの財政計画を根拠にいたしまして、財政計画の範囲内、または必要事業に合わせて財政計画の調整といいますか、変更といいますか、見直しをしながら事業実施を行っているのが現実だというふうに私は思っております。したがって、このまま進めても特別なことがない限り、自治体の破綻はないわけでもありますけれども、財政の健全化は進まない。進まなければ、現在の財政状況からは将来の新たな行政サービスに支えられる財政の体力という面では、どう見ても不安は大きい。

したがって、持続する行財政運営のために、財政管理の視点で計画的に健全化を進める必要があるのではないかというふうに私は思います。そのための財政計画の見直しを考える必要があるのではないかということをお伺いしたいというふうに思います。

以上で壇上にての質問を終わります。単刀直入に質問していますので、簡潔な答弁をお願いいたします。再質問がありましたら、そしてまた第2項目につきましては、質問席で行います。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、佐藤議員のご質問に答えてまいります。

1 行政の危機管理について

まずは行政の危機管理についてであります。なるべく簡潔にお答えしたいと思いますが、非常にそう言っても大変大きなテーマが続いております。なるべく簡潔に答えたいと思いますが、時間がかかります。よろしくお願いします。

1 番目の新型コロナウイルスの関係であります。市ではお話のとおり 2 月 10 日、28 日に新型コロナウイルス感染症関係部課長会議というのを、まず早い段階で開催をしました。そして、2 月 25 日付の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針、それに続きます 26 日の国からの要請を受けた形でありましたけれども、2 月 28 日午後 2 時 30 分に、私市長を本部長とした、新型コロナウイルス感染症警戒本部を設置したところであります。

今後、当分の間の方針についてそのときに決定しております。このときはイベント等の開催についての判断基準として、非常にずっと予定がいっぱいありました。この中で、まずは市の主催であること。そして、不特定多数が集まる行事などであること。実施する必要性が明確であるものではないこと。これらの場合にはイベント、行事などを当分の間、自粛することとしたというところであります。

次に市民への注意喚起と情報の提供です。これまでも新型コロナウイルス感染症についての相談、受診の目安について、市報やウェブサイトでお知らせしてきておりましたが、新たに特設ページという形で開設して、注意喚起、情報提供を行っています。ウェブサイトを閲覧できない市民への対応としましては、どうしてもそういう方がいらっしゃいますので、緊急でお知らせすべき重要事項をまとめたチラシを作成してまして、今回 3 月 15 日号の市報に折り込む予定であります。

市の職員については日常的に市民と接触をする業務、立場であるということから、基本的な感染症対策の徹底を指示したところであります。県内でも感染者が確認されております。もうちょっと古い話題になっているかと思うほどであります。さまざまな状況に対応するため、必要な注意と警戒を行ってまいりたいと考えております。

2 つ目のご質問、医療の中の危機管理の問題です。不特定多数の人が集まり、当然いろいろな方々がすれ違ったりするのも含めて、公共の場所となる一番のところが、病院だというふうに思っています。常時、インフルエンザを初めとする種々のいろいろな感染症につきまして感染予防対策を行ってきています。

院内には、まずは院内感染対策を推進すること。また、加えて流行性の感染症に対する確に対応することを目的としまして、田部井院長をトップとして、感染管理認定看護師、こういう資格の方がいらっしゃいます。そして看護部長、外来の看護師長、そして各病棟の看護師、各セクションの代表で構成する感染対策委員会というのを、これは今回に限らず設置しています。

今回のこの中では、疑いのある患者さんというのが発生した場合の対応について、国の対応状況の推移にも合わせまして、今ほど申し上げたこの委員会において対応のフローを作成しています。今回この対応フローは 6 回にわたる改定を続けています。院内各セクションに

これらを発出する——伝えたり、そして対応してもらうことにしているということでもあります。当然ですがマスクの着用、また、手の指、手の衛生への徹底を初めとしたスタッフが感染を媒介としないための対策。または訪れる方々、面会者への感染防止、感染症の疑いのある患者さんの受付方法を厳しく今やっているところでありまして、細心の注意をもって対応していると考えております。

同時に保健所、これは県になります。そして福祉保健部、これは当市の福祉保健部と連携しまして感染の疑いのあるケースが発生した場合には、さらに連絡を密にして対応するとともに、医療を提供する場である病院として、これが大事なのですけれども、医療職が現場を離脱しないためにも、感染予防策を講じ、厳しくなっていますが、衛生材料の確保を行いながら、引き続き感染防止対策の強化に努めてまいりたいと考えているところであります。この間、疑いのあるという方が当然出てきたり、大変対応に心配をずっと続ける毎日が続いているということをご理解いただきたいと思います。大変現場は頑張っってやってくれていると思います。

2つ目、異常気象の中での産業振興における危機管理。コシヒカリの1等米比率が25%と過去にない大変な状況になりました。原因が、穂が出るちょうどその時期に、乾いた温風、いわゆるフェーン現象、こういったこともあるのかもしれませんが。異常気象が続くことを想定した場合、したくはありませんが、しかしせざるを得ないという昨今であります。産業振興分野のリスク回避をどう考えているかという質問だと思いますが、「環境・循環型社会・生物多様性白書」というのが政府から出ていますが、この中では日本は世界全体よりも速いペースで気温が上昇していると。厳しい温暖化対策をとった場合でも、21世紀末には、前の20世紀末と比較して、0.5度から1.7度上昇すると予想していると。また、将来的にはゲリラ豪雨の回数の増加、そして大雨のときの降水量の増加、そして降水日の減少——逆なのですね。そして、多くの地域で積雪量の減少が予測されているというふうにも言われています。指摘のとおり、異常が通常になるかもしれないということをお大変不安を感じているところでありますが、そういう状況であります。

市として、では、ということでもあります。関係の各機関と連携して、コシヒカリ栽培の技術的な対策、この強化。暑さに負けないとか、そういうことが、これは対応していかなければならない。そして、冬季観光の面で言いますと、これは当然進めますが、しかし、将来に向けては温暖化リスクの影響を受けづらい観光、これは農業も含めて多角化や複合化、またグリーンシーズンへの誘客強化の推進など、さまざまに考えていかなければならないと思います。

言うのは簡単ですけれども、対応が非常に難しいことで、まだまだ予測できない。これを予測できる人はすばらしいかもしれませんが、私は誰もいないと思っています。なので、対処療法も含めてであります。そういうところに頭を常に持ちながら、さまざまなことを組み立ててまいりたいと思っています。

3番目の、議員がよく聞かれる防災マップのことであります。危機管理。繰り返しになり

ますけれども、危機管理能力の向上というのは、自助、共助、公助の連携、これに尽きるというふうに考えております。これが基本だと思います。今年度、全戸配布しました防災マップ保存版については、地域における災害発生のリスクを事前に知ること。これは各自が知らなければいけません。我々がマップを皆さんにお示した、これを各自が知らなければ全く意味がありません。そして特に、ご自分の身は自分で守るという自助のこれに基づいた行動。そして、地域で助け合う共助の行動。これをサポートすることを目的として作成しているというふうに考えています。

自助、共助の強化については、市の地域防災計画では、学校の教育現場、そして社会教育、職場教育の場を通じて——それぞれの職場ですね。そして、災害に関する基礎知識の普及、防災意識の高揚、地域防災力の基礎となる住民の皆さんによるみずからの安全や地域の安全を確保する取り組み、これらを市の防災計画では定めています。

この防災マップでは、それぞれ、もう繰り返し言うのもあれですけども、洪水のときにどういう状況になるか。また、それが想定される、例えばどれくらいの水深になるのか。または、当然雨が降るわけでありますので、それに伴って土砂災害等も警戒される。これらがどこに出やすいのかという範囲。そして、その場合に避難する場所、すべき避難場所、これらが一つの地図上に落とされていると。

しかし、繰り返しになります。先ほど申し上げたように、それぞれを市民の皆さんそれぞれが理解し、常にそういう意識を持っていただかなければ、絵に描いた餅であります。災害を知り、イメージする、また日ごろからの備えを確認する、こういったことが非常に大事だというふうに思います。そして避難行動、避難所のあり方等を、やはり地域の皆さんの力を借りながらやっていかなければならないと考えています。そういうことに尽きるのではないかと。危機意識を行政だけが持っても事が足りないというのが、私の考えであります。

以上です……（何事か叫ぶ者あり）

大変失礼しました。ごめんなさい。もう一つありましたね、済みません。

あと、持続する——これがまた非常に答えにくいのですけれども、これはちょっと時間がかかります。申しわけありません。まず、最初の結論から言えば、実現は可能だと思います。そうでなければ立ち向かえません。

2点目の問題であります。財政見直し主体から、健全化に向けた要素を加えた財政計画が必要ではないかというご質問であります。もう何度もここで議論してきていると思いますが、おっしゃるとおりであります。第2次財政計画は、目標とする指標を設定した上での財政健全化に向けた計画ではありません。それは財政健全化を進めながらも、政策の実現を目指した計画であるということに尽きます。

ご承知のとおりでありますけれども、当市は実質公債費比率の悪化を改善するため、18%以下になるまでの期間を9年間として、平成19年から平成27年まで公債費負担適正化計画を進めてきました。そして、結果、平成24年では17.5%になりまして、以降順調に改善、計画の最終年の平成27年は15.4%まで改善しています。このため、第1次財政計画は、将来の

財政見通しを立てるということに主眼が置かれたというふうに認識しています。そして、平成 28 年には次のステージに進むものとして、これからの 10 年間のまちづくりの方向性を示す、第 2 次南魚沼市総合計画を策定しました。

これと同時に歳入歳出の見通し、健全化判断比率などの推計を立てまして、住民サービスを確保した上で将来に向けて安定した財政運営ができるよう、その基本的な考え方を示した第 2 次財政計画を策定し、現在取り組んでいるというところであります。この中では平成 23 年の水害の経験、教訓を踏まえて、特別なことが発生した際の備えについても、当然のことながら考慮して進めております。

予算編成においては、社会状況や、また市民の皆さんからのニーズの変化、これらを的確に捉えて効果的、効率的な財政運営につなげる必要があると思います。適切な歳入の確保はもとよりでありますけれども、全ての現在進められている事業についてサービス水準の見直し、または必要性、これが本当に今必要かどうかという、そういう再検討、施設の整理・統合・廃止などの合理化を念頭に進めております。現在のサービス水準を維持した上で、新たな行政サービスに応えられるか不安が大きいというお気持ちも、議員も含め、我々もそうなのでありますけれども、大変大きいと思いますが、承知しているところであります。しかしながら、このように全庁を挙げて財政健全化に取り組むことを前提として予算編成を行っていることを、ぜひ、ご理解いただきたいと思います。これらを踏まえた上でさらに工夫をしながら、健全な市政運営を行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○議 長 質問の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を 11 時 10 分といたします。

[午前 10 時 53 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 11 時 10 分]

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 行政の危機管理について

では、新型コロナウイルスのところから再質問させていただきます。私はコンピューターの 2000 年問題の当時、大和町役場の職員として、総務課で電算係をしていました。危機管理をつくったり対応マニュアルをつくったりしたのですけれども、全く手探りでありまして大変苦労しました。今、市は先ほど話がありましたように警戒本部を設置しながら、本当に先手、先手というようなことで対応していただいております。ただ、日々また状況が変わる中で、今後感染が広がれば市民の不安はさらにまた大きくなると私は思うのです。今、新発田のほうでは専用のコールセンターを開設して、市民の問い合わせとか、安心安全のことの対応をしているということですが、これからまたさらに広がると、そういうコールセンターの設置等も考えていかなければならないと思うのですが、その辺、どう考えているかお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 行政の危機管理について

担当の部長及び課長に答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 行政の危機管理について

現在の相談窓口の対応につきましては、県の保健所のほうで帰国者・接触者相談センターと、それに加えて一般向けの相談窓口も今、設置しております。そういった状況の中で、今現在すぐに市のほうで相談窓口を設置するという状況には至っていないというふうに考えております。今後、近隣で感染者の方が出た、そういった形で市民の方への不安が大きくなってきたという段階では相談窓口を設置するかどうかについて、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 行政の危機管理について

これからまた徐々に、日に日に変わるわけですので、その対応をしていただきたいと思っております。医療関係はちょっとあれですけれども、2003年のSARSの問題のときには、私はちょうど大和病院に勤務しておりました、今、新型コロナウイルスの最も大事な危機管理について医療現場からの取り組みを聞かせていただきまして、安心したところですが、1点だけ最近の状況ということでお聞きしたいと思います。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されて、緊急事態宣言が出されるようなことがあれば、さまざまな拘束や制限、要請があるでしょうけれども、今現在も新潟県では感染症対策病院が魚沼基幹病院を含めて6病院、36床ですかね。既に新潟市民病院はもう6床使われていて、そういう中でクラスター、集団感染に備えて入院病床、検査態勢の充実ということで言われております。指定医療機関への増床の打診とあわせて、そのほかの病院の病床設置の意向も、今、県のほうは聞いているということでもあります。そういう打診といいますか、問い合わせが市民病院のほうに、もう現実として来ているのか。そこだけちょっと確認したい。

○議 長 市長。

○市 長 1 行政の危機管理について

この件につきましても担当のほうから答えさせます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 1 行政の危機管理について

県のほうから問い合わせが来ております。2月末だったかに来ております。回答しております。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 行政の危機管理について

これも、指定医療機関のほうが多分、優先的に行われるので、状況によってということなので、そういうこともあり得るといことで危機管理のほうをお願いしたいというふうに思います。

異常気象の関係のほう、産業振興のほうに移りたいと思います。今、答弁いただきまして、異常気象の中での産業振興、コシヒカリを中心にすれば高温対策、水対策も重要なのですけれども、県は、米価の問題や異常気象ということもあると思うのですが、過剰な米依存から園芸の取り組みを強化していきたいという方針を出しています。そして、市は、ずっとこのところ雪資源活用を進めていますけれども、県の進める園芸作物とあわせて雪資源活用で、通年農業とか、付加価値をつける農業とかそういう方法での農業の安定化、そういう取り組みをするのも農業を基幹産業とする市の考えるべき危機管理だと私は思うのです。そこら辺の考え方がありましたらちょっとお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 行政の危機管理について

これは危機管理といえど何でも聞けるようなところがあって、ちょっとこれは考えていなかったところですが、思いはあるので申し上げます。県のほうが園芸2割という、これはどなたかの議員さんのほうからも話があってそのときもお答えしていますが、一律に2割ということは、私はですね、多分、担当も思っていると思いますが、ちょっといかがなものかと思えます。

やはり、適地適作というのがあります。我々中山間地のところにおいて、例えば土地改良等を行う場合に、2割そういうものが課されるなどということになると、言うは簡単ですが、我々のところにふさわしいかどうかということはずっと、私が市長になってからもずっとこの問題は、2割というような枠組みだけに始まる前から、もう国とか、例えば金沢の北陸農政局とかに行き、いつもこの話をされるのです。そのたびに反論しています。我々にとってはふさわしい考え方、政策ではないと思えます。

適地適作、我々のところでそう簡単に園芸に振り向けていけないということはあります。しかしながら、こういったことも考えていかなければいけないことも事実であって、これには先ほどからテーマになっている、例えばごみ処理場施設、そういったところのエネルギーを含めた利用で、何とかその最初の事例を——全くそういうことが行われていない地域、エリアについては行っていくとか、今後いろいろなことを考えていかなければならないことではありますが、大づかみに言えば、私どものところに2割のそういう頭かぶせのやり方というのは、全くふさわしくないと私は思って、これまでもいろいろな要望活動を市長としては続けているところであります。

雪資源のことについてはいろいろな思いを皆さんもお持ちだと思いますが、私はただ単に東京オリンピック・パラリンピックに持っていくことだけではないのだということを、ずっと言い続けています。もっと言えば、産業振興にこれをつなげるということではありますが、もう既にこの地区、南魚沼は、全国でも有数の雪室、雪資源利活用、そういう地域であるこ

とは間違いありません。しかし、もっとやりたい。この中には日常的なさまざまな環境の整備、こういったものを使える整備。そしてもう一方は、先ほど岡村議員とも話をした山の問題も、これは水不足の問題も含めて、まだまだ言うとなかなか本気にされないところもあります。しかしながら農林水産省の担当の、かなりの部署の方まで、この地域を見にきていただき、この雪の利活用によつての渇水化対策等を検討できないかということに耳を傾け始めてくれていることも事実なので、こういったことにも使っていけるのではないかと。これは全て、全体的な環境の問題に対する対応の向上力になるのではないかと考えています。

以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 行政の危機管理について

私は米一辺倒という中での危機管理として、園芸はどうかと。園芸も力を入れたらどうかということで、無制限に危機管理の考え方を広げるつもりはありませんので。また、関連していますので、ちょっと誤解があったら訂正をお願いいたします。

何で園芸ということなのですかけれども、県のほうでも力を入れていまして、産業振興ビジョンの中でも今後のこの農業の方向性の中では、きちんとやはり園芸の取り組みをするということになっているのです。こういう事態ですから、私はもうちょっと危機管理の観点での回答を実は期待していたのですけれども、そういう考えであれば、一応今のところわかりました。そういうふうな方向にも力を入れて安定した農業を、私は進めることも危機管理の視点から必要なのではないかとということをし添えて、スキー観光のほうにちょっと話を移したいというふうに思います。

市長の答弁の中でもグリーンシーズンといいますか、通年観光のほうにも向けていかなければならない。だけれども、どういうふうにやったらいいかというところで、ひとつやはりネックもあるという。確かにそうなのです。具体的にどうしたらいいかということなのですが、私はその一つの進め方としては、これはもう既にやっていることなのかもしれませんが、定住自立圏の中での広域観光をきちんと位置づけて——これはやっているかもしれませんが——多くの事業費を注ぎ込んで完成した浦佐駅の観光案内所を拠点にしながら、広域的に、市ではなくて、広域的な具体的通年型の広域観光を進める。それも戦略的に。これをこうすればこういうふうな効果があるのではないかと、という戦略的に進める必要があると思いますけれども、そこら辺の現状といいますか、今後の何かありましたらちょっとお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 行政の危機管理について

質問させていただきます。ちょっと私の解釈が間違っていたのか。浦佐の観光拠点を使って、グリーンシーズンも含めた、そういうことに力を入れていけという意味……広域と。もうちょっと私わかりやすいようにお願いします。

○佐藤 剛君 1 行政の危機管理について

ちょっと言葉の前後でわかりづらかったかもしれませんが、グリーンシーズンも、これは元々はスキー、冬季間だけではない、年間の観光が必要だと。その中では私は——とめていい、とめて——その中では、ちょっと言うことがわからなくなりましたが、定住自立圏で広域的な取り組みをすることが、グリーンシーズンの観光を広げることになる。それには、たまたまいい案内所の施設ができた。それを拠点にして戦略的に進めたらいいのではないかという考え方がおありですか、ということ。

○議 長 市長。

○市 長 1 行政の危機管理について

よくわかりました。たまたまできたのではなくて、そういう思いを持ってつくったのです。ここでも何度も説明しています。南魚沼だけのものだと思っていない。何度も言っています。だから、魚沼市も入っている。

先ほどちょっと費用の案分の問題では湯沢、ここも含めている。十日町市さんにも声をかけています。そしてもっと言えば福島への玄関口としての、そういう広域の連携のあり方、これは1回は前にもあったわけですが、それは私がわかり得るよりはるか前の話です。こういうことも含めて、それを狙いながらつくっている、それは至極当然な方向性だと私は思います。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 行政の危機管理について

一番重要どころがちょっと伝わらなかったかもしれないですけども、これを定住自立圏——ごみ処理だけではなくて定住自立圏構想の中に組み込んで、そして広域的な取り組みを展開することが効果的ではないかということと言いたかったのです。定住自立圏はわかりましたよね、定住自立圏の中に組み込んで、はい。そこら辺だけお願いします。

〔「答えてなかったから、これ」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 1 行政の危機管理について

それを含めて答えているつもりですけども、ちょっと担当課のほうから答えてもらいます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 行政の危機管理について

定住自立圏の中に組み込んでというお話でございますけれども、既に組み込んで、2市1町でございますが、まとめて情報発信、そして観光誘致をしていこうということで話し合いを進めておりますので、もう既に含まれているものと認識しております。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 行政の危機管理について

というふうなことで、定住自立圏に入っているかということ的前提に、ただ戦略的なその方向が見えないということで、今、質問をさせていただきました。状況はわかりましたので、

これはこのくらいにいたします。

防災の関係ですけれども、危機管理といえば防災ということで、どこまで危機管理をすればいいのか。これこそ取りとめのないことになってしまうのですけれども、私が一番聞きたかったのは、自助・共助・公助、そういうところの公助の役割として減災対策というようなことも考えているかというような質問をさせていただきました。答弁の中で十分わかりました。公助のところもきちんとやっているということを確認できたので、具体的にはまた場をかえて、ではどうなのだという事は質問したいと思います。再質問はここはちょっと省略させていただきます。

そして次、財政計画の見直しのところについて、1点再質問いたします。資料をお配りしたので、このこともちょっと触れないとあれですが、お配りした資料をちょっとごらんください。この上段の左3分の1くらいは、平成18年に行われた財政健全化計画の計画時点と、平成22年最終年の実績です。その右のほうにつながっているのは、その後の経過です。財政健全化で、ある程度スリムにしたのですが、その後の健全化はなかなか進まない。進まないといっても、目標値があるわけではないですから、進んでいるか進んでいないかも、実はわからないのですけれども、数値的にはよくなっているとも言えない。

半面、人口は当時から6,000人減りました。したがって、市税も平成22年当時の75億円から、平成37年見込みで66億円に減ると。交付税も減ると。という、見通しからは財政状況は悪くなりそうであります。そうは言っても国と地方の関係で、国は地方を見捨てはしないというふうに私も思いたいのですけれども、かつてこの財政健全化計画に、なぜ踏み切ったかというところをちょっともう一回考えていただきたいのです。

平成16年、国は三位一体改革で交付税を減らしまして、国庫補助金の一般財源化で補助金廃止、補助率引き下げをしておきながら、税源移譲が不十分だったので自治体の多くは財政状況が急激に悪化したのです。地方が予期もしないことを、かつて国は政策としてあったわけです。つけ加えて言えば、その当時のことを思い出すと、そういう中で夕張市は国のエネルギー政策の転換で炭鉱が閉鎖され、では補助金事業でいろいろやったのですけれども、借金が残ってご承知のとおりということでありました。

そこで全国の自治体は、財政非常事態ということで、財政健全化に大きくかじを切ったわけです。その経験から今も財政健全化を、そして万が一に備えて将来負担の軽減等も行っているわけです。そういう過去を考えれば、今の国の借金残高等から見える国の財政状況ですよ。そして何といても近年の自然災害の規模の大きさ、数の多さ、そしてまたこの新型コロナウイルスでの全国的な規模で、経済は今、停滞しています。それどころか世界経済もリーマンショック以上の影響と言われていると、そういう中で、そうなる自前の努力で将来の地方自治を考える視点を持たなければならないのは、私は当然だと思うのです。

そういう中でこの財政計画を進めて、南魚沼市が持続する行財政運営ができると考えるかということですよ。先ほどはできると言いましたけれども、私はその190%の、大体2年分の必要経費を抱えながら新たな事業、そしてまた、まだ実質公債費比率18%といっても、普

通であれば、それにまた借金を加えて新たなことはできないと思うのです。だから、計画的にうまくいって、そうやって、そういうことのできるような財政計画にやっていきましょう、というような考え方ですけれども、もう一度その点についてお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 行政の危機管理について

お答えしたいと思いますが、佐藤議員とのやりとりでは、財政問題は非常に大きくて、どこに的を絞って話したらいいか、私はいつもちょっと困るところもあります。私のほうが能がなくて、ということでもいいのですけれども、なかなか難しいと思います。いろいろな状況で不安は当然——今、テレビをつければ、新型コロナウイルスのあれを見ていけば、世の中がだめになるのではないかと思うほど、いろいろなことが言われたりしています。しかし、あおるばかりでいいのかというところがあります。我々としてはやはり足元を見て、どういうふうにやっていくかということだと思います。

一番想定しているのは、世界的な、例えば新型コロナウイルスとか異常少雪が、先ほどから話があるように、異常ではなくて恒常化してしまう。そういうことになったときには、それはそうなのだけれども、それをもとに財政計画を立てると言われても、または財政運営をやれと言ってもなかなかそれは難しい。正直言ってそういう思いがあります。なので、我々としては一番は、一番言われるところの人口減少。そして、景気等により、当然あります、市税の縮小。これらもいろいろなことを加味しながら、今、計画を立てている。これ以上のものを、はるかにこの因子もある、この要素もある、ということをつけ加えていけば、その方向が全て下向きにしかいかないわけでありまして、私はなかなか難しいのではないかと。

そういう中において、今できるこういう不安の要素は、当然我々として思う、先ほど言った人口減少や市税の縮小、これらはその道はなかなか改善が難しいという中で、例えば公共施設の大胆な整理統合とか、今まで言えなかったことをきちんとお示しもしてやっていくことが、市長である私が一番の立場と、そして議員の皆さんへの理解と、市民の皆さんにそういう本当のことを訴えながら、よく言われる痛みを伴う部分もありますが、しかし、将来に向けて持続可能にするためにという観点から、いろいろなことをやはりやらなければならないというふうに思っています。それ以上はちょっと私は答えにくい。もっと個別具体的に聞いていただければ、これはこうですという話をさせていただきます。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 行政の危機管理について

はい、わかりました。これは財政健全化計画の実績報告書ですね。見たと思うのですけれども、最後に実績報告でいいまとめが書いてありますので、ここをちょっと読ませてもらいます。健全化計画の役割というところの前段は省略いたしますけれども。

「これらは今後もその効果が継続する事項もありますし、常に健全化を忘れず努力し続けなければならない項目もあります。ただ確実に言えることは、合併直後に取り組んだこの「財政健全化計画」の考え方が、新市の基本的な財政運営に対する姿勢、土台となっていくもの

です。財政健全化計画の数値目標設定こそ終了しますが、各々の健全化項目の取組自体が終了することは絶対にあり得ないものです。」

こうまとめているのです。私は非常に、当時の財政への考え方というのに感銘いたしました。こういうことも書いてあるということ、ちょっと読ませていただきまして、もう一問、用意してありますので、2問目のほうに移りたいというふうに思います。

2 子どもたちの生活実態と教育について

それでは、第2問目です。子供たちの生活実態と教育ということに移ります。1番目、児童虐待の実態と予防としまして、児童虐待の状況での要保護児童対策地域協議会の取り組み、また市の役割として虐待発生予防にどう取り組むかということでもあります。細かに文書を添えて通告してありますので、細かいところは省略いたしますけれども、今、市も全国も同じなのですけれども、要保護児童対策地域協議会を設定してやっていますが、大体どんなことをやっているのかということ、具体的に虐待数というのですか、そういうのも含めて教えていただきたいというのが1点。

そして、児童福祉法が改正されまして、市町村、県、国の役割と責務が明確化された中で、児童相談所との一層の連携関係というのが重要なのですけれども、同時に虐待発生予防の、市としての役割も明確になっていると思うのです。その虐待発生予防にどう取り組むかというところを教えてください。

2番目でありますけれども、貧困の関係であります。貧困による学力格差ということあります。一つは貧困による学力格差、理解度の格差はあるかということと、そしてまたその状況を踏まえて学習支援対策の充実が必要ではないかというようなことでもあります。貧困の連鎖が言われる中で、その対策として公立高校の無償化、2020年度からは高等教育の修学支援新制度などが始まりまして、経済的には、いろいろ今、手が打たれております。ただ、子供の貧困は特に義務教育段階でのヤングケアラーの例に見られるように、家庭環境等での学力格差が私は心配されます。

そこで、難しい判断でありますけれども、先ほど言いましたように、貧困による学力格差、理解度の格差はあるのか。そして私は生活困窮者自立支援の関係で学習支援の質問をいたしましたけれども、そういう福祉的なことではなくて、教育の現場の中でのそういう学習指導というの、例えばここに足立区の例をお知らせいたしました。そういう足立区の取り組み等を参考にしながら、教育の中でのそういう学習支援というのは必要ではないかということ、2番目に質問させていただいております。

3つ目は、道徳教育についてということでもあります。道徳教育というと、教育勅語の復活とかの懸念もありますけれども、これは新しい学習指導要領の中ではこの道徳科は、小学校は昨年度から、中学校では今年度から既に先行導入されておりますので、その辺の整理はきちんともうついていると思います。ただ、新たな特別な教科としての道徳教育の導入は、私には目的もちょっと見えにくいし、評価もどうやら難しいように感じられることもあります。効果の見極めが難しい。とは言いましても、子供たちの社会性の欠如が今、言われてい

ます。私も本当に実際にそう感じている中で、多くにこの道徳教育というのは期待しています。そういう意味で国も、特別の教科としての道徳教育を、いじめ対策の一つとしているわけであります。そこへの期待も大きいわけですので、いじめ、不登校対策として道徳教育をどう進めるかというところをお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 子どもたちの生活実態と教育について

お答えしたいと思いますが、用意してきていることを全部言うと時間がなくなってしまうので。やはり3点、全部答えたほうが、当然いいわけですね。

答えますが、まず1点目。私はこの1番を答えます。2点目、3点目は、教育長から答えてもらうことにします。私のほうには3点あるのです。児童虐待の現状。それから、協議会の取り組み。予防について。これは結構簡単ではありません。でも、申し上げます。

まず、相談件数の実態です。2月末時点で57件、昨年同時期が56件、ほぼ横ばいです。内訳は心理的虐待が29件と、これが最も多くなっています、次いで身体的虐待が15件、ネグレクト、いわゆる育児放棄が13件となっています。虐待以外も含めた相談件数というのもありまして、これが昨年は111件でしたが、ことしは既に2月末時点で142件。増加の傾向です……（「細かいのは後で調べさせていただきます。細かいのは結構です」と叫ぶ者あり）

では、そうさせていただきますが、こういうやりとりはいいのでしょうか。ちょっと考えてください。それから、協議会がかかわっているケース。これはではちょっと端折りましょうか。これもいろいろなことがあって長いのですよ。これについては必要があれば、後で別のところでお聞きください。

予防対策についてお答えします。児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律ができて4月から施行され、その中の児童虐待の防止等に関する法律によりまして、親権者等による体罰が禁止されます。これに伴い、市では厚生労働省が作成した「愛の鞭ゼロ作戦」のリーフレットを昨年、小学校、保育園を通じ、家庭に配布をさせていただきました。2月には厚生労働省がとりまとめた「体罰等によらない子育てのために」という冊子を、市内の保育園、小中学校にデータ配信するとともに、また各子育て支援センターや市民センター、公民館等、さまざまなところに配布をさせていただき、市民の皆さんから閲覧をできるようにしています。

このほかですが、南魚沼児童相談所長を講師に招いて保育士の皆さんを対象とした虐待研修会を2回実施し、早期の発見、そして予防のための役割、これに尽きると思いますので、こういったことを確認しているところでもあります。令和4年度末までに設置することが義務づけられました「子ども家庭総合支援拠点」、これも本市においても、設置に向けた検討を開始したところでもあります。

以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 子どもたちの生活実態と教育について

私から2点目と3点目についてお答えいたします。子供の貧困による学力格差についてでございますが、これまで南魚沼市では子供の貧困などの生活困窮による学力格差については、調査を行っておりません。しかし、生活困窮に起因する学力格差は、あると捉えております。貧困に限らず、家庭内で暴力やDVが繰り返されている家庭、両親ともに精神的、経済的に自立していない家庭など、難しい家庭環境がありますので、その中で子供たちが安心して生活を送ることができず、勉強どころではないという状況が垣間見えます。その結果として学力が下がるという状況があると推察されます。

議員ご紹介の足立区の「未来へつなぐあだちプロジェクト」は、学校をプラットフォームにして、教育による学力の定着、相談や関係機関との連携を含めた学びの環境整備を行い、総合的な子供の貧困対策をするものであります。南魚沼市におきましては、各学校において、教員が個別に学習指導や相談を丁寧に進めているところでございます。スクールソーシャルワーカーや相談員がかかわっての支援も行っております。あだちプロジェクトのような大きな貧困に特化した対策は難しい点がございますが、議員がご指摘されている教育格差を補う取り組みの必要性は、学校現場においても、教育委員会においても強く感じているところであります。今後さらにどのような支援ができるか、研究を進めたいと考えております。

3点目の道徳教育についてです。ここは簡潔に申し上げます。南魚沼市では、県内各地から注目されている先進的な取り組みを行っております。現在でも各地から参考にしたいという声が届き、これまでの実践を行ってきたものをまとめた「道徳授業づくりハンドブック」は、各地に配布し、参考にさせていただいております。各校ともスムーズな運営状況と考えております。

いじめ、不登校対策としての道徳教育であります。道徳教育は互いの違いを理解し合いながら、ともによりよく生きる温かい共生社会を目指すものでもあります。そういう道徳教育でありますので、いじめ問題への対応を確かなものにするために、善悪を正しく判断することなど、内容を重視し、互いに考え、議論しながら一人一人が納得のいく学習を進めております。また、不登校対策につきましては、自己有用感を高めることが重要でありますので、互いを理解したり、自分の良さを見つけたりする学習を丁寧に行い、不登校対策をかかわらせて進めている次第でございます。今後とも道徳教育の充実をはかっていく所存でございます。

以上でございます。

○議長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 子どもたちの生活実態と教育について

ちょっと私の時間配分が誤って、大変失礼なことをいたしました。答弁を用意していたのに全部答弁がされない、途中で遮ってしまって大変申しわけなかったというふうに思います。

遮った答弁にさらに再質問というわけにはいきませんので、最初のほうのところにつきましては、また後日改めてということにさせていただきたいと思っておりますので、第2問の貧困の

ほうをちょっと1つくらい。虐待が1番だったですね。

貧困のほうにちょっと入りたいと思います。話を聞かせていただきました。調査はしていないということですが、東京都あたりはしているのですよね。東京都では、「子供の生活実態調査」というのをしていますし、足立区も世田谷区もやっていますし、日本財団も似たようなことを、数字を出しているのですけれども。そういうのを見ますと、数字的にあらわれて——用意してきたのですけれども、時間がありませんのであれですけれども——予想以上にやはり生活困難世帯と一般世帯の差が大きいというのが、その資料から見ると読み取れるのです。

私はこの貧困の問題というのは、義務教育の学力の格差というのは、高等教育の入学や社会へ出てからも影響してしまう。そして、次の世代にまた繰り返すのですよね。それが貧困の連鎖ということだと思えるのですけれども、私は都市部と地方部、それだけでも教育環境というのは大分差があると思うのです。そういう中で、さらに地方で生活の困難を理由に学力の格差をつくってはならないと私は思っています。南魚沼市は生活困難層への、今ほど説明がありました、きめ細かな対応をしているようですけれども、さらにそこら辺を意識しながら貧困の連鎖を義務教育の段階で、ここでとめるという努力を、私はしてもらいたいと思いますし、今、多分されているのでしようけれども、さらに実態は大変開きがある。大変な状態になっている。統計の数値から言うと、そこら辺を自覚してもらって、さらにその後、そういう取り組みを強化するというをお聞かせいただきたい。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 子どもたちの生活実態と教育について

まさに貧困の連鎖、これが現実的に南魚沼市におきましてもあるわけです。その連鎖を防ぐために、学校教育、学校現場を中心として、各機関、部局と連携して、個別的に丁寧な学習支援、相談を行っております。議員ご指摘のように、ますますこれからそこを丁寧に進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 子どもたちの生活実態と教育について

では、道徳教育のことで1つ、2つ、時間があったら2つお願いします。

聞かせていただきました。大変スムーズに事業運営がされているということですが、私が一つちょっと気になるのは、点数で評価ということではなくて、いろいろ評価の仕方が難しい。正しい考えに導くことは大切ですが、その中で、点数があって、数学のように1つの答えではないと思うので、違う価値観も多分、出てくると思うのです。そういうときに、それを教育としてどう捉えているか。そこをひとつお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 子どもたちの生活実態と教育について

議員がおっしゃるとおりに、評価は点数ではございません。子供の良さを見つけるという

ことです。1つの答えにまとめるのではなく、それぞれの考え方があって、その中から自分はどう考えるかというところを大事にしていきます。一人一人が納得する解をそれぞれが持つというところが、今回の道德の特徴でございます。

以上でございます。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 子どもたちの生活実態と教育について

ちょっと一番私の聞きたい、いじめ対策のことで1点だけ触れさせていただきます。

私が感じる場所は先ほども言いましたように、学んでいることは、昔に比べれば問題にならないほど子供たちはいっぱい学んでいるのです。ただ、私が気になるのは、大人になってから一番大事な思いやりとか、善悪の判断とか、協調性とか、その社会性ですよね。それとその基礎となるコミュニケーション能力です。それが今の子供たちに欠けている。

そこで、道德教育に私は期待したいのです。だけれども、これは本来は家庭や地域の中で、経験の中で学んだりしていくことですよね。ただ、今、家庭の教育力も、地域の教育力も、そこまでなかなか残念ながらいっていない。となれば、学校の中でそのことを教えていただく、そういうことも力を入れていただかなければならないというふうに私は思うし、期待しているのです。

ですので、国のほうがこの道德教育をいじめ対策の一つの中心だと、そういうことに非常に期待しているのです。ですので、新しい教育長として、そしてまた道德教育の第一人者として、この道德教育をいじめ対策に生かしていくのだという思いだけでいいです。強い思いを最後に聞かせていただきたいというふうに思います。

○議 長 教育長。

○教育長 2 子どもたちの生活実態と教育について

道德教育の目指すところは、それぞれの違いを認め合う、温かい共生社会であります。ですので、学校だけではなく、家庭教育、地域も含めてよりよい、お互いを認め合う、そういう人間関係づくりを大事にした教育を、これからも進めてまいります。議員がおっしゃるとおりに、この道德教育を中心としながら温かい人間関係、共生社会、それを一步一步、力強く前進していく決意でございますので、またご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で佐藤剛君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位3番、議席番号6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、議長に発言を許されましたので、これより従来型、一問一答方式にて大項目2点について質問いたします。

1 総合的な少子化対策の拡充について

まず、大項目1点目、総合的な少子化対策の拡充について。国は1990年に合計特殊出生率が1.57に下がったことで、仕事と子育ての両立支援に力を入れ始めました。しかし、2005年には1.26と過去最低になり、子育てを社会全体で支援する仕組みづくりを進め、少子化対策

の強化を図った結果、2017年には1.43と回復傾向になりました。しかし、全国出生数は昨年、過去最少を更新して、86万4,000人の見通しとなり、国が29年間も多くの取り組みをしても、少子化に歯止めがかからないというこの問題の複雑さ、深刻さが明らかになりました。

政府は若い世代の希望出生数1.8の目標実現に向け、本年度内に第4次少子化社会対策大綱をまとめるとしています。県内の2020年度予算案を見ましても、十日町市、五泉市、燕市など多くの自治体が、人口減少対策や子育て支援拡充に力を入れることから、危機感は同じであると感じます。当市の人口は、直近の2月末で5万6,139人と、年度始めから既に471人の減少です。2017年の出生数は396人、合計特殊出生率は1.42と、全国平均より低くなりました。2018年の出生数は394人、合計特殊出生率は同じ1.42と低迷が続いています。市民も改めてこの数字を知ると、その深刻さに驚く人が多いようです。

昨年行われたまちづくりアンケート調査結果を見ましても、総合的な人口減少対策は、現状評価が一番低く、今後力を入れて取り組むべきことでは最も高くなっており、早急な対応が必要な重要施策と分析されています。市は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定を進めて、移住・定住・交流人口増加を目指しています。しかし、既に少なくなっている若者人口を全国で奪い合うだけでは、根本的な問題解決にはならず、並行して、今、住んでいる市民にも多方面から支援強化し、さらなる少子化対策拡充が必要と考え、次の5点について伺います。

(1) 全国的に生涯未婚率が上がり、晩婚化が進んでいることも少子化要因の一つとされています。生涯未婚率はこの25年間で男性は約20ポイント、女性は約10ポイント上昇し、平均初婚年齢も三、四歳上がっているとのこと。2019年に結婚したカップル数も、前年比約3,000組減って、戦後最少を記録したといえます。そして、2018年の調査では、未婚の20歳から40歳代、男女の7割以上が結婚を希望していると内閣府が発表しています。

日本では、出産者の98%が有配偶者です。結婚してから出産しているということです。行政が結婚の希望をかなえる支援は重要です。新潟県の「ハートマッチにいがた」は、入会登録料が2年間で1万円、2019年度予算は約3,000万円で、2016年からの3年半で1,576組を引き合わせ、29組が結婚したという実績です。花角知事は人口減少問題に非常に有効な政策だと発言したようです。

十日町市では2015年10月に会員登録制の無料結婚相談センター、ハピ婚サポートセンター「とおかまちマリアージュ」を開設し、年間約1,000万円の予算を投じています。2人の女性コーディネーターが結婚相談、イベント広報活動、個別マッチング等を行っていて、4年間の会員登録者数は270人、来所による相談件数は1,483人、マッチング件数は294組、婚姻組数は30組で、そのうち転入者が15名であり、年々着実に成果を上げているとのこと。センターのほかに地域サポーターが10人いることで、きめ細かい対応ができていました。

十日町市の2017年合計特殊出生率は1.55で、毎年、全国平均以上を維持しています。当市でも新たに『LIFE in』PARTYという若者交流パーティー開催に取り組んでいます。その

目的の中には恋人探しも含まれ、毎回参加者が増えて、市民からはとても評判のよい事業です。第3回目は今月開催予定でしたが、中止となり、本当に残念ですが、このほかにも新たな結婚の希望をかなえる支援拡充はあるかを伺います。

(2) 県は行財政改革の一つとして特定不妊治療支援事業の内容を変更し、夫婦の所得の合計額が730万円以上の場合、対象経費の2分の1として助成上限額を大幅に減額しました。これまでも妻の年齢が39歳以下では、43歳になるまでに通算6回まで、40歳から42歳の場合は、43歳になるまで通算3回、43歳以上で開始した治療は助成対象外となっており、対象年齢の引き上げを望む声がありました。出産を望み、苦しい不妊治療を続けているご夫婦には、さらに利用しにくくなることが心配されます。市では単独の助成事業も取り組んでいますが、県の変更を補完し、利用者拡大をどう進めるかを伺います。

(3) 長岡市元職員の女性が生後3か月の長女を昨年6月に殺害した事件は、懲役3年執行猶予5年の有罪判決となりました。不眠と自殺願望を訴え、心療内科を受診し、重度の産後うつ状態だったと報道されています。その女性は事件後、もっと周りを頼るべきだった、と悔やんだそうです。家事や育児ができない自分を責め、帰りの遅い夫や、介護をしている実家の母に遠慮し、1人で抱え込んでいたことが重症化の原因と推測されます。

せっかく授かった小さな命と、母親の命も守らなければならない、産後ケアの必要性を痛感する事件でした。県内ではこの産後ケアに取り組む医療機関が少ないようですが、近いところで十日町市のたかき医院では、十日町市、津南町、長野県栄村と提携し、自治体が半額補助をして、泊まりと日帰りの産後ケアを実施しています。医師や看護師による包括的なケアと、夜間も助産師のサポートで睡眠不足は解消され、母親の体力回復や精神的にも安定すると聞き、大変大きな期待をしております。

来年度新たにに取り組む産後ケア事業は、産後4か月までの困窮した母子を対象としたショートステイとデイサービスの利用委託制度とありますが、その取り組み内容と新たな事業の周知方法を伺います。

(4) 政府は育児休業中に雇用保険から支払われる給付金の水準を、賃金の最大67%から80%とする案を検討していると新聞報道されました。給付中は社会保険料の支払いが免除されるため、休業前の手取り月額とほぼ同額になり、男性の育休取得と少子化対策を推進したいという狙いです。共働き、核家族が増えている中、出産後1週間前後で退院しても、誰かの手助けがなければ、1人で家事、育児はできません。祖父母も昔と違い、65歳までは働かなければいけない現代です。男性が最低でも、母子1か月健診が終わるまで育休がとれたら、女性も周りに気を使うことなく安心して身体を休められ、男性も子育てに参画できます。2018年度の育休取得率は女性が82.2%、男性は6.2%です。当市の男性一般事務職の取得はゼロのようですが、男性職員全体の取得状況と推進強化の状況はどうかを伺います。

(5) ほのぼの広場の利用状況を見ますと、どの会場も昨年より減っているようですが、これは近隣にも同様の施設が増えたので、当然の傾向と考えます。しかし、子育ての駅「ほのぼの」は、市が施設使用料を払っていますので、遊び場としてだけでなく、保護者の

相談窓口としての役割を果たしているかが重要です。子供を遊ばせながら、保護者同士や保育士に、子育ての悩みを気軽に話し合える場としての活用状況と進捗状況を伺います。

演壇からは以上となります。

○議 長 質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。再開を1時10分といたします。

[午後0時01分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、田中議員のご質問に答えてまいります。

1 総合的な少子化対策の拡充について

5つありますので、ちょっとお時間をいただきます。総合的な人口減少対策の1番目です。結婚の支援拡充であります。平成27年の国勢調査における市の生涯未婚率、これが男性が23.06、女性が9.86でありまして、国や県と比べますと下回っておりますが、この10年間で比較すると、市内の未婚率が急速に増加してきていると。私が中学1年生だったと思うのですけれども、1980年、男性は1.49、女性が2.17ですから、この間、非常に本当に進んだのだと思います。

晩婚化につきましても、10年間で市の初婚年齢に大きな変化はありませんが、全国平均よりもこれは低く推移しています。しかし、社会の多様化やライフスタイルの変化によりまして、必ずしも結婚が人生にとって必須ではないとする考え方も増えているようです。このため、結婚する人、しない人の両極化が広がっているというふうに考えているところであります。

昨年、南魚沼市では、市内の48歳未満の男性・女性を対象に「結婚に関するアンケート調査」を実施しました。その中で未婚者に結婚の意向を聞いたところ、9.3%の男女が結婚したくないという回答をしています。平成24年に実施した同様の調査では5%だったということで、4.3%これも増えているということでもあります。

結婚しない原因としては、1人でも充実した生活が送れる。また、束縛されずに生きたいと思う人が増えてきたとの回答が上位を占めていました、という状況であります。

このような状況の中で、今年度は結婚に関する支援として、湯沢町と南魚沼市で構成しているご存じのとおりであります。広域計画協議会、ここで出会いに関するイベントを3回実施しています。また、六日町商工会でも県の補助金を活用してのイベントを実施しています。定住自立圏の取り組みとして、昨年度に引き続きハートマッチにいがたの臨時事務所を開設するとともに、各市町で行っている婚活イベントを共有してまいりまして、各市町のウェブサイトで情報を発信したところであります。

結婚に関するアンケート調査の中でも、行政に望む結婚支援策として何を望まれるかということですが、出会いの場の提供というのが最も多くなっているということでもあります。U & I ときめき課のほうでやっている『LIFE in』PARTY』もいろいろな目的別になっていて、リストバンドをしたりするやつですけれども、あれの中でも出会いというのが、非常に大きなテーマになっているかというふうに思っています。いろいろな試みをやっているところがあります。今回、新型コロナウイルスで中止になってしまっているのは、ちょっと残念であります。

来年度に市単独事業として大きく拡充をするかということ、そのようなことはちょっと考えていませんが、先ほど申し上げました県の補助事業の有効な活用、また、近隣市町との連携を図る。これは前から言っているとおり、南魚沼市の市民の男性・女性が必ずしもここでやりたがらないというのも、傾向としてありまして、これは周辺の市町の連携というのは、やはり考えていかなければならない。ちょっと離れたところでそういう場に臨むというような傾向が出てきていまして、いろいろなことがあります、考えてまいりたいと考えております。

2つ目のところであります、不妊治療の問題であります。新潟県では、国の制度で設けられている所得制限を、平成24年から撤廃していきまして、夫婦の所得の合計額が730万円以上の場合も治療費助成の対象としてきたところですが、令和2年度から助成要件を、夫婦の所得の合計額が730万円未満の場合のみにするということでもあります。県の制度ではご夫婦の所得の合計額が730万円以上の場合には、治療法により1回当たり7万5,000円、または3万7,500円——いろいろな治療方法があります——これが上限の額となっておりますので、所得730万円以上の方はこの額の助成が受けられなくなるということになります。

しかし、南魚沼市では対象者に所得の要件は課しておりませんので、県の助成要件の変更に伴って市の助成対象者や助成額の変更はなく、引き続き13万円まで利用していただくことができるというふうになっております。市の助成制度の利用者で所得がこの制限の730万円以上の夫婦の申請というのは、平成30年度で3件、今年度も現在まで3件というふうになっています。利用者の拡大ということではありますが、特定の人向けに周知をするということは、これは困難でありますので、ホームページ、または市報、医療機関へのチラシの配布等、これらによって助成制度の周知を図ってまいりたいと考えているところでもありますので、よろしく申し上げます。

3点目に、産後ケアの問題であります。産後のうつ、それに伴う児童虐待の要因、こういうふうに進むということがよく言われます。妊産婦の孤立というのが、やはりこの中に大きく影を落としているということでもあります。これは核家族化の進行とか、頼れるはずであった親の不在とか、地域との関係が希薄になっているなどの理由があるかというふうに思っています。他者からの子育ての支援が期待できないということに原因があると考えています。

そこで、南魚沼市では、産後早期からの心身のケアと子育て支援を実施する「南魚沼市産後ケア事業」に取り組みまして、退院直後から安心して子育てができる体制を整備し、妊産

婦の孤立の解消、それから産後うつ、また児童虐待の防止を図っていきたいと考えております。

対象者は、市内に住所があり、家族などから十分な家事及び育児などの援助を受けられない産後4か月以内の母子で、産後に心身の不調、または育児不安などがある方。そのほか特に支援が必要と認められる者というふうに限定してやっていきたいと考えています。対象者には市の担当職員が客観的な評価を行いまして、産後ケア事業に加えて家族などとの関係の調整、そういったことに割って入る。そして、地域で育児をしていくために必要な関係者につなげていただくということで、妊産婦を孤立させない、切れ目のない支援を目指していきたいと考えているところであります。

また、ケア事業であります。医療機関に委託をさせていただきまして、宿泊型とそれからデイサービス型で実施したいと考えます。内容は、母親の身体的な回復のための支援、そして授乳の指導、乳房のケア、それから母親への心理的な支援、育児指導などを行いたいと考えます。

周知の方法については、事業の趣旨、内容を記載したチラシなどを作成しまして、母子健康手帳の交付時などに配布をしたいと考えています。子育てブック、また市のウェブサイトにも掲載し、妊婦健康診査、それから産婦健康診査を実施している病院にも協力を依頼していきたいと考えております。これらによりまして、全ての母親が安心できる体制を整えていきたいと考えているところでありますので、よろしく申し上げます。

4つ目のご質問であります。育児休業の給付金の引き上げを国が予定していると。男性職員の取得の状況と推進の強化であります。南魚沼市役所における男性職員の育児休業の取得については、平成29年度はゼロでした。平成30年度は2人が取得しています。取得率は8.3%になります。今年度については今のところ1人が取得し、これが4.3%ということになります。すけれども、進んでいます。

この取得の推進については、平成28年度に決めました「第2期南魚沼市特定事業主行動計画」に基づいて取り組んでいます。主な内容としては、育児休業制度の説明を記載した「南魚沼市職員のための子育て応援マニュアル」を作成しまして、対象者に配布しています。毎週水曜日に子育て応援マニュアルの一部を——水曜日を当市役所はノー残業デーというふうに位置づけていまして、きょうは残業をなるべくしないでというような呼びかけとともに、庁内LANがありまして、ここでも掲載をさせていただいて、男性職員の積極的な取得を促している。そして、取得率の向上に取り組んでいるというところでございます。今後もこれらを進めてまいりたいと考えています。

私からも職員の組合に対しましては、この取得をぜひ、という話を、機会ごとに捉えて話をさせていただいています。市役所が率先してとることが、社会のまたそういうことの進み方につながるのだという意味でやっています。

5番目であります。ほのぼのの活用状況、そしてこれからの推進。子育ての駅「ほのぼの」については、平成29年12月に開設をさせていただきました。ご存じのとおりであります。2

年2か月が経過しています。オープン当初は、1日平均100人を超える月が、非常に並んでいたのですが、先ほど議員ご指摘のとおり状況がやはりあると思います。最近では、日平均では80人から90人くらい、こういう形で推移しています。移転の目的でありました、子育ての悩みを気軽に話し合える場として大いに機能してきたと。また、していると考えています。

ほのぼのについては——移転前から行っていたのですが、本当はやっていたのですが、各種妊産婦教室の会場としての位置づけ、そして、発達に心配のある幼児を対象とした遊びの教室などは継承しながら、今、新たな取り組みとしては、今年度は七夕等イベントを開催しているのです。これには29組が参加、ハロウィンは41組が参加、クリスマスには46組が参加など、季節の行事を積極的に展開しまして、多くの参加者から好評をいただいているというふうに報告を受けているところであります。

昨年4月からはメール配信サービスを始めました。月のイベント情報、感染症の情報など——また今は特に——これらを配信しています。2月末現在で90名の登録があるそうであります。皆さんから楽しみにしていただきまして、ここからいわゆるママ友というか、そういうようなところに誘っていただいたりしながら、利用者が着実に増えてきているという報告を得て、大変嬉しく思っているところであります。

令和2年度の取り組みをちょっと申し上げますと、イオンさんとの連携をさらに強化させていただきたい。これは季節行事を共有していくということや、そして相互の利用を促進したいというふうに考えます。

このほか、ほのぼのに保育士が常駐している。これが当南魚沼市の子育ての駅といいますか、ここの私は誇っていいところだと思っています。実際に資格のある保育士がきちんと常駐しているということでもあります。利用者アンケートにおける、相談しやすい、話しかけてもらえる、気分転換や情報交換になるといったようなご意見につながっていると私は考えているところでございます。勤務する職員の士気の高揚にもこれらがつながっているというように見ております。

私もできるだけ通りかかったときには、寄って声を聞いたりしてくるようにしていますのですが、なかなかちょっとままならないときもありますが、いつも視察を含めて見ていると、利用者の方に話を聞いてもそのような答えが返ってくるので、大変うれしいというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 総合的な少子化対策の拡充について

1点目のほうですが、新たな拡大はないということで、ただ、近隣のほうとも協力をし合っていくということです。新たに始めました「『LIFE in』PARTY」のほうは、市が主催して、南魚沼市まちづくり推進機構が実施しているのですが、本当に参加者が多くて、子供連れとか、パートナーを探す人だけではないので、参加がしやすい。婚活が前面に出て

いないので参加しやすいという声も、若い方々から聞いています。とてもいいことだというふうには思うのです。今、ほかの団体のほうでもこういった婚活イベントも取り組まれていますし、民間のグループも取り組んでいる、自主的にやっているところもあるわけで、そういった他市だけではなくて、市内のそういったほかのところとも連携しながら、一緒にまたいろいろな形でできると広がりがあるのかなと思うのですけれども、そちらについては検討されますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 総合的な少子化対策の拡充について

検討しているかと思いますが、「『LIFE in』PARTY」のところについては、期待を含めて大変ありがとうございます。非常にいいと思います。中には初婚ではない人もいます。そういった方が気楽に垣根なく出てくる。これはシステムというかをよく考えたなど、私は非常に評価しているパーティーです。ちょっとその点につきましては、担当の部、課に答えてもらいますので、よろしくお願いします。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 総合的な少子化対策の拡充について

いろいろな民間のグループですとか、他団体でもというお話でしたので、十分その点については考えております。実は一昨年から県の補助事業——この婚活のプロジェクトについては補助事業ができたわけですが、それが今回、来年度から規模縮小というような中で、市単独の事業というのは、補助できなくなりました。今までは六日町商工会さんが経済団体という枠の中でやっていたわけですが、この制約が厳しくなりました、複数の企業、または経済団体等が開催するイベントについては補助します、というようなことになっています。私たちは財源を確保するという事も考えながらやっていきたいと思っておりますので、今おっしゃった複数の団体ですとか、多様な主体、これらが一緒になってやっていくことについて、これから検討してまいりたいと思っております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 総合的な少子化対策の拡充について

わかりました。やはり県のほうの財政の影響が、どこまでくるのかというふうに思っていたのですけれども、やはり一つ一つの細かい面で、やはり影響が出てきているのだなというのを、今、聞いていてわかったのですけれども、それはそれなりに、それに対応した市の知恵のほうで、また力を入れていただきたいというふうに期待しております。

それで、2点目のほうに移ります。2点目のほうでは、年収に関しては市のほうは制限がないので、それには当たらないということでした。これはこの後ほかの方もいらっしゃいますので、この2点目のほうについてはわかりました。

3点目の産後ケアのほうですが、これはやはり来年度から新たに取り組むものですので、本当に待っていた、期待していた事業でありますので、頑張ってください。そして、たかき医院さんのほうに聞いてみますと、南魚沼市の方が今も使っているのですけれど

も、これからまた増えても、十分それは受け入れられるということも聞いておりますので、ぜひ、広報をよくしていただいて、ちょっと心配だという方には、これを使っていただきたいというふうに思います。

今まで、訪問でずっと市のほうではやってきたわけですがけれども、それも本当に頑張っていると思っています。ただ、その訪問の形ですと、夜の対応はできないわけですね。ですので、こういった医療機関にきちんと宿泊であったり——昼間、デイサービスを使ったとしても、子供と一緒にそこに行きますので、専門の方が子供さんを見てくれますから、その間、自分が安心して休めるというところが、やはりただ相談するだけとは違いますので、本当に大きな力になるのではないかとというふうに期待しております。

それでその中で、困窮した母子という、どういうところが当たるのかというのが、今、答弁でいただいたところですがけれども、やはり遠慮があって、なかなか自分からは発信できないという方がやはり多いのではないかと。長岡の元職員の方を見ていると、頑張らなくちゃ、頑張らなくちゃと自分で思い詰めてしまうというところがとても問題で、それをいかに見つけられるかというところが、本当に難しいところだと思うのです。家族はそばにいますので、わかっているようで、その深刻さがやはりなかなか伝わっていないのだらうと思います。

そういった中で訪問したり、健診の場であったりというところで、いち早く専門家の方がこれはやはりつないだほうがいいというふうに、その判断をしてもらえるかどうかというところが、一番重要なところになると思うのですが、個々の判断の違いがあったりすると、それも難しいと思いますので、困窮した母子が産後ケアを使えるようにする工夫について、もう一度お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 総合的な少子化対策の拡充について

この母子の問題だけでなく、例えば自殺予防なども含めて、全てにおいて見立てる人の力、人間力というか、そういうものがマニュアルというかの中にきちんとうたわれて、なるべく平均化しているのが一番だと思いますが、やはり見抜く力というのが大きいのだらうと思います。そういう意味で、今回、意気込みを持って担当課、担当部はやると思いますので、その担当のほうからちょっと答えてもらうことにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 総合的な少子化対策の拡充について

こちら困窮した方を、ということの問題ですがけれども、これにつきましては、保健師のほうの訪問ですとか、健診時でのその母子に対する接し方によるというふうに感じております。今までも、こんにちは赤ちゃん事業というような形で各家庭を訪問するということもありましたが。そういった中では、母親が育児に対しての悩み等について1対1という形でお話を聞く機会もあったわけですので、そういった部分を今後も充実させていきたいというふうに考えております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 総合的な少子化対策の拡充について

わかりました。介護人材を育成する支援事業のほうのときにも、最初に新たに始めたときには、本当に二、三人という少ない人数でしたが、次の年には20人くらいに増えて、やはり担当課のほうがどれだけ力を入れて広報をするか、ニーズをつかむかということによって、かなり利用が違ってくるのではないかというふうに思います。最初の年は、もちろんなかなか広がっていませんので、定着していませんので、一気に何十人もということにはならないとは思いますが、現在も今までで、年、大体24人くらいは、たかき医院さんのほうでも使っているということですので、それがさらに市のほうで補助が今度出たら、それを活用して使っていただくということを進めていただくように期待しております。

それで、次の(4)番の男性の育休の問題であります。先ほど平成29年はゼロ人で、平成30年は2人、今年度は1人というふうに向ったのですけれども、この方々のその期間ですね。短くてもいいわけですし、2回に分けてとっていただいてもいいという、男性の場合はいろいろとり方が、女性のようにまとめて1歳2か月までとか、そういうことではないようなのです。大体どれくらいの期間をとっていらっしゃるのか、わかる範囲でお願いします。

○議長 市長。

○市長 1 総合的な少子化対策の拡充について

この点につきましては、もちろん把握していると思いますので、担当の部課長から答えてもらうことにします。よろしくお願いします。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 1 総合的な少子化対策の拡充について

平成30年度に取得している2名につきましては、まず1人目は5日未満が1人、5日から15日未満が1人の計2名であります。今年度取得した職員については、15日以上というところで1人になっております。

○議長 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 総合的な少子化対策の拡充について

今度、国のほうも本当に危機感を抱いて、こういったところでも働いているときとあまり所得がかわらないような形でとりやすくしていくということです。せっかくそういうことに力を入れていただくわけですので、その点についても市の職員の方々にも広報して——ちょっと日数を聞きましたら、本当に短いのだなというふうに思うのですけれども、それがやはり最低でも1か月とれるような形に、業務の中でもやりくりをしていただけるように期待したいというふうに思います。

次、5点目であります。ほのぼのの利用状況につきましては、遊びの広場というような形では少し下がってはいても、1日平均で80人から90人ということは、かなり本当に活用されていると思います。先ほど市長がおっしゃったように、保育士がそこにいて、私も使っていますのでわかるのですけれども、本当に様子を見ていて、保育士のほうから声かけをしています。子供の様子もよく見ていてくれます。1人で2人連れて行ったときに、もう一人の

子が「トイレ」と言ったときに、ほかの子を保育士の方に頼んで行けるのですね。そういうところが自分で普通に遊びに行ったときとは全く違いますので、その安心感というものも大きいというふうに思っています。

イベントの開催というようなことでも充実は年々進んでいるのだというふうには思うのですが、今、この新型コロナウイルスの対策で中止になっていると思うのです。それはやむを得ない。学校も休みになっているくらいですので、それはやむを得ないことですが、相談の業務という点ではあそこに行かなくても——先ほど登録している方がたくさんいらっしゃるということですが、行かなくても相談業務については心配のないような形になっているかどうかを、1点伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 総合的な少子化対策の拡充について

まさにあそこは、今、閉めています。閉めています、今ほど議員がお話しされたように、そういう日々の、というか、心配ごととか、そういうことは、これは最初に我々考えていたことですので、やっていると思います。担当の部長または課長に答えてもらいますので、よろしくをお願いします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 1 総合的な少子化対策の拡充について

おっしゃったとおり 29 日から、ほのぼののほうは閉めさせていただいておりますけれども、電話相談のほうは受け付けておりますので、周りからもそのようなご相談がありましたら、ぜひ、電話でお問い合わせくださいというふうにお伝えいただければと思います。

以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域医療をどう守るかについて

はい、わかりました。それでは、大項目 2 点目、地域医療をどう守るかについてです。国は医療費抑制のため、再編、統合議論が必要な全国の公立・公的病院を 424 と発表し、その後、見直して 440 病院としました。魚沼地域では 4 病院が対象となり、ゆきぐに大和病院は回復期病床に転換しましたが、車で 20 分以内という立地基準には当てはまりました。県が事務局となり魚沼地域医療構想調整会議で検討され、県議会でも多くの議論がされています。

当市では先日、3 月 1 日に第 1 回医療のまちづくり検討委員会が開催され、ゲストスピーカーの黒岩卓夫萌気会理事長からは、市の行政と議会は役割を果たしているか。市議会議員は公的資金の使途が適切か、無駄な投資はないかを把握し、責務を果たすこと。地域エゴや不勉強は許されない、とまで苦言を呈されました。このことは大変重く受けとめなければならないと感じています。

県は医師偏在指標で全国最下位になり、民間医療機関も減少する中、市内の医療の現状と市民ニーズには大きな変化があり、地域住民の健康をどう守るのが重要な課題となっています。どこで何が検討されているのか、今後いつからどうなるのか、正しい情報も少ない。

この市民の不安にどう答えるかを伺います。

(1) 浦佐に建設された魚沼基幹病院は、県が整備し、指定管理者である一般社団法人新潟県地域医療推進機構が運営する公設民営の病院です。創立者である新潟県が30億4,000万円、魚沼市、南魚沼市が300万円ずつ、十日町市が200万円、湯沢町、津南町が100万円ずつを出資し、林市長は理事の1人となっています。入院患者の約40%と、外来患者の約50%が南魚沼市民であり、市民にとって重要な救命救急病院となっていますが、計画どおりには病床稼働が進んでいません。早期に454床を稼働し、黒字化を図るため、来年度は整形外科病床と地域包括ケア病床を増やしたいという話も聞こえます。また、厚生労働省は2020年度の診療報酬を改定し、大病院の入院費の値上げや紹介状なしの外来受診の追加負担制度を拡大すると新聞報道されています。身近なかかりつけ医が減少する中で、魚沼基幹病院を受診するのに、個人負担が増えるのも不安材料です。4月からの病床数や初診料に変更があるか、わかる範囲でご答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 地域医療をどう守るかについて

それでは、お答えします。2つ目の地域医療の問題であります。まず、魚沼基幹病院は届け出病床数が454、一般病床で400、精神病床で50、感染症病床で4であります。令和2年4月からの変更予定は、これについてはありません。現在、稼働病床数は356床、おっしゃるとおりです。体制が整い次第、順次稼働を考えている状況等を確認しています。体制が整わない原因の一つは、ご案内のとおり看護師不足であると伺っています。ただ、令和2年度には新採用30名弱、既卒、それから経験者も同数程度採用し、病棟の開設を目指していくということになっているかと思えます。

ご質問の初診料であります。これは紹介状を持参しない場合の選定療養費のことを指していると思いますが、その旨でお答えします。現在、紹介状がなく、魚沼基幹病院を初診で受診される場合、選定療養費として2,200円が徴収されますが、ことしの4月からは5,500円に改定されます。また、歯医者さん、歯科では3,300円が徴収されるようになります。このほか、症状が安定し、ほかの医療機関へ紹介したその後に紹介状を持たずに再度受診したという場合には、現在は無料ですけれども、これが4月以降は2,750円が徴収され、同様に歯科では1,650円が徴収されることになっています。

ここで、もうご存じなので繰り返すこともありませんが、お聞きになっている方もいますので、魚沼基幹病院が地域完結型医療の核として地域の医療機関と役割を分担して、そして救急医療、高度医療を担うものであること。また、地域の医療機関からのこれまで以上に機能分担、連携促進を進め、紹介、逆紹介を推進して地域で一つの病院——最初からあった理念であります。今もそうであります——この理念に向けて取り組むべきとの声を受けて、この選定療養費、いわゆる初診料の見直しを行うものと理解しています。これらについては魚沼基幹病院のウェブサイトに掲載されているほか、魚沼地域の医療再編のときから新潟県が発行しています——今は基幹病院か、が発行している「うおぬま通信」というのがあります

が、ここにも掲載し、全戸配布される予定だと聞いているところでもあります。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域医療をどう守るかについて

変更になる点は全戸配布されるということですので、わかりやすいというふうに思います。

それでは、次、(2)番です。3市2町で要望して建設した魚沼基幹病院ですので、建設場所である市も、さまざまな協力をしてきたことと思います。大和給食センター駐車場や、魚沼基幹病院横の田んぼも職員駐車場として貸与している等の協力支援体制の現状と、今後の対応を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 地域医療をどう守るかについて

2つ目のご質問にお答えします。現在、魚沼基幹病院への駐車場の用地として無償貸与しているものは、今ほどお話もありました、大和中学校前にある収容台数で150台分の、これは市有地、市の所有地及び個人所有の土地、これを市が個人から賃借している——失礼しました。もとへ、150台分の市所有地。加えて個人所有の土地であり、市が個人から賃借しています、魚沼基幹病院の北西側の収容台数218台分の土地。お話のとおりこの2つです。全部で368台分。

これは魚沼基幹病院整備のときの基本計画において、ゆきぐに大和病院南棟は解体して、魚沼基幹病院の駐車場として整備をするというふうにしていたことから、この駐車場が完成するまでは——現在されていないわけでありまして、仮設駐車場を維持するとの県との覚書によるものであります。今後についてもこの覚書に基づいて無償の貸与を継続していくということでもあります。こういう課題が今あるということでもあります。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域医療をどう守るかについて

はい、わかりました。給食センターのほうの駐車場は無償であって、それは南魚沼市行政財産の目的外使用条例のほうで使用料を減額、または免除することができるというふうになっている。それにのっとなっているということは聞いているのですけれども、減額ではなくて、免除にした理由というところがよくわからないのですけれども、この点いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 地域医療をどう守るかについて

私が間違った答弁をしたら悪いので、担当のほうに答えさせますが、現在我々が約束どおりの部分の解体に及ばないために、これが起きているというふうに私は解釈していますが、必要があれば担当部長のほうに答えてもらいます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 地域医療をどう守るかについて

今ほど市長のほうから答弁がありました。開院後につきましては、今ほど言ったとおり南棟の解体、駐車場の整備が進まないの、それについての覚書がありますので、その関係での駐車場確保のために無償で対応しているということになります。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域医療をどう守るかについて

はい、わかりました。150台分と250台分ということですが、大和病院の南棟を壊して、そこを駐車場にすると、その両方がないと足りないのか。この両方の台数分が南棟の壊した後の駐車場と比べて、その両方なければだめなのかというところを再度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 地域医療をどう守るかについて

少しだけ、今の議員のご発言をちょっと訂正したいのは、先ほど250台分と言いましたが、218台と私は答えておりますので、よろしくをお願いします。

そういう必要があるの、その台数分の確保と思いますが、ただ面として多くとっているのかどうか、ちょっとそこはわかりかねるところがあるので、担当のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 地域医療をどう守るかについて

台数的なものについて、細かい計画図の中に台数を盛り込んだ図面が、基本計画にあるわけですが、そこを私がちょっと今持ちあわせておりませんので、全てイコールというわけではございません。余裕を持った中で一部分を貸し出すという方法でなく、一角という形で無償貸与しているわけですので、台数がイコールということにはなっていないかと思えます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域医療をどう守るかについて

はい、わかりました。

次、(3)民間医療機関が減少する中で、長い歴史を持つゆきぐに大和病院は市民のかかりつけ医として朝診療、夕診療など柔軟に市民ニーズに応え、地域医療としての果たす役割が増していますが、施設の老朽化が問題になっています。医療のまちづくり検討委員会、市民病院群として話し合われていますが、方向性はいつごろ示されるのか。今後の対策と将来構想をどう進めるのかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 地域医療をどう守るかについて

お答えしたいと思います。まず、ゆきぐに大和病院は、現在45床の病院として魚沼基幹病院に隣接をした条件のもとで相互に連携して、その役割を果たしてくれています。この施設の老朽化の問題ではありますが、現在病棟として使用している北棟の建物は、昭和58年建築の新耐震基準の建物であります。

今後のゆきぐに大和病院のあり方については、先日、3月1日に開催をさせていただきました——これは非常に強い思いをもって設置し、開催に及びました。本当によろやくこういう議論を始めるところに来たというように私は思っています。「医療のまちづくり検討委員会」ここにおいても検討の項目というふうになってくるかと思えます。

今後は検討委員会の提言も参考にして——この検討委員会が決めるわけではありませんので、あくまで提言。しかし、それにはタブー視なく、そして全国でも名立たる皆さんからの委員の参集をいただきました。これは一地方市においては、私は稀有なことだと思います。本当に強い思いを持って委員の皆さんも真剣に議論をこれからしてくださると思います。この高い見地からの本当にそういうことを集約して出された提言を、今度は私どものほうでその先の進み方の立案、そして議会の皆さんとの協議も、議論も含めて前に出て行くということでもあります。

はやる気持ちもよくわかりますし、私もはやっている気持ちもあるのですけれども、いつ、それがどうなるかということを示すことはできません。しかし、検討委員会は1年間をお願いしたいということで、冒頭で私が挨拶でも述べています。その後の検討期間がどうなるか。さまざまな、慎重に、しかし、将来を見渡した進み方を、歩みをしていかなければなりませんので、今、ここでいつの時期にこれをどうするかということは、私はまだできていませんし、案も考えていませんし、まだその始まりは、のところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域医療をどう守るかについて

なくす、なくすという、国や県のほうの減らすのと同時に、ではその減らした分をどうするのかというところが見えてこない、市民にとっては不安だということだと思いますので、その辺もあわせてお願いしたいと思えます。

(4) 市民バスは今年度からフリー降車になり、利用が上向いてきたようですが、大和地域から市民病院への乗り継ぎは、さらに改善が必要だと考えます。この点について、利用者増加に向けた利便性向上の具体的な対策を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 地域医療をどう守るかについて

ちょっとこれは、もし、誤解を招くと困ると思って。議員は「市民バスがフリー降車になり利用が上向いた」というふうにご質問の中で言われたのだと思いますが、全部がフリー降車になってはいないはずですので——そうできないですね。なるべくそうしたいという思いはあるのですけれども、これはなかなか危険性もあったりしてできません。なので、一部それに、でも前に出たということでご理解ください。

市民バスの路線設定につきましては、既存の路線バスを生かしながら——きちんともう走っている路線があるわけですね。これを生かしながら、通院、また買い物に対応した地域内の交通としての役割を担って、それぞれ路線を検討しているところであります。大和地域の

市民バスは、以前の病院バスを基本として運行していきまして、乗り継ぎの拠点がこれは魚沼基幹病院、そして大和病院の位置であるために、市民病院までのコースをなかなか設定できておりません。そのため、大和地域から公共交通機関で市民病院へ向かうには、現在のところJR、そして既存の路線バス等のこういう広域間を移動する交通機関を利用させていただくことになってしまいます。

しかし、市民バスの大崎コース、赤石コースは、その2つが浦佐駅に乗り入れていない。こういうこともございます。なので、非常にご不便をおかけしているという状況です。ただ、これにつきましては、今、今年度、策定をほとんど終わらしまして、来年からもうやるのですが、南魚沼市地域公共交通網形成計画については、いわゆるそういう乗り継ぎの問題と、これによる利便性の向上というのを施策に挙げています。なので、今、検討をずっと進めています。

再編を図っていく必要があるというふうにも思っています。これについては運輸支局への届け出前のために、具体的な時刻までは申し上げることはできませんが、4月からの路線バスで「六日町ー市民病院」の改正案、またそれらによって、さらに利便が高まるように、今いろいろな計画をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で田中せつ子君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位4番、議席番号16番・中沢一博君。

○中沢一博君 中沢一博でございます。通告に基づき、一般質問をさせていただきます。今回は大綱2項目でございます。

1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

1点目としまして、異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策についてお伺いさせていただきます。近年、気候変動の影響と思われます、今までとは全く違った激甚災害が世界を頻りに襲っております。地球温暖化の影響がここまできると、本当に切実に思わされております。今季の当市のスキーシーズンを見ておわかりのとおりであります。今まで年末年始は厳しかったことが多々ありましたけれども、ことしのように2月になっても雪がない、こんな歴史的異常少雪は、私もかなり長い歴史の中でも記憶にありません。

私たちの地域では、冬に雪がないだけでも大変なわけでありまして。そうした中、あわせて新型コロナウイルスの影響で、当市の基幹産業である観光産業は大打撃を受けて、業績が非常事態となっております。生活現場では二重、三重苦と戦っております。先が見えない敵に必死であります。宿泊業、飲食業、またバス会社などの観光産業を初め、小売、卸売業、また、製造業も悪影響が出始めております。異常気象による農業も心配であります。

今、国を挙げて目に見えない敵と戦い、国民の健康、命を守るさなかであります。国が、地方が一丸となって、一日も早い収束を願う次第であります。そういう中で経済という観点に絞った中で、安心と活力のある南魚沼市に向けて、緊急支援策を急ぐ必要があると感じる

わけであります。そこで、スピード感を求める中で、林市長に伺うものであります。

1点目であります、この二重、三重苦の中、私でさえも生活現場の危機感を肌で感じております。市の観光や産業への影響はどうなっているのか。実態がわからなければ、必要な緊急対策は打てないわけであります。調査した中での実態をお伺いするものであります。

2点目であります。異常少雪のときだけでも大変なのに、今、あわせて、先ほど言ったように新型コロナウイルスで本当に大変な状況で、南魚沼の経済は景気の下振れを切々と感じております。当市の現時点での緊急対策はどのように考えておられるのか、お伺いするものであります。

3点目であります。私がこの通告をしたときと状況は刻々と変わっておりまして、通告した時点とでは、その当時は国の具体策も全く示しておりませんでした。けれども、その中で一般質問を遂行するに当たりまして、私なりに調査をした中で、どんなことが助成金にあるだろうか、また、現場が救えないだろうかというふうに調査したわけであります。そうした中で質問をさせていただいたわけでありますけれども、また、その後に刻々と国も対策を示しているようであります。

そうした中でありますけれども、通告にあります、経営が悪化しても雇用を維持する事業者、休業手当を一部補助する「雇用調整助成金」があるわけであります。と同時に、業績が悪化している旅館や飲食業などの経営者も安定させるために、運転資金を特別に融資する「衛生環境激変対策特別貸付制度」があるわけであります。中小企業の資金繰り支援と、国の助成金の要件緩和をしなければ、いくら制度があっても現場が使えないわけであります。市の執行部が調べた中で、他の助成金もあわせて中で結構でございますので、ぜひ、救済等の詳細をお伺いするものであります。

4点目であります。スポーツ誘致に伴う使用施設の減免や、教育合宿等の補助金制度の新設についてお伺いするものであります。この緊急時に大事なものは、具体策であります。本市は年間約370万人の観光客が訪れ、その3割が冬季のスキー観光に訪れております。そのスキー観光はことしの実態は見てのとおりであります。今後も温暖化が予測される中、積雪量とか天候状況等の影響を受けやすい産業であるわけであります。そのことに関しましては、市長も今までも述べておられます。

年間を通した観光へ、何とか一步でも前進したい。そんな思いで、期間限定でも私は結構かと思えます。スポーツ誘致に伴う使用施設の減免、また、教育の合宿等への補助金の新設等、私は強くすべきと求めますけれども、市長の見解をお伺いするものであります。

最後の5点目になります。先の具体策とともに、私は誘客宣伝に伴う交通費の補助制度の創設と、また公共機関等への働きかけについてお伺いするものであります。この私どもの地域は、皆さんもご承知のとおり、首都圏から200キロを超えております。団体客が使用する、例えば貸し切りバスにおいては、ここ数年一連の安全対策等で、バスの料金が急激に上がりました。また、ことしは特に異常少雪、また新型コロナウイルス等で、聞いたところ、バス会社の団体等が見事にキャンセルになっているというふうな、大変な状況になっているという

ふうにも聞いております。

また、新幹線料金にしても、この200キロという壁は、大変ハードルが高いのであります。集客という部分に本当にのしかかっているのであります。私は浦佐観光案内所がオープンしたこのときに、この事態に、公共機関に働きかける中で、何らかのキャンペーンを打つべきと、私は考えているのであります。期間を限定した中でキャンペーンを実施し、お客様の利便性を補助することが、私は大事ではないかと、そのように考えるわけですけれども、市長の見解をお伺いするものであります。

以上、大項目1点目であります。本当にこういういろいろ刻々と生活現場が大変な中、経済という一面に絞った中で、大変恐縮でございますけれども、異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について、市長にお伺いするものであります。ぜひ、積極的な答弁を期待いたしたいと思っております。

以上であります。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、中沢議員のご質問に答えてまいります。

1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

異常少雪と新型コロナウイルス、空前だと思います。まず、1点目から順番に答えてまいりますので、よろしくお願ひします。まず、影響調査であります。新型コロナウイルス感染症の影響については、2月14日付で県の依頼を受け、市内商工会を通じまして、一部事業者への聞き取り緊急調査を行っていたところであります。その時点では新型コロナウイルス感染症——長いので今後は「新型コロナ」とちょっと略させてもらいます。よろしくお願ひします——最近1か月の売上高が前年同期比で20%以上減少して、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高などが20%以上減少することが見込まれる、と回答した事業者はこの時点では、まだなかった。

しかし、この後、ものすごいことになってきています。加えて異常少雪であります。2月末時点で市の融資制度に20件、県のセーフティーネットに4件、あわせて24件の事業者が、計1億1,600万円の借入れを行っています。先般、新聞でも、地域金融の一つである塩沢信用組合さんのほうでは、これから4月、5月が山になるということで、またさらに新型コロナによる不況下に対しての融資を、いち早く動いてくださってしています。そういう意味では、まだこの数字というのが今現在の話ですから、これからどのようになるかというのは、ちょっと想像もしにくいところがあるかと私は思っています。

しかしながら、この2月末の時点でも、過去の実績とは比較にならない規模であります。平成28年には1件で500万円、平成29年には4件で2,000万円、この数字と比べてもそれがよくわかるかと思ひます。観光関連、また小売業、卸売業については、既に異常少雪の影響が大きいところに、さらなる売上げの減少が予測されていまして、製造業でも3月以降の影響による業績の悪化が、口々に会社の皆さんがそういうふうにお答えになっております。

観光業の影響については、市の観光協会を通じて実施した、年末年始における市内宿泊施設のキャンセル数調査、もうこれがはるか昔のように感じます。もうそこから以降がものすごく大変過ぎてですね——やっているのですけれども、現在、この新型コロナの報道などが頻繁になって以降は、調査が進んでいないという状況です。今、議会が開かれています、学校は休みにしろ、あらゆる集会等は自粛しろ、そして、公共施設は全部閉鎖。これは世界的にも今、広がっています。今はこの調査とかそういう段階——我々も関心を持って見えています。見えています、こういったことで調査員が例えば出向くとか、そういう状況ではなくて、今は、とにかく収束をするように、囲い込みするように、とにかく静かにしろということなのだろうと思います。なので、別に言いわけをするわけではありませんが、調査、調査と言われる、はやる気持ちもわかります。私もそう思いますが、今の時点は、過去にないこういうことが起きているということ、ぜひともご理解いただきたいと思います。

この後について、収束に向かい始め、そして、そのときには経済影響は出るに決まっていますから、もう、これらを含めて実態はどうであるかということを含めてやっていくことかと私は思っているところであります。

2つ目の下振れに対する当市の対策であります。異常少雪対策については、可能な限り対処を現在し始めました。ようやくいろいろなところで、雪も落ち着いてきているので、いろいろな工事がちょっとずつ目に見え始めました。これが我々が手を打たなかった場合には、約2か月間、もしかしたら遅れていたということでもありますので、非常にそういう意味ではどんどん仕事ができる環境で進めたいと考えています。

この新型コロナについては、まずは感染の拡大を防止する対策が最も重要。そして、2月28日には市が対策会議を開きまして、さまざまなイベントの中止、延期を決定したところがあります。これは本当に断腸の思いであります。景気の下振れに対する対策については、日本のみならず世界経済の状況に連動しているということから、当市だけの対策では難しいと、実際は考えています。これからまだまだだと思えます。

どのようになるかは、私も全くわかりません。しかし、信じたい気持ち、必ずそれを乗り越えていくということは信じたいというふうに当然思っていますが、まだ、それを全体把握もできない段階であると私は思います。当市だけで解決できる問題では、決してありません。しかし、当市として何がどこまでできるかということ、これから皆さんといろいろな協議をしていかなければならないと思います。今は冷静に少し推移を見守っていくという段階ではないかと考えています。

3つ目につきましては、いろいろ私どもも答弁書をつくりまして、この土日は私も読み込んでおったのですが、その中でニュースで伝わってくる内容を一つ見ても、どんどん新しいものが打ち出されています。なので、これにつきましては、もし、個別にお話がありましたら、再質問等でやっていただければ、またより詳しくやらせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

4つ目のスポーツ誘致に対する使用施設の減免、それから、合宿等の補助金制度の問題で

あります。370万人という観光は、本当にこの地域における重きを感じているところであり、学校開放施設の減免は、これは使用条例があります。この第8条に書いてあるのですけれども、南魚沼市行政財産の目的外使用条例というのがあります。ここには使用料の減免というのがうたわれていまして、第8条にはこう書いてあります。「市長は、使用者が当該行政財産を公用若しくは公共用又は公益の用に供すると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる」と規定されています。

議員からご提案をいただいた件につきましては、例えば旅館さんや飲食店さんなどの経営を安定させるためという目的が、これが「公益の用」に該当すると認められる場合には、使用料を減額、または免除することができるものと考えています。我々はやはり条例やそういうことに基づいて仕事をしてまいりますので、この規定がきちんとあると、解釈ができると私は考えております。

そのほかに指定管理委託をしている施設——指定管理に出している施設です——これらについては、各規則に「教育長が必要と認めるものについては」という書き出しで、市長と同様に、先ほどの条例を置きかえると、ほとんど書かれています。

なお、平成30年度の学校開放施設の利用料は、約180万円。このうち合宿分というのが、93万円。52%を占めています。そして、大原運動公園にかかる施設の使用料は1,187万円拳がっていますが、このうち合宿分というのを出しますと517万円で、このうちの44%であります。公社の管理施設にかかる施設利用料というのが2,870万円あります。このうち合宿分が243万円、これが8%になっています。このように合宿分はこれらの関連施設の利用料金の20%を占めておりまして、市の貴重な財源でもありますが、しかし、この減免制度をどういうふうに適応してやっていくのか、これについてはこれから研究を進めたいと考えています。恐らくは多くの皆さんからご理解がいただける内容だと私は確信してまいりまして、これらにつきましては——しかし、拡大解釈ばかりはできませんので、しかしこのような状況を鑑みて、どこまでやれるかということの研究してまいりたいと考えております。

5つ目の誘客宣伝に伴う交通費の補助制度であります。これについては、例えば台風19号による東日本復興割などの、要するに施設側といいますか、JRさんとか、そういう向こうのいろいろなものも打ち出されました。ただ、議員がお話しされているのは、我々のところでやって、それに加えてやっていこうという趣旨でおっしゃっていると思うのです。200キロ圏内ということがあります。

これは以前、そこをクリア、乗り越えなければならないということで、我々の先達の皆さんは、議員は当然ご存じだと思いますが、上越スキーきっぷというのを発行して、あれがこの地域にその後のバブルも含めて、スキー場の隆盛期も含めて、大変な実は後ろ盾になりました。上越スキーきっぷは、覚えておられると思います。

東京では私がアルバイトをして、窓口で売っていたのですけれども、大変忙しかった思いを、今でも覚えています。大変利用されました。あれも200キロ圏内のところで、湯沢とそれ以降の石打からこの北側、五日町さんまでも含めたところが非常に問題であるということか

ら、当時そういうふうに踏み切って、先達が頑張って汗してこれをやったのですね。この歴史を今、知っている人があまりいなくなっていますけれども、これらも含めて議員がおっしゃる意味はよくわかります。なので、頑張ってまいりたい。

そして、誘客宣伝においては、今回、観光協会の皆さんと、新年度予算で用意させていただくものの中の、その中のプログラムの中には、これから、自分たちの培ってきた、例えば五日町さんだってJR貨物さんがあるではないですか。すごい営業活動をやって、そしてつなぎながら頑張ってきたと思います。それぞれにいろいろな団体や常連さんも含めて相手先をお持ちです。これらの皆さんに、復興といいますか、状況が落ち着いて、新しい兆しが出て、気分が向上してきたときには、ぜひ、来てもらいたいというような、そういう意味において営業活動をかける。こういったことも含めて実は用意してきているつもりでありまして、あと使い勝手については、観光協会さん等でやっていく。これはあくまで少雪の対策のときだけの話です。しかし、今回、これに新型コロナが加わりますので、果たしてその額でいいかどうかということも含めて、できる限りのことを検討してまいることは当然の道筋だというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

市長の実態——本当に正直言ってみ守りたいというか、本当に冷や冷やした感じで、もう最小限でとどまってもらいたい。もうこれ以上何とか収拾というか、先が見えるようになってもらいたいというような状況かと推測するわけであります。もう、市長もおわかりのとおり、3月になって本当に肌で感じております。私はやはり、現場は非常事態になっていること。今、市長の話聞いて、私はそのように感じた次第であります。

そうした中で、先ほど言ったように当市の広域性というか、そういう部分がいっぱい出てきております。そうした中で、では当市の産業構造はどのようになっているか調べさせていただきました。これは皆さんも多分、議員ですからみんなわかると思います。事業者別でいうと、卸売業・小売業が21.5%であります。建設業が14.7%であります。そして次にくるのが宿泊・飲食業が14.6%なのですね。従業員数を見ても卸売業・小売業で18%です。次にくるのが製造業です。これが15.9%なのです。そして次が建設業で12.8%。そして宿泊・飲食業で11.8%になるのです。そして、運輸業だとか関連のサービス業などを入れた、一般に、要するに第3次産業といわれるその部分の雇用では、全体の59.8%を占めているのであります。生産額でいうと74%を占めているのです。ここはすごい分野なのです。もう、まさに広域性に、今の、じかに感じる。誰一人として感じていない人はいないくらいの状況なのです。本当にそのことを、私たち現場は今、目に見えない敵と必死になっているということ。これをぜひ、思っておられると思いますけれども、本当にそのくらい注視してもらいたいのです。

そうした中でやはり私は具体性が大事になってくる。まだ、今どうするか、国がどんどん出ているから、難しいです。本当に難しいです。私が通告をしたときと、どんどん変わって

います。本当に難しいです。だけれども、その中で、では我が市はどうしていくかということ、やはり一歩先に出て、みんなどこも頑張るわけでありまして。別に競争意識を持つわけではないのだけれども、この地域も頑張ってもらいたいのであります。

そういう意味で、ではどうするかということで、多分、市長もこれからいろいろ関連部分と協議するか。また担当部署がするかと思うのですけれども、そこで、まず最初に聞きたいのは、当初臨時議会で——観光産業に絞らせていただいた中で恐縮です。建設はもう発表がありました。観光産業は少雪だけで3,500万円という数字を、今回予算に考えておりますということを、臨時議会でおっしゃっていただきました。その後、刻々と変わっております。やはり、全く見えないときにこんな質問をして、本当に大変恐縮ですけれども、財政の部分もあるわけでありまして。実際正直なところ、どのくらい追加予算を講じようと、しなければいけないというふうに、現場は思っているのか、数字の面でお聞かせいただければありがたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

まだそういうことを、例えば内々にも、ちょっと組み立ててみてくれというところまで及んでいません。まだ、私だけだと思います。しかし、災害並みを——少雪でも「災害並み」という言葉を使っています。今回、これは国全部ですけれども。なので、私どもだけということではなくて、いろいろなことが行われるというふうになってくると思います。

なので、今時点に、こういうプログラムでこういう支援策だ。こうです、だから幾らだということ、ちょっと話せるわけがありませんので、少しその辺は冷静になっていただきたいと思っています。しかし、災害並み以上のことが今、過去空前、経験したことがないことが起きているという認識の中で、どういうふうに対応していくかということ、これから本当にいろいろなことを考えながらやっていかなければならないというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

本当に状況はわかります。こんな質問をして本当に申しわけないと思っておりますけれども、そのくらい現場はスピード感を求めていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

そうした中で、例えばですけれども、先ほど異常少雪だけでも24件の借入れがあったという部分を聞かせていただきました。その後、大変なまた、かなり刻々ともう本当に深刻に変わっております。

そうした中で、例えば異常少雪のときの融資制度が出ましたですね。これは1月10日から4月24日であります。そして信用保証の金額も、保証料が500万円という一つの部分が、アンダーラインがひかれました。その後、刻々と変わっております。そうした中で心配するのは、例えば今——例えばですよ、今まで借りた方たちが、また今度新しく出てくるとする

と、今、国は考えていただいているみたいです。そういう部分に関しまして、実際に再度また申請したら借りられるものなのかどうか。そのくらいのことはわかると思いますので、お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

これにつきましては、担当の部長、もしくは課長に答えてもらうことにします。

本当にいろいろなことが進んでいますので、一日、どんどん変わっていくという状況であります。では答えてもらいます。よろしくお願ひします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

二重に借りられるかというお話になります。今、異常少雪を目的としているものにつきましては、上限が決まっています、その中では基本的には一つという考え方ではおりますけれども、今もう県のほうが新型コロナウイルスについては、セーフティーネットのほうを發動しております。それで、市についてもそちらのほうには信用保証料等も補給するという形で進めておりますので、例えば県が行っておりますセーフティーネットを別口で借りることもできますし、私どもも今後推移を見た中で、また新型コロナウイルス対象の融資制度について行わなければいけないというふうには考えております。その場合についてはまた再度融資を受けられるというふうには考えております。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

はい、ありがとうございました。例えば私が通告した雇用調整助成金があります。これは本当に雇用を維持するための事業者に対しての休業手当であります。この一部を、中小企業は3分の2を補助するというふうになっております。そこで私が気になるのは、では雇用保険に入っていない人たちは、この対象になるのかということなのですよ、はっきり言って。今、本来ならば雇用保険に入っていないといけないというのが本当だと思います。でも、いろいろのこういう臨時的、稼働的な部分しか実際は頼んでいない、頼まれない、そういう状況もあるわけでありまして。そうした中で小さな旅館業とか飲食業とかあるわけですね。雇用保険に全て入っているかといえば、そうでもないと思います。そういう人たちは、例えば雇用調整助成金というのは受けられるのでしょうか、どうでしょうか。お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

この点につきましても、担当の部長もしくは課長に答えてもらいます。

身につまされる、我々のスキー観光業というのは結構そういう方が多いと思います。これについてはちょっと担当のほうから答えてもらいますので、よろしくお願ひします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

国の雇用調整助成金であります。あくまでも国の制度でありますので、国の制度にのっとって行ってもらうしかございません。ここでハードルを下げるとかというのは、市のほうとしては申し上げられません。

以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

ということは対象外だというふうな、そういうふうに見なしてよろしいのですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

再度答えてもらいます。よろしくお願いします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

随時、国のほうで情報を更新しておまして、その中で対象者といたしましては、中小企業、小規模事業者という形になっておりますので、中小企業法の中では対象になることになりうとは思いますが。ただし、まだ正確な部分というのは国のほうからおりてきておりませんので、後日それを確認した中で、市民の方には、事業者さんも含めて、ご連絡、通知を差し上げたいと思います。

以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

現場はどうしたらいいのだろうかというのが正直なところですね、正直言って。例えば次に述べた衛生環境激変対策特別貸付制度、これもあるわけでありまして。これは例えば今回のような新型コロナウイルスなどで、一時的に業績が悪化したそういう人たちに、資金の運転貸付の特別融資になるわけですね。これは、私が今までの資料を見た中で——今はわかりません。今までですと8月31日までに申し込めば大丈夫だというふうに、私は認識しました。

そうした中で、例えば旅館だったら最大が3,000万円、飲食店だったら1,000万円。でも、旅館業はどうも今、5,000万円に拡大するような方向みたいであります。そうした中で、私はほんの3月7日、国が発表した中に、こういうふうに言っていたのです。それは今回の新型コロナウイルスの影響で、激変した個人事業主を含む中小企業、小規模事業者を支援するために、こういう特別貸付制度を創設すると言いました。創設するということは、今までのこれとはまた別の部分ではないかというふうに、私は理解するわけでありまして。

そこで私は、本当に今言ったように、私たちは今まで少雪でボディーブローを受けていて、本当にギブアップ寸前でこういう状況になっている中で、私は個人事業主という部分——先ほどありました、まだわからないということですが、では、個人事業主というのはどういうふうに私たちは受けとめていいかということなのです。これに該当するか該当しない

かによって私たちの計画が、今度、返済計画を全部つくっていかねばいけません。こういう部分を本当に私は先ほどの雇用保険も含めた中で、率直に——本当に来ていないのですか。どうなっているのですか。お聞きしたいのです。

○議 長 市長。

○市 長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

これにつきましても担当の部長、課長に答えてもらいます。今答えられるところできちんと答えてもらいたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

今回の衛生環境激変対策特別貸付でございます。貸付対象者ということでもありますけれども、国の示しているのは、新型コロナウイルスであります。うちのほうで今、観光協会を通して激変といいますか、その売り上げが落ちているところに関しましては、新型コロナウイルスなのか、異常少雪のほうなのかというのが、はっきり言って一緒になってきておりますので、どの部分が対象になるかというのは、若干もう少し国のほうからの指示が来ないと、うちのほうとしては特定をするというのはちょっと難しいかなと思っています。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

担当部局もしたいのだけれども、間違った解釈もできないわけでもありますので、難しいと思います。その中で、例えば衛生環境激変対策特別貸付、今までの制度ですよ。これは今まで信用保証というのは、通常は債務保証がセーフティーネットに当たる部分は、80%を保証していたのです。でも、自治体から要請があれば100%を保証するというふうに、私は聞いております。だから、自治体の要請があればということです。この部分をどうとるかということです。難しいのです、正直言って。では、現場の人たちは、この部分を今どこに相談すればいいかということなのです。その点どのように解釈していいのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

議員は詳しくご存じなのでしょうかね。私はわかりません。答えてもらいますが、答えられるかな。多分わからないと思うのだけれども。議員がご存じだったら、そこを先に教えてもらわないと、ちょっとわかりません。自治体の要請が必要であればと、もう要請したいのはやまやまですが、それが本当に示されているかどうか。ちょっと私が勉強不足なのかもしれませんが、議員ほどではないのかもしれませんが、ちょっとわかりません。担当が答えられたら教えてください……（何事か叫ぶ者あり）

わからないので、ちょっと答えられません。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

現場がそうであれば、それで結構でございます。私が自分で調べた中では、そういう方向性で今、考えているというふうに聞いております、正直言って。実際に考えているようで、今回の部分で決まるという方向性であるというふうに聞いておりますので。そこで、私が言っているのは、それがどうかということではなくして、私が心配しているのは、その問題の相談窓口なのです。私が言っているのは、その内容とか云々よりも。

例えば今回の、小学校休校で休業した場合の休業補償も、最大限に補償するという制度だって今、発表していますよね。今、現場では、では、そういうのはどこに相談したらいいかということなのです。それは来ているでしょう。お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

私はちょっと、その窓口がこれほどだ、これほどだとまでは全部わかりませんが、今、制度がどんどん、この手を打とう、この手を打とうとやっているさなかでありますので、これはおのずと、少しだけ時間をいただければ、きちんと定まってくる問題であります。それが一体どこなのだ、どこなのだと言いたいのはよくわかりますが、そういうのは、ちょっと私はこの場所にそぐわないのではないかと考えていますが、答えられたら教えてください。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

国のほうからの制度につきましては、基本的に国のホームページ上では、県の労働局、それからハローワーク等になっています。実際に国のハローワークですとか経済産業省のほうからの、詳しい自治体向けの情報というのは、現在はおりてきておりません。ですので、県のほうでも国のほうでも、こちらのほうがある程度精査された中で、詳しい受付方法ですとか情報については、今後おりてくるだろうと思います。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

了解いたしました。先走りして、大変——先走りというか、やはりすごく何とか少しでも早くというような思いからこういう質問をしてしまって、現場の部分が来ていない中でこんな質問をして、大変失礼いたしました。お許しいただきたいと思っております。

全く別の観点で質問をさせていただきたいと思っております。今までは企業という部分でしていただきました。その中で私が今、もう一つ心配するのは、個人の部分であります。個人の部分。例えばおわかりのとおり、フリーで仕事をしている人だとか、例えばことしのように、私どもの地域は、何ていうのでしょうか、私が今すごく市民相談を受けているのは、生活保護を受けている一歩手前の方たちです。正直なところ、今までどこか少しでも仕事をして、そして何とか生活保護に至らないように頑張っていた人たちが、いっぱいいるのであります。

そういう人たちが、今、例えばスキー場がこういう状況になって、待機の状況を命じられ

て、全く収入が今なくなっている。そういう部分を、では、どこがどうやってしたらいいの
だろうかということなのです。自分なりに調べたのです。そうしたら、県でやはりとりあ
えず、社会福祉協議会がやっている、10万円というそういう制度もあるのです。だけれども
調べたら、それは70歳までが対象なのです。それ以外はないのです。だから、年金が入っ
てくる前で、一生懸命・・・している人たちも現実にいるわけです。それはわかると思いま
す。そういう人たちをどう救済していくかということです。

そこで私は、何とかこれから考えるということの中の一つに、提言として、本当に少額で
もいいのです。10万円、20万円でもいいのです。そういうものを無利子で貸し付けられる、無
利子で、無担保で貸してくれるような制度を設けられないのか。法の抜け目ではないけれど
も、その一歩になりたいけれども、そうではない人たちがいるということ。その現実を見た
ときに、そういう人たちに、あらゆる手立てをして、こう頑張れば何とか年金までもたれる
とか、また次の仕事につかれるとか、そういう人たちに何かそういう制度というものを設け
られないのか、市長に、その参考に——初めてこういうことを言うわけですがけれども、ぜひ、
そういうものも検討材料の中に入れてもらいたいと思うのです。私のこんな部分をどうお考
えでしょうか。お聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

今現在の制度がある、類似したというか、そのものかわかりませんが、あるかどう
かはちょっと答えてもらうことにします。気持ちとしては本当にそういうことはあるだろ
うと思います。ですが、今いみじくも議員は私に対して提言をする、という話でしたので、こ
こでは回答は差し控えます。

しかし、そういう事態に近づかないように、なるべく早く収束を願っているところであり
ますが、いろいろなことが想定できるかというふうな思いがあります。今現在どんなことが
あるのかということについては、担当のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

具体的などころの支援制度につきまして、済みません、細かい資料を持ちあわせておりま
せんが、「くらしのサポートセンターみなみ」といったところで、生活困窮に対しての支援相
談等を受けております。そういったところでは、今回、本当に急激に雇用状況が悪くなって
生活困窮になったという場合には、そこを一つの相談窓口として考えていきたいというふう
に思っております。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

ぜひ、お願いしたいと思います。それと、市長ももうされているかもわかりませんが
も、もう一点考えるのは、新しいものを借りるという部分と、今までの資金の延長なのです
よ。借りたくても借りられない人がいるということです、正直のところ。実際に借りても、

今度は返済計画のめどがなかなかつかないという人がいるのであります。そういう例があるのです、正直のところ。そうしたときに、やはり資金繰りの延長要請というものを、こういう緊急事態であります。災害でありますので、市長みずから金融機関に、積極的に、団体に働きかけるべきだと私は思いますけれども、市長にはその決意等をお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

そのとおりだと思っていますので、そういう方向で進めていろいろ考えてまいりたいと思います。これは私からの答弁だけでいいと思います。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 異常少雪と新型コロナウイルスによる当市の緊急支援策について

時間が本当に、大変恐縮でございます。では、4 点目に移らせていただきます。当市の施設の使用という部分がありました。ぜひ、ご検討をというか、条件という部分を、私は今言ったように、市長もおっしゃっているように、やはりこれは大事だと思います。それと同時に私は施設の確保という部分も大事になってくると思います。この冬の部分を、夏に何とか頑張らなければいけない。また、秋以降に頑張らなければいけない。そういう部分を考えたときに、やはりここにどうしても私は、その一つでありますけれども、こういう部分が私は大事になっているかと思うのです。

その中で、私はあえてここで言わせてもらって恐縮ですけれども、今、うちの体育館の使用料は、県外は 1.5 倍であります。六日町地域は、例えば合宿等でした場合、多分、市長もおわかりだと思いますけれども、1 泊につき 200 円を協賛金としてまたそのほかに払っているのですね。六日町地域はそれが現実なのです。各地域は違います。旧 3 町村あります。私は議会ですから数字は出しません。現場にも示しましたけれども、実際条例どおりにいっていいのですけれども、いっていないのが——いっているのかどうかということなのです。そこもすごく、もう一度こういうときでありますので、ぜひ、含めた中で、産業の部分と、教育の部分と連携をしながら、どうしたら、その減免という部分も感じながら、私は考えていただきたい。

市長、何だかちょっと意味がわからないかもしれないけれども、議場では言われなような部分でありますので、ひとつその部分……（何事か叫ぶ者あり）失礼、その内容に関しては言わないということです。その部分を私は、実際今は各施設がみんな頑張って自己負担をしているというのが現実でありますので、ぜひ——これ以上は言いません。言いませんなんて、言ってしまったのですけれども。もし、おかしければ削除してもらって結構でございますけれども、誰が云々とかそういうのではないのです。例えばそれを運営しているにも経費がかかるでしょう。だったらその経費を今回どうするのかとか、そういう細かい観点とか、そういうことも進めてもらいたいということを、私は訴えたいわけであります。ひとつ体育館の使用の施設等も、これからみんな期待していれば、営業を頑張れば足りなくなってくる

と思います。ぜひ、広域連携、魚沼のこの広域圏の働きかけ、こういうことも私は大事になってくると思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、この部分の最後の補助の件。市長からも、やはりさすが昔やっておられただけ、スキーきつぷの部分がありましたけれども。ちなみに、こんなことを言って大変申しわけないですけども、大事なことでありますからあえて聞かせてもらいます。200キロを超える、例えば湯沢町さんと浦佐駅。今、浦佐の駅がオープンしました。新幹線で行くと幾ら違うというふうに、皆さんはわかっていると思いますが、あえて担当現場、市長が多分——大雑把で結構です、どのくらい違うと思いますか。かなり違うのです……（何事か叫ぶ者あり）

なければいいです。こういうのがありではなくして。私は正直言って 200 キロ——例えば湯沢と浦佐では、片道 1,530 円違うのですよ。往復で 3,060 円違うのです。本当に大きいのです、正直言って。やはり、市長が言ったようにこういうところに手をつけていかないと、私は地域全体が難しいのではないかというふうに思うのであります。そうした中で先ほど言ったように JR さんなどの、今のガーラ湯沢さんがやっているスキーパックなんて幾らになっていると思いますか。わかりますよね。これが現実なのです。だから私はぜひ、公共機関に働きかけた中で、今、本当にこの地域——魚沼市さんも入れていいと思います。地域全体のエリアとして、どう誘客ができるのかという、そういう部分を私は強く望むわけです。

市長、先ほどの部分で大変恐縮でございますけれども、もう一度、もしありましたらお願ひしたいと思っています。いいです。市長、時間があれですから、もしあれだったらいいです。

それと私は、やはり今、貸し切りバスの部分を先ほど言いましたけれども、実は本当に東日本大震災のときに私たち委員会で猪苗代湖のほうに視察に行きました。そのときはバス 1 台に対して大変な金額を補助しているのですよ。そうして誘客しているのです。その金額は言いませんけれども、聞いたときに、本当にびっくりしました。でも、そうしなければ、団体客は帰ってこなかったとあの人たちは言いました。このくらい今は、そういう時代だということを感じております。ぜひ、積極的にそういう支援をお願ひしたいと思っている次第であります。よろしくお願ひいたします。

2 ふるさと納税の推進と今後の考え方について

大変済みません。大きな 2 項目目に移らせていただきます。大変失礼いたしました。ふるさと納税の推進と今後の考え方についてお伺ひいたします。当市には全国の多くの皆さんから、ふるさと納税を寄附していただいております。税収の少ない南魚沼市としては本当に助かっており、感謝の念でいっぱいあります。そこで、私は今後地域活性化を期待するとともに、今後の考え方についてお伺ひするものであります。

1 点目であります。ふるさと納税による分配先と、経費の実態はどのようになっているのかお伺ひしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 ふるさと納税の推進と今後の考え方について

それでは、中沢議員の2つ目のご質問に答えてまいります。ふるさと納税の推進、今後の考え方であります。ふるさと納税、正式名称は「南魚沼市ふるさと応援寄附金」であります。これにつきましては、多くの皆さんから本当にご支援いただきまして、返礼品制度開始の平成29年度が9億900万円、そして平成30年度が11億7,300万円。今年度ですが、実はきのう現在です——失礼、3月9日現在でちょっとびっくりしております。ちょっと細かいのですけれども、16億2,445万5,905円、件数にしまして4万4,907件のご寄附となっております。想像をちょっとしておりませんでした。大体12月までで、それ以降あまりばつと来ないのですけれども、ことしは、ここにきて伸びています。ちょっとこれはびっくりしているところでもあります。後でいろいろな分析はしたいと思いますが、いろいろな状況が重なっているのかと思います。

これまでの寄附金の使い道につきましては、議会の皆さんにもご説明してきましたとおり、先ほども話が出た、子育ての駅ほのぼの、または小学校、中学校等が大きいのですけれども、そのほか診療所などの空調整備、それからモニターパイプの照明設備など、バスとかですね、いろいろな通常予算ではなかなか実現が難しい、これからの南魚沼市に必要な施設整備などに活用しているというふうに考えております。

ことしの使い道については、12の事業を考えております。細かくここでは申し上げなくてもよろしいかと思いますが、さまざまであります。店舗のバリアフリーとか、それから住宅リフォーム、これも進めているわけですが、大崎の小学校のトイレとか、いろいろ12事業を見込んでおりまして、小中学校の空調設備なども含めてやりたいと思っています。あわせて4億7,500万円を活用する予定であります。

事業経費としましては、今年度は3つの受付窓口、これはサイトでありますけれども、これによる運用を行ってまいります。3つの受付サイトからの返礼品の受注、または発送管理などの委託料、ウェブシステムの使用料、クレジットカードの決済手数料のほか、インターネットや雑誌での広告料なども含めて、これらが主ですが、これの総額が8億4,000万円、寄附額の約50%を想定しています。これらにより活用可能な果実分の金額として、今年度の額は8億4,000万円と見込んでおります。

以上であります。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 ふるさと納税の推進と今後の考え方について

本当に16億円以上という新しい財源をいただいて、全国の皆さんに感謝したいと思っております。そうした中で経費の部分も、大変実際かかるのも事実かと思えます。今、うちが最高だと思えるのですけれども、またもっと頑張っているところ——頑張っているというのではなくて、例の下町ロケットの影響でしょうか、私どもよりも、またちょっと上をいっているところがあるのですけれども、そのところに私はある機会があつて聞いたのです。そのときにこんな考え方があるのかと私はびっくりしたのです。それを私はやれとか云々とかそういうことを言っているのではないのです。そのとき、どう言われたかという、経費の中で、

地元の特産品の出店者の方々、出店されている方々から、経費の5%を実は行政がいただいているのだそうです。私は「え、そんなことしていいのかい」と言いましたら、その市は、経費がかかるのだから仕方がないというような、そういう意見が多かったというふうになって、今は5%を逆に経費として使ってくださいというふうな、そういう状況になっているのだそうです。それがいいとか悪いかは、私は現場が大事ですから、その意見が一番だと思います。そういう発想もあるという考え方は、率直にどう思われますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 ふるさと納税の推進と今後の考え方について

そういうことはこの場で言ってよかったかどうかという思いが、ちょっと私はするのです。私は多分、できないと思っていますが。答弁は難しい。これは担当の課長に答えてもらうことにします。ちょっと難しい問題です。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 2 ふるさと納税の推進と今後の考え方について

ただいま市長が申しましたとおり、当市では経費等込みで50%以下とやっていると。そのような動き方自体が、国が統一して示している状況でございます。今、議員がおっしゃいましたように、経費として5%を負担しようが、ふるさと納税自体で5割までしか経費の関係も負担できませんので、特段、負担を業者さんからいただいたとしても、なかなかそこら辺の算定の割合には影響はないと思っています。

ただ、ひとつ多分、下町ロケットの自治体というふうなお話が出ましたが、クラウドファンディングのような形の、今、ふるさと納税では、その一部分の形態なのですが、そういうことで実施しているというのはございます。わかりやすく言うと、通常のふるさと納税のやりとりの中に、例えば市がこういう事業をやりたいと専門で打ち出して、その事業に協力をする業者さんがいて、その業者さんがふるさと納税で申し込みがあつて、返礼品なりの事業費なりの例えば何割かを、その事業費に寄附をするというような形での動きがあるというのは聞いております。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 ふるさと納税の推進と今後の考え方について

私の解釈不足だったかもわかりません。正直言って、そういう面と次の部分の、例えば企業版ふるさと納税につながるのかと——今、聞きましたら、そんな状況もあるわけでありませぬ。そういう中で2点目のふるさと納税についてお伺いさせていただきたいと思うのですけれども、初議会のときだったでしょうか。市長が登壇されて初議会のときにも、私がこの質問をさせていただきました。多分、2回くらいさせていただいたかと思うのですけれども、今、ことしからふるさと納税は、法人税から9割が引かれて、また実態は、実際1割の負担で企業として自治体に寄附することができる。社会貢献について負担軽減がされると、そういうふうには私はお聞きしました。

これは市長も前に言ったように、本来の寄附のあり方としては、本当にいい部分であるし、今後は企業版ふるさと納税も考えていく必要がある、というふうな形もありました。例えばこれは先ほど言ったように、どういう形でやるかということは、提示しなければいけないわけですし、1団体以上がなければできないわけでありまして。例えば今、市長が言っているような、いつもやっている雪資源活用のああいふ部分だとかいろいろな部分で、私はこういう部分は、今後、財政として活用できるではないか。厳しくなっていく財政の中で、企業版ふるさと納税というものをやはり設けることも大事ではないか。

なぜこんなことを言うかということ、やはりうちの、今、ふるさと納税のネットの中でも、返礼品はいらぬという、そういう項目もあるわけです。それは個人でしょう。だけれども、企業としてもそういう部分が、こちらが発信すれば、私は出てくるのではないかとというふうに——私はこういうときだからこそ、新しく発信すべきではないかと強く求めるわけですが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 ふるさと納税の推進と今後の考え方について

それではお答えします。前にもお聞きになっていることは覚えております。ご質問のとおり、令和2年度の税制改正において、地方創生応援税制というふうに位置づけて、企業版ふるさと納税の拡充・延長が盛り込まれたところであります。

税額控除割合の引き上げ、また、認定手続きの簡素化、これによって大幅な見直しが実施されます。また、税額控除の特例措置の期間は5年間、令和6年まで延長されることになっています。南魚沼市においても企業版ふるさと納税の有効活用に向けて、これは本当に進めたいということで、必要となります地域再生計画というのを作成し、現在、国に対し認定申請を行ったところであります。進めております。

今回の申請でその計画が認定されますと、令和2年度からの寄附金を受け入れることが可能となります。地方創生に関連する事業の財源として、これは寄附金を充当することができますので、今後、この寄附金の受け入れに向けて、庁内の仕組みを整えるなどさまざまな準備をさせていただき、応援いただける企業の発掘、拡大に努めてまいりたい。そうしますと、我々、私も含めて、皆様方も含めて、いろいろな企業とのまたやりとりの中で、ぜひ、うちということが可能になってくるかと思っております。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 ふるさと納税の推進と今後の考え方について

力強い答弁をありがとうございました。ぜひ、多くの方々がやった中で、南魚沼市、南魚沼市と、そういう動きをぜひ、つくっていただければと思っております。

最後になりますけれども、今回の異常少雪、また新型コロナウイルスの部分で、本当に目に見えない敵と必死に戦っているわけでありまして。私は昔の人間ですから、感染症という野口英世を思い出すわけですね。本当に1歳半のときに、左手を大やけどした。でもその逆

境をプラスにかえて、世界のそういう感染症の学者になったわけであります。私はやはり書物を見たときに、あのときがあったからこそ、という部分がありました。まさに今、南魚沼市において本当に長い歴史の中で、今が大事なときだと私は思っています。ぜひ、市長の英断を期待して終わりたいと思っております。

以上であります。

○議 長 以上で中沢一博君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時15分といたします。

[午後2時59分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後3時15分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位5番、議席番号2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長に発言を許されましたので、一般質問のほうをさせていただきたいと思っております。

1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

今回大項目3点にわたってお願いしたいと思っております。壇上からは、まず、大項目1点目、南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について、お願いしたいと思っております。

国は働き方改革を進めるに当たり、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進む中、労働者一人一人の能力を十分に発揮できる環境をつくり、投資やイノベーションによる生産性向上の実現を重要な課題に掲げ、取り組みを現在進めています。昨年の2月1日には人事院規則の改正が行われ、これに伴い、当南魚沼市においても時間外勤務時間の上限を条例で制定するなど取り組みが始まりました。

そして、4月からは、働き方改革関連法が順次施行され、民間においても働き方改革の取り組みが本格化しています。この問題については、昨年の3月議会においても取り上げさせていただいたところですが、特に創造性のある公務職場における働き方改革は、市役所の職員が充実感や生きがいを持って仕事ができる体制を、どうつくっていくかという視点が重要になります。

昨年の3月議会の一般質問から1年がたつわけですが、この1年の南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果、そして、今後の課題についてお伺いをいたします。壇上からの質問は以上とさせていただきます。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいります。

1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

市における働き方改革の取り組み、この1年間の取り組みと成果、そして今後の課題についてであります。まず、一番言われるところの時間外勤務の削減、この取り組みについてか

ら申し上げたいと思います。毎週水曜日には、今回もちょっといろいろ話をしましたが、ノー残業デーということで、これを徹底してずっと言い続けております。管理職の朝礼、これは毎日行われるわけでありまして、8時20分からでしょうか、毎日行っています、この朝礼。または水曜日には、ちょうどお昼頃ですか、庁内放送で職員がいろいろかわって、若い職員が主なのですが、その職員の方から庁内放送で、さらに全職員に対してこれを呼びかけていくということもやっています。毎週水曜日に定時の退庁を呼びかけているところでもあります。

このノー残業デーにやむを得ず勤務をするという場合も、当然ございます。こういった場合には、原則として同じ週、同一週の中で別の日にノー残業デーを振りかえることも奨励しているところでもあります。

毎月の時間外勤務の状況、それぞれ個別の職員ごとのこれを、庁内LANで公表しています。目標達成度の確認を行い、人によって残業しているはずですが、無駄な残業をしていないかということも含めて、職員の意識を抜本的に改め、コストを意識した計画的な業務をずっと進められることができるように、指示をしているところでもあります。

例えばですけれども、選挙期間中に増大する選挙管理委員会事務局の事務が、これまでもずっと課題とされてきたと思います。梅沢議員は特に職員だったこともあるわけでおわかりだと思いますが、総務課の選挙担当2人に加えて、各部から輪番制で応援職員の2名を配置して選挙事務を行う体制としたところでもあります。これによりまして、事務の割り振りが可能になったということによる業務の改善、また時間外勤務が少なくとも以前よりは減少して、そして精神的、肉体的負担が一定程度ですけれども——大変な仕事なのでですね——これを緩和する方向は見出せたかというふうに思っているところでもあります。

そして、今年度6月から、終礼。朝礼はやっているわけですが、先ほど言った8時20分からは管理職といいますか、課長以上級の朝礼が、私からの訓示を含めてやります。その後、それぞれの部署で朝礼が行われます。就業と同時に行っているわけでもあります。これだけでしたが、終礼を加えました。これはこれまでなかったことでもあります。

そして、余計な資料をつくらないという取り組みも今、実施を始めました。資料づくりに終始しないようにということでもあります。終礼では一日の中で大きな出来事、または重要な案件などの情報共有、またあしたのことも多分ここで話されるでしょう。これらを含めて残業をする人は、業務の内容、そして目標とする終了時間を宣言して臨んでくれということをやっています。これは今までなかったのではないのでしょうか。

そして、職員からは、みんなで分担して早く終わらせようという提案が出されるということもありまして、これは効果を感じています。仕事を一人でため込まない。そして、当たり前なのですが、なかなか守れてこられない、まだ全部完全ではありませんが、要するに上役からの指示によって残業するということです。ここを徹底してくれということを終礼の意味に持たせています。そういうことを把握していないで残業するということが、ただただ感につながっているということでもありますので、ここは改めたいという思いで始めました。

先ほどの選挙事務を除く平成 31 年 4 月から令和 2 年 1 月までの時間外勤務の時間の合計ですが、この 5 月の 10 連休など、これは改元に当たった今年度、5 月の 10 連休などの影響がありまして、時間外勤務の時間の合計というのは、8 万 3,171 時間で、前年同期と比較すると 2,358 時間、これは増加してしまっているのですね。平成から令和の。なのですけれども、休みがあった。ただ、終礼を実施した 6 月以降、集計は 1 月末までをはかっているのですけれども、6 月から 1 月までは時間の合計では 6 万 3,054 時間となりまして、前年同期と比較すると、1,420 時間減少させることができたということでもあります。

ただし、時間外勤務の削減というのが、イコール、働き方改革というような錯覚に陥らないようにしたいと思っています。時短、時間を短くする、この数値目標が終着点になってしまえば、この改革の本質ではないと私は思います。働き方改革の実現には、職員が心身ともに健康で、元気に職務を進めていくことが基本。そして、職員が効率的に働いている。何よりも、労働生産性を上げていただかなければならないと考えています。そのためにはさらなる職員の意識改革、業務の効率化、先ほど言ったような、なるべくワンペーパーで終わらせる癖。いっぱい資料ばかりつくるなということも含めてです。はっきり言って、パソコンに向かってしていると、仕事をしているように見えます。そうではいかんのですよということでもあります。

これらも含めていろいろな意識を変えていこうと思います。終礼については私が言い出しました。絶対にやると。そしてこれが守られているかどうかを常に、時々には管理職に話かけて、本当にやっているかということも含めて、やっていきます。これが先ほど言った数字にもあらわれてきたり、能率化につながっていけば、まことによろしいのではないかと私は考えているところであります。

以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

ありがとうございました。3 月のときにお伺いしたときから、かなりそういう意味では意識的にも考え方からしても、前進してきているというふうに、今、伺いました。市長がおっしゃるように国においても、働き方改革の実現会議等でも、女性や高齢者を含めた全ての国民が活躍できる、国が言っている 1 億総活躍社会といいますか、これを目指して少子高齢化による労働力人口の減少を食いとめ、労働生産性の向上をさせていくための取り組みだというふうな話をしています。

今、市長がおっしゃいましたように、労働生産性、労働効率ですね、を最終的には市内全体で上げて、それによって市民へのサービス向上につながる。これからどんどん人口も減っていくわけですので、そういう意味では市の職員も含めて、いろいろ市民の要望、需要が多様化していてもなかなかそう人数は増やせないわけですので、今いる職員を有効に本当に、活用という言い方がいいかどうかはあれですが、能力を引き出して、その中でどう生産性を上げて市民の要望に応えていくかということだというふうに思います。

今、超過勤務の関係でいろいろお話をいただきました。そのほかにも例えば残業については管理職の指示によってということで、これはもう管理職のマネジメント能力の向上ということに直結するのだろうと思いますけれども、そういった部分でいろいろな体制の中の終礼等も含めて、そういう意味では工夫しながら取り組んでいただいているということだと思います。

おっしゃるように、この進めていくにはまず仕事の進め方の再検討、これがやはり必要になってくると思いますし、職員の仕事に対する意識の変革、そして、働きやすい職場の実現といいますか、こういった部分について国も指摘しながら、県も実行計画等をつくりながら進めているわけですが、今の中で特に、働きやすい職場の実現、これらに向けて今、南魚沼市としてはどのような取り組みを進められているのか。こういったことを意識しながらこういったことをやっているというような部分が、もしあれば教えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

ずっと聞いていたのですけれども、最後のところはちょっと私が全部答えられないかと思っています。ただ、当たり前のことですが、風通しがいいとか、挨拶をきちんとし合うとか。先ほど言ったように一人だけで抱えずに、みんなで共有してやっていこう。先ほどの終礼の話もそうです。働きやすい環境づくりの一環ではないでしょうか。いろいろ言えると思います。

私としては、自分ができることは、自分みずからがやはり、あまりいろいろ考え事もしているのですが、暗い顔をしていることもあるかもしれませんが、努めて明るくやったり、若い職員の皆さんにも声がけをしたりとか、そういうことはやっているつもりですが、多分、足りていません。足りていませんが、そういうみずからを含めてやっています。具体的にこういうことというのは、担当の総務課のほうで考えていること、やっていることがあったら教えてもらいたいと思います。

いろいろなことをやっています。衛生上の問題とか、環境、いろいろやっているのですけれども、それらを全部答えられるかどうか分かりませんが、よろしくお願いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

働きやすい職場づくり、職場の環境づくりですが、まずはやはり市長が申し上げたように、風通しがいいですとか、コミュニケーションがとれているというあたりが、一番大切だと思っております。やはり、市の職員も、組織で当然成果を上げていくものでありますので、例えば庁議では副市長がよく所属長にしっかり声をかけてやってくれとか、ちゃんと見てやってくれとかというあたりは、本当に口酸っぱくおっしゃいます。あと、面談ですね。声がけと同時に人事考課の面談とかもありますので、そちらのほうでため込んでいる職員がいないとか、何か気になるところはないかというようなところを聞き出したり、というところに

努めていってくれというような指示を出しています。

また若い職員に関しては、毎年、1年目の、新採用になった職員を対象に、大体この時期、市長との懇談会というのをやっています。市長が本当にそれぞれに新採用の職員の意見だったり、腹を割って話すというような機会がありますので、そういったところでも、ものを言える体制をつくっております。市長はメールでもいつでもよこせと。市長室も開けているので、何かがあったら来いよ、というような雰囲気をつくっておりますので、そういったところで、ものが言える体制というのをつくっているというところを注意して取り組んでおります。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

ちょっと私の聞き方も抽象的で答えにくい部分もあったかと思うのですが、3月の質問のときにも、新潟県庁の働き方改革行動計画なども例に出していろいろお聞きさせていただきました。県では改革の3本柱ということで、仕事の進め方を変える。それから、仕事に対する意識を変える。働きやすい職場に変えるということで取り組みを進めているということでお話をさせていただきました。

県も各市町村の担当課長会議も開いて、これらの全文を示したり、説明をしたりということをやっているわけですが、南魚沼市のこの行動計画というか、その中ではその具体的な基本方針というか、改革の柱みたいなものはどうなっているのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

この点につきましては、担当の部長もしくは課長に答えてもらうことにします。

いろいろありますが、ちょっとその前に。私は職員から全部挙がってくる——正職員は約1,000人いますよね。ちょっと1,000人は欠けますけれども、全て申告書を書いてきます。1人1枚ずつ。これをずっと4回見続けてきましたが、随分よくなっているのではないかな。そういう意味の職場の雰囲気とかを書く欄があります。

ずっと見ていますから、一人一人を全部見ているのですが、大分よくなってきたかな。しかし、それがあまりよくないと書く人もいます。私はこれは上から——上からといいますか、やることも、雰囲気をつくっていくこともあるのですが、やはり自分の心持ちもあるのです。自分が、みずからがよくしようと思わなければ、誰かがしてくれるという、そういう錯覚をまだしている職員が多いのではないかなという、そういうことを書く人にはですね。

その辺が変わっていかねばだめだと思うので、そういうことが変わっていけるような計画をつくらないと、ただつくっただけということになるかと思うので。その辺を時々会ったときに、覚えているので、最近どうだという話をしたりしているわけです。結構いろいろ

心を配っているのです。そういうことも含めてやっていかなければいけないと思います。あとはちょっと担当に答えてもらいます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

南魚沼市では特定事業主行動計画というのも定めておりまして、そちらの具体的な取り組み内容の柱とおっしゃいましたけれども、幾つかここで申し上げます。

例えば妊娠中及び出産後における職員への配慮ですとか、先ほども出ましたが男性の子育てに対する休暇の取得促進、また、育児休業を取得しやすい職場の整備とか、超過勤務の縮減といったものを主な取り組み内容として定めております。

以上です。

○議 長 梅沢道男君

○梅沢道男君 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

特定事業主行動計画についてはわかりましたが、3月議会のときにその働き方改革についても、国や県の計画を参考にしながら作成をするというお話をいただきましたが、こちらのほうはどうなっていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

この点につきましても、では担当の部長、課長に答えてもらいます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

市独自の、働き方改革の取り組み方針というのは定めておりません。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

働き方改革の中で、今、市長が言った、例えば意識の問題、県も3本柱の一つに、仕事に対する職員の意識をやはり変えると。これが一番重要になってくるのだろうというふうに思っているのですけれども。3月議会のときにはそう大きなものにはならないけれども、それをつくっていくというようなお話を答弁でいただいていたのですけれども、そうするとそこはまだ手をつけていないということのようです。

今、市長からいろいろな取り組みのお話をいただきました。一つ一つが大変重要なことだと思うのですが、各職場なり、特に市全体の労務管理を担っている担当部署、総務課になろうかと思うのですけれども、そこできちんとした計画を立てて意識的に進めていく。これは大事になると思うのです。特に3月議会のときに、つくります、というお話をいただいて、もう1年になるわけですが、これが未だにできていないとか、つくっていないと。その辺の経過が、もしあれば教えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

全てちょっと覚えていなくて、いささか大変失礼しました。積極的につくらないのか、つくれるのかわかりませんが、この辺はちょっと私から答弁しかねます。そういうふうに答弁していたとしたら、大変ちょっとそうではなかったのだなということ、今、聞いているわけでありませけれども、担当のほうから答えてもらいます。よろしくお願いします。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

実はこの庁内における働き方改革ですとか、あと特定事業主行動計画の推進ですとか、そういう計画につきましては、既に第3次男女共同参画基本計画の中に取り込まれております。その中に項目立てをして取り組んでおるところです。

今ほど総務課長、また市長も申し上げたとおり、それぞれの取り組みをしているわけがございます。例えばそこに項目立てをしておりまして、1つは女性職員の採用、登用の促進。または男女共同参画等に関する研修の実施、または職場環境の改善や長時間労働の削減、もう一つが特定事業主計画の推進というこの4項目の中で、それぞれ課題を持って取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

では、働き方改革ということではなくて、その全体の中で包括して取り組みを進めているということです。

先般、3月1日の医療のまちづくり検討委員会のゲストスピーカーで、地域医療振興協会の岡本先生がおいでになって、働き方改革はどちらかというと残業時間云々という話になりがちだけれども、やはり、仕事の効率を上げていくことが大事だというお話もしていました。県も進めたり、国も言っている仕事の進め方の検討、それから仕事に対する意識の変革、それから働きやすい職場の実現ということにくっついているようです。実は南魚沼市も大変大所帯になりまして、ちょっと私の数字が正確かどうかわかりませんが、療養休暇の職員も大分多くなっているようです。これは労働災害だけでなく、ご自分の体調とかということもあろうかと思うのですけれども、特にメンタルな部分でお休みになっている方が、平成29年で新たにといいますか、13人、平成30年が19人、今年度は1月末現在で16人というお話も伺っています。

ただ、その中にほかに1年以上たった方というのが、また別枠で恐らくおられるのだらうと思うのです。これだけの職員が、ちょっとなかなか——これが働き方改革といいますか、働きやすい職場だとか意識だとかということと、どう結びつくのか大変難しい問題ですけども、これだけの職員がなかなか職場にメンタルの部分で休まざるを得ないという状況は、労働効率から言ってもそうですし、職場のあり方がどうなのかというあたりもあるかと思うのです。この辺についてのお考えと、今後の対策といいますか、その辺がもしありましたら、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

今、その人数を聞かされて、私はちょっとびっくりしたのですけれども、発表してよかったのかどうか。ただ、調査があつて答えたということですので、得心しましたが、あまりこの数字がひとり歩きしないようにと願うばかりであります。笑っている方がいますけれども、笑えますか。こちらは本当に心が痛むのです。本当にこういうことにずっと、実は労務のほうの担当のセクションも、はっきり言って本当に大変な思いをしています。しかし、そのことを乗り越えていかなければなりません。私としては、自分としての思いを語ればいいのでしょうか。そういうふうに分かっているというふうに分かっているのですけれども、もし、違ったらまた再質問してください。

私としては、なので土日でも私は大体庁舎に、ほぼいます。これは私のほうは働き方改革などと言われている場合の立場ではありませんので、私はいることが多いですね。いろいろなことに出かけます。そのときに庁内を見回しています。誰が来ているか、私は把握しています。そして、なるべくそういうことが原因で、先ほど議員がお話になったようなメンタルの部分が悪化してしまわないようにということは、全部改善はできませんよ。しかし、そういう職員がいるんだということ、気をつけなければならないということは、私は見ているつもりで、そしてできれば声をかけてやることも含めてやっています。

簡単にこれが解決できるかどうかはわかりませんが、今、市の職員も含めたその運営上の大変大きな問題になっているということは間違いありません。しかし、一般社会においても、かなりこれは言われてきています。どちらが——失礼、あまり言うとはこれは難しくなってしまうので、難しいのですけれども、しかし、先ほど言った数字が、あまりひとり歩きしないようにというご配慮も、ぜひ、議員の皆さんからお願いしたいところありますので、申し添えたいと思います。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

市長のおっしゃることはわかりました。恐らく市長もこの数字自体は、あまり聞いていらっしやなかったと思うのですけれども、こういう実態で、例えば現場として、現場の労務管理として、今、何が原因かわからないというような状態なのか、幾つか原因が、これではないかというのがあつて、こういう対策をしているというようなのがあるのか。その辺がもしあつたら簡単で結構ですので、お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

それがわかったら大したものなのですけれども、一人一人全部違います。私はそれが全部、全て市長のところに上がってきますので。誰がどういうことで休んでいるか、全部上がってきます。ただ、数字が、さつと議員がおっしゃったので、そういう数字を私は公表したことがあるかなと思って、考えて申し述べただけです。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 南魚沼市における働き方改革の取り組みと成果について

はい、わかりました。この問題は、本当に市長がおっしゃるように、大変な問題だと思えます。そういう意味では労務管理の担当職場も含めて、どういった部分が問題なのか。これもやはり原因がわからないと対応もできませんので、ぜひ、対応のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

2 新学習指導要領への対応に向けた教育改革の取り組みについて

続きまして大項目の2番に移りたいと思ひます。新学習指導要領への対応に向けた教育改革の取り組みについてということです。

小項目の1番、G I G Aスクール構想に対する認識と今後の推進計画についてということでお願ひしたいと思ひます。今、国は多様な子供たちを、誰一人とり残すことのない、公正に個別最適化された学びの創造性を育む学びに寄与し、特別な支援が必要な子供たちの可能性も大きく広げるとして、12月13日に閣議決定しました、令和元年度補正予算に「G I G Aスクール構想」を盛り込みました。このG I G Aスクール構想とは、新しい時代に生きる子供たちの未来を見据え、児童・生徒に1人1台の学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人とり残すことなく、子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育I C T環境の実現に向けた施策だと言われています。このG I G Aスクール構想に対する認識と、今後の推進計画についてお伺ひをいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 新学習指導要領への対応に向けた教育改革の取り組みについて

梅沢議員の2つ目のご質問に答えます。これは教育にかかることなので、教育長のほうから答弁してもらいたいというふうに考えています。ただ、この施設整備については、これまで我々が経験したことのない莫大なお金がかかります。簡単ではありません。市の、あのクーラーをいつときに設置した、それをはるかに超える大変な事業になるかと思ひます。国もこういうふうに言っておりますが、これは大変大きな課題だと思ひています。教育長の答弁に任せたいと思ひます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 新学習指導要領への対応に向けた教育改革の取り組みについて

それでは、私から新学習指導要領への対応に向けた教育改革の取り組みについて、その1点目、G I G Aスクール構想に対する認識と今後の推進計画についてお答えいたします。

梅沢議員には、ここにご注目いただきまして、大変ありがとうございます。このG I G Aスクール。令和5年度までに、児童・生徒1人に1台ずつのパソコンまたはタブレットなどの情報端末を配備することとしたG I G Aスクール構想は、将来を見据えた大胆な提案であり、個別最適化学習にふさわしい環境を整備する、という国の方針は歓迎するところであります。しかしながら、突然の提案であり、これに対応するための経費と市の将来の負担額を考えると、ただ喜んでばかりいるわけにはまいりません。

現在示されている第1段階の学校における高速大容量のネットワーク環境整備については、今後必要となるところであり、これらの整備費用については、来年度の補正予算に計上したいと計画しております。

しかし、先ほど市長も答弁いたしましたように、その後の情報端末機の購入に関しては、かなりの額の市の単独費が必要となります。今の南魚沼市でこれを負担できるのかを、今、財政当局と検討している最中でございます。情報端末機は数年ごとに更新する必要がありますし、また、毎年の保守管理費やさまざまな使用料、例えばデジタル教科書の使用料も含まれます。それは経常経費として必要になってまいります。これらの経費は全て市の負担になるものと推察しております。

将来にわたる財政負担を考えますと、まずは令和2年度に各学校の高速大容量のネットワーク整備を行い、令和3年度以降の情報端末の整備については、国や県、近隣市町村の、近隣自治体の動向を見極めながら慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新学習指導要領への対応に向けた教育改革の取り組みについて

ありがとうございました。実はこのGIGAスクール構想は、私もちょっと教育のほうの現場はよくわからないものですから、本当にこれがいいのかどうなのかというあたりも、ちょっと不安だったのですけれども、今ほど教育長のほうから公正に個別最適化された学びや創造性、そういう意味では寄与する、方向性としてはいいのだというお話を伺って安心いたしました。

ただ、それには、今お話があったような、本当に財政という部分の大きな課題といえますかが、まだまだ残されているということも理解いたしました。今、国はICT化に向けた環境整備5か年計画ということで、今、地方財政計画に入れて、2022年までの対策ということで進めています。この中で幾つかあるわけですが、例えば3クラスに1クラス分の端末の整備だとかいろいろ載っているわけです。国としては地方財政計画で、もうこれは2018年から2022年でもうやっているのだよと。2022年はその地方財政計画で達成したところをベースに、GIGAスクール構想に進むのだというような言い方をして、そういう意味では文部科学大臣がメッセージまで出して、教育部局だけでなく、それぞれの調達の財政や情報担当部局などと一丸となって取り組んでくれということで、メッセージまで出しているわけですが、なかなか厳しい状況はあるのだろうと思います。

今の5か年計画の南魚沼市の状況と、それと例えば今は新型コロナウイルスの関係で休校になっているわけですが、文部科学省は自宅で活用できる教材や動画を紹介するということで、通称ですと「子供の学び応援サイト」これらを文部科学省で紹介をしながらやっているわけです。なかなか今の状況ですと、それができる子供とできない子供、先ほどの14番議員の質問の中でも子供の貧困の話まで出たわけですがけれども。そういったあたり、例えば今の進捗状況と、あと南魚沼市における例えば今回の休校で、文部科学省はこういう対応などを

出しているわけですが、今こういった対応の状況になっているのか、ありましたら簡単に教えていただければと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 新学習指導要領への対応に向けた教育改革の取り組みについて

梅沢議員には大変状況を把握していただいております、私が5か年計画につきまして承知している部分で、まず、お話をさせていただきたいと思います。足りないところがございましたら、またご質問いただければと思います。

今ほどお話にごさいましたとおり、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画。2018年から2022年までの5か年でここまで達成してほしいという国の目標がございます。今現在その途中でございます。その状況をまずご説明いたします。

大きく6点ございます。できるだけ簡潔に申したいと思いますが、1点目は、学習用コンピューターでございます。梅沢議員がお話しされたように、3クラスに1クラス分という意味合いでございますので、別の言い方をしますと、3人に1台整備しましょう、ということでございます。南魚沼市の端末の配備状況は、5.4人に1台という状況でございます。これは全国の平均と同じ状況ですね。これからさらに整備をするという段階でありますので、5か年計画の途中であります。

2つ目は、指導者用コンピューターです。これは国は、授業を担当する教員に1台ずつというふうになってはいますが、南魚沼市におきましては、各校に1台あるいは2台です。これは授業で使うときに必要な台数ということで、まだ一、二台の配備です。

3点目は、超高速インターネット及び無線LANです。これは普通教室は100%整備してございます。

4点目の校務支援システムというものが、これは教員の業務用のシステムでございます。これは100%の目標に対して100%整備しています。

5つ目にICTの支援員の配置についても示してあるのですが、これは国は4校に1人の配置となっておりますが、南魚沼市では5校に1人。

そして最後6点目、ここは、ICT化に必要なものとして大型提示装置が示されています。普通教室に1台ずつでございます。これは計算上でございますが、南魚沼市では1教室に0.5台で、ない教室もあるということでございます。

これが5か年計画に対する状況でございますが、新型コロナウイルスの対応につきまして、文部科学省がインターネットを使って学習してくださいということがございますが、実際、南魚沼市では、一人一人に配備しているものではございませんので、それを使うことは全ての子供ができるわけではありません。教育格差がございますが、利用できる環境がある児童には使うことができますけれども、それは全てではございません。南魚沼市におきましては、そういうものを使わずに、各学校が課題をプリントで配布して、学習をしてもらっているという状況でございます。

以上でございます。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新学習指導要領への対応に向けた教育改革の取り組みについて

よくわかりました。地方財政計画やGIGAスクール構想に対しては、かなりまだ課題が多いと。そういう部分では2022年までの整備に向けて、また、財政当局も含めて、ぜひ、努力をいただければというふうに思います。

続きまして小項目の2番ですけれども、ちょっと時間があれですので、小学校における教科担任制の導入。これについて今、どうお考えなのか。ちょっとありますが、項目だけでちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 2 新学習指導要領への対応に向けた教育改革の取り組みについて

この教科担任制にかかわって簡単にご説明いたします。中央教育審議会で、小学校の高学年における教科担任制につきまして、導入すべきであるという議論がなされ、その方針が示されました。昨年の12月でございます。それについて、ぜひ、現場としましても、これから始まる新学習指導要領のプログラミング教育や、英語の教科化等がございますので、ぜひ、進めてほしいというところでもあります。

また、専門的な指導を行うという面から、いろいろな教科を担当している教員にとっても、教科担任制があれば多忙化解消も含めて、問題解決ができるものと思われれます。しかしながら、進めていただきたいところではありますが、教科担任制を進めるに当たり、教員の配置が決まてきますが、県がその配置を決めます。ですので、市としましては県教育委員会に、ぜひ、加配教員を増やして教科担任制が一步でも進むようお願いをすると、要請をするという形で進めたいと思います。

以上でございます。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新学習指導要領への対応に向けた教育改革の取り組みについて

はい、ありがとうございました。本当に教育長がおっしゃるように、教科担任制は大変重要な課題で、現場にも大変有効だというふうに思いますので、ぜひ、今後も意見反映も含めて、ご努力をいただけたらというふうに思います。ありがとうございました。

3 新ごみ処理施設整備に対する今後の取り組み方針について

最後に大項目の3番をお願いします。新ごみ処理施設整備に対する今後の取り組みと方針ということで、この新ごみ処理施設については、平成29年12月に国際大学の所有土地の一部を建設予定地ということで、市も2巡にわたる説明会等を含めて、計7回の先進地視察、本当に努力をいただいて進めてきました。ただ、2月20日の議会全員協議会で、市長のほうからこの計画を一旦白紙に戻し、改めて適地を検討せざるを得ないという結論に至ったというご報告もいただきました。大変残念なことだったというふうに思います。

その際に市長から、新ごみ処理施設の整備については、今後とも2市1町による広域プロジェクトで進めていくという方針も同時に示されました。今後、ごみ処理場も老朽化が進ん

でいますので、早急な対応がまた必要になってくるのだらうと思いますが、今の時点で、2市1町の合意事項や確認事項は、具体的にどういうのがあるのかを教えていただけたらというふうに思います。よろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 新ごみ処理施設整備に対する今後の取り組み方針について

それでは、梅沢議員のご質問、3番目の新ごみ処理施設の件であります。この整備につきましては、今後とも2市1町、湯沢町・魚沼市・南魚沼市、この枠組みで広域的に進めていくことを3人の首長による協議でも、前からそうなのですけれども、この白紙撤回を経てもなお、それは堅持しようということを確認されているところであります。

2市1町での合意事項、確認事項についての質問ですが、今後の展開によっては、今ほどはそう申し上げましたが、その都度協議して見直していく必要が生じることも、想定はされるということでもあります。が、あくまで現段階ということでお答えしてまいりますので、3つだけ。

まずは建設地の選定の基本的な考え方であります。これは平成29年度において行政主導で候補地を選定していくとしたときの選定基準として、確認事項があるのです。まず、2市1町の中心的位置であること。そして、収集運搬において負担が偏重することなく——要は湯沢町に寄り過ぎれば魚沼市が大変、逆に魚沼市に寄り過ぎれば湯沢町が大変、そういうことを意味しているかと思いますが——中間集積地を建設する必要のない位置であること。また、可能な限り周辺に一般住宅等が存在しない場所を選定したい。そしてもう一点が、処理施設から生み出されるエネルギーや産業、また、市民生活への向上にこれらが活用できる可能性がある場所であること。こういったところを考慮することとしていました。現段階においても基本的には同じスタンス、認識であるかと思えます。

新施設への移行を加速させる必要があることから、この3点に加えて、私はもう一点視点が出てきていると思えます。これは3首長で共有している部分だと思っておりますが、実現可能性の高さという視点が現在加わっているというふうに考えております。このような共有感相互で持っております。

ごみの分別方法について述べます。現在、魚沼市と南魚沼市、これは南魚沼市は湯沢町も含めます。逆に旧大和は魚沼市のほうに入りますけれども、それぞれの施設における処理方法に違いがあります。ごみの分別方法にも若干の違いがありました。この間、2市1町で擦り合わせ作業を行ってまいりましたが、おおむねの方針は現在策定しております。現在、最終確認を行っているというところまでできています。詳細につきましては、答弁をここではちょっと差し控えますが、なるべく早い段階でその方針について皆様にも、また多くの方々にもお示しができるのではないかと考えております。

施設の整備方針であります。先ほどから言っている膨大なエネルギーが生み出されるということから、無駄にすることなく、市民福祉や地域産業に有効に活用するという点において、これは三者で確認しています。メニュー的な検討は行っていますが、こういった形態が考え

られるかとか、活用方法とか能力が期待できるか、どのくらいの能力があるのかとか、そういったところまでは検討を行っております。これまで地元の説明会でもお示ししてきたところですが、具体的な内容、規模などについては、これから立地される場所の住民の皆さんや、そして周辺の皆さん、これらの意見を最大限とり入れて決定していくべき必要があると思っております、詳細については、三者で確認しているところではございません。

4点目、最後にいたします。費用負担のことを申し上げて終わりにします。建設の準備段階における経費の負担割合については、現在均等割で20%なのです。人口割で80%。これはそれぞれ事業実施年度の4月1日現在の住民基本台帳人口に基づいてこれをやり、案分するということが協定されていますが、具体的な施設の建設経費、また、付帯施設の経費などについては、まだ決まっている段階ではございません。今後、基本設計など具体的な建設経費が算定可能となった段階で協議をすることとしていますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 新ごみ処理施設整備に対する今後の取り組み方針について

はい、わかりました。そうすると、経費についてはもう均等割20%、人口割80%ということで、これは付帯設備も含めてかかる費用がこういった形で案分されるといいますか……(何事か叫ぶ者あり)そこは違いましたか。申しわけありません。そこについてもうちょっと教えていただけますか。

○議 長 市長。

○市 長 3 新ごみ処理施設整備に対する今後の取り組み方針について

これはこちらの言い方の粗相だったかもしれませんので、もう一度申し上げますと、現在かかっているものについて。だから、これからやるものについては、先ほど後段で述べたとおり、まだ決定はしておりません。ただ、いろいろなことで案分の中には、こういったことが基礎ベースになるのではないかという思いはありますけれども、よろしく申し上げます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 新ごみ処理施設整備に対する今後の取り組み方針について

失礼しました。わかりました。今後進めていくに当たって、また地元説明等も具体的な候補地が挙げれば、今回のように鋭意頑張っていくのだろうというふうに思いますけれども。合意の中ではどういう施設になるのか、それについてはまだ具体的な最終決定には至っていないということです。例えばちょっと心配しているのが、ここにごみ処理施設の集落説明会の概要という、この社会厚生委員会に示された、167問に対するQ&Aが示されています。

いろいろ書いてあるのですが、この中でも、例えば35ページのクエスチョンの153あたりを見ると、「資料を見ると考えてますや思いますというのがほとんどである。これを見て私たちが賛成にいくのか反対にいくのかは中々難しい」というような意見もついています。

よく見てみますと、例えば16ページの64番では、「農業ハウスはそんなに大きなものができるわけではなく、発生した熱量の4分の3は施設で利用するので、残った熱量で何ができ

るかということになる。600 平米のハウスが2棟分と考えている」というような市の回答があったり、同じページの 66 番では、「これから高齢者が増えていく中で、ただの温浴施設ではなく、鬱や引きこもりにならないように、高齢者の健康増進のための施設をつくっていくのが新しい方向だと思っている。この施設に周辺の地区の皆さんが集まり、そこから病院行きのバスが出るというのが将来像だと思っている」と。かなり具体的なのですけれども。

33 ページの 142 番では、「交通手段がないお年寄りが買い物ができる、集まれる健康増進施設をつくりたいと思っている。そこで健康増進ができる歩くプールなど皆さんと話し合いながら具体化していきたい」「農業についても取り組みによって販売所などをつくれれば人が集まってくる」と。これは販売所ということになっています。

いろいろこのほかにいっぱいあるのですけれども、例えば1月24日の社会厚生委員会、恐らくこのときにはもう、白紙に、という方向性が出ていたのではないかと考えているのですが、ここでも「さまざまな健康寿命を延ばすための施設、これらを含めたことに、発生する熱源を使った、必ずそういうことに利用させていただく福祉施設を、市としてはどうしてもつくりたいという思い。これは2市1町でつくるので、その先の、どういう負担をするかというところまではちょっと考えが至っていないが、これらについては、2市1町の中で話をさせてもらって、一定のご理解をいただいていると思う」と。この社会厚生委員会を見ると、福祉施設ということで一定の理解をいただいているというようなところまで言及しています。

何が心配かという、今の話の中でも、2市1町でどういう施設というところまではまだ協議が至っていないというご回答をいただきましたが、例えばこの社会厚生委員会の中では「一定の理解をいただいていると思う」というような発言になっていますし、建設費も、このクエスチョンの35ページの153、ここだと「ごみ処理施設の建設費が140億円、道路で10億円、付帯施設で10億円である。組み合わせや何をするかという具体的な内容は我々が押し付けるものではなく、地元の方と一緒に協議しながら案をつくるべきだろうと思っている」という回答になっています。

ここでは付帯施設10億円だよと。ただ、それは皆さんと相談してからだということで、そのときどきで、かなり具体的な説明をなさっている。これはごみ処理施設建設の説明会を2巡やったわけですから、そこで恐らく市長がかなり答弁の中心になったと思うのですけれども、そこで出すと、ある意味、市の約束になろうかと思うのです。そこに例えば具体的な金額だとか、ときによって農業施設、ハウスを2棟だとか、それが福祉施設だとか、あるいは健康増進施設になって、そこから病院にバスが行くとかということ、いろいろな話に展開しているものですから、そういった中で恐らくこの35ページ153のクエスチョンが、「資料を見ると考えてますや思いますというのがほとんどである。これを見て私たちが賛成にいくのか反対にいくのかは中々難しい」というような意見が出てくるのではないかと実は危惧しています。

これは私たちがお茶飲み話で言うのではなくて、市長が、それも正式な市の説明会でする発言ですから、聞いているほうからすれば、市の約束だなど。こういうものをつくる。10億

円付帯施設にかけるということでは、10億円の予算の中で何かやっていいのかというふうに当然とられると思うのですね。

ですから、この辺についてはどういう経緯があったか、私は説明会自体は行っていませんので、ですけども、ちょっとこれはこういうことだと、今後新しいところへ行って説明するとき、やはり2市1町で相手方もあるわけですから、経費負担も当然発生してくるわけなので、具体的にそういう意味では、きちんとした担保と、市の財政計画もあるわけですので、そういった部分で進めていかないと、本当に空約束になったでは、後で取り返しがつかないわけです。当然、次の計画地での説明会がまた行われるわけなので、そういったところを、ぜひ、配慮していただきながら、一刻も早くごみ処理場の建設の実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、最後、市長の見解等がありましたらお願いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 3 新ごみ処理施設整備に対する今後の取り組み方針について

時間がないので、私の——いろいろ答えてもらおうかとも思ったのですが、その資料はちょっと手元にないのですが、多分、要するに2巡目とかで配った資料ではないでしょうか、というふうに思っています。そういう話もしながら、しかし、決まっているわけではないという話もしながら。だから、その説明会にいらっしゃったことがあったかどうか、多分いらっしゃったことはないと思います。ないので、全ても、全てもそういうことで話をしています。

ただ自分としては、こういうふうに思います。必ず自分が、もしもやってこれを推進する中で、皆さんといろいろ決まっていけば、そういうことをぜひ、やらせてもらいたい。これは絶対やるのだというふうに受け取った方は、いるかいなかちょっとわかりませんが、それは相手のことなのでわかりませんが、必ず自分としては、そういうことは慎重を期してしゃべったつもりです。

そして、2市1町で同意され、わかっているものだというのは、ちょっと立ち入った言い方だったかもしれませんが、そこには湯沢町と魚沼市の職員がちゃんと来ていますから、全部伝わっています。そういうことを考えてやっていっているのだということも含めて、2市1町の首長さん方はわかっています。しかし、どこの場所にできるかとか、どういうことも全部加味して、では費用負担とかということや、全てそれがいいとも、まだお互いに言っていないので。しかし、我々がそういう考えを持っているということは十分伝わっていると思います。

私としては、まさにそういうこと。逃げるつもりもありません。そういうことをその場所で目指すのだということは、明確にずっと議会でも言ってきていることなので、決まっていなくても、そういう方向を持って向かっているということは、梅沢議員も含めて皆さんご理解いただいていると私は思います。議論はこれからですけども。

しかし、そういうことを持たずして、力を込めて、そこに勇気を持って、交渉になど当れません。それくらい大変なことです。迷惑施設だと思っている場所ですよ。それを、それだ

けではないのですよ、ということ力を込めて言うには、そういうことも含めて道を示して、その地域に入っていなくて、何で入っていけましょうか。私はそういうふうに思っていますので、そういうことをご理解いただきたい。決まったことでは全くありません。前提にそれを言うてから、全部話しています。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 新ごみ処理施設整備に対する今後の取り組み方針について

今、市長がおっしゃったことも一つあると思うのです。もう一つは先ほど私が言ったように、これだけ大勢の方を集めた説明会ですから、いろいろなとり方をされる方もいるわけなので、ぜひ、市長の発言ですから、責任を持ってできるように、2市1町でのその確認も含めて、きちんとしながら、受け取られてもきちんと空約束ではなくて、市としての方針、2市1町の方針だというあたりを配慮しながら、ぜひ、次の説明会には臨んでいただきたいと。

これで終わりたいと思います。

〔制限時間を知らせるブザー音あり〕

○議 長 以上で梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位6番、議席番号22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。その前に傍聴の皆様方、本当に最後まで、また見に来ていただきまして感謝申し上げます。また、市長には、きょうは私が最後だと思いますけれども、今までの一般質問をする方はみな達者の人でありましたけれども、最後1時間、よろしく願いいたします。

1 農業用施設の整備促進について

今回、大項目2点を質問させていただきますが、最初の1番であります。農業用施設の整備促進ということで質問させていただきます。私はこの一般質問を提出したときは、少し早く出して——ここでもって全国一のブランド米と言われる南魚沼産コシヒカリが危機的な状況だと、そういうふうに最初、書きました。このとき、去年の品質の低下が25%。県内では33%くらいだったのですが、市内では25%。そして、まだ日本穀物検定協会からの特Aというのが、発表されていませんでした。そのとき、もし、特Aにならなければ大変なことになるなというふうに思いながら、これを書いたわけでありましてけれども、今回は特Aが維持されたということで、本当に少し安心しているところでございます。

そうした中で2017年に28年間守り続けてきた特AからAに陥落し、一大生産地に波紋が広がったのは、本当に記憶に残るところでございます。翌年には農業者や各関係機関の努力により、再度特Aに復帰し、本当に安堵いたしました。しかし、昨年、収量はあったものの、品質では1等米比率が先ほどお話ししましたように、25%と信じられない数値になり、農業者や関係者に大きな衝撃を与えました。品質低下の原因は、台風によるフェーン現象である。北海道や東北地方では、昨年より低下はしましたが、80%を超えただけに、本当に私にとっては残念な思いでありました。

ことは今までにない異常少雪で、春先からの水不足や異常気象による高温障害が心配さ

れる中、特Aや1等米比率が最低でも85%が必要だと私は思っています。今後、このような状況が考えられる中、基幹産業である農業を守るためには、老朽化した農業施設の整備や、早期の圃場整備、農業後継者の育成が不可欠であります。

そこで、市長に3点についてお聞きします。1点目は、農業施設の整備促進は。2点目は、圃場整備の促進は。3点目は、若い担い手の育成は、との質問でありますけれども、これだと何を質問するのかわかりませんので、1点ずつ簡単に説明させていただきます。

最初の農業施設の整備促進でございますが、簡単に早く言えば、農業施設の取りかえや、またパイプラインにできるところはパイプラインにさせていただきたいという、そういう思いでございます。当たり前のことですが、農業用水なしで農業はできません。今、川から取水しているのは、耕作面積によって決まった量なのです。いくら川に水があっても、取水はできません。土地改良事業が終わって45年以上たち、農業施設は老朽化し、至るところで漏水箇所があり、末端まで水の確保は難しい状況でもあります。

当市も補正予算に県営事業予算を上げていただきました。また、新年度予算にも多額の予算が盛り込まれていることに、ありがたいと思っているところでございます。しかし、ことは異常少雪で、今から水不足の心配や、昨年夏のような異常高温も心配されます。しかし、ことしばかりではないと思っています。これから、今後どのような気象状況にならんとも限りません。そうした中で大切な農業用水を守るためにも、積極的に県営事業を進めていかなければならない、そういうふうに思っているところでございます。これが農業施設の整備促進ということでございます。

次に圃場整備の促進でございます。当市も今現在、圃場整備を行っているところでもありますし、今後計画される場所も多くあります。圃場整備で一番問題になっていることは、今から言っていますけれども、2割の園芸作物でございます。2割の園芸作物の作付がありますが、私は圃場整備をやらなければ、優良農地が耕作放棄地になるのではないかと、そういう心配がされます。日本一のブランド米と言われているだけに、耕作放棄地が多くなれば、当市の基幹産業である農業は、大変なことになると思っております。農業施策は猫の目行政と言われておりますので、今後どのように変わるかわかりませんが、私は積極的に圃場整備を進めていくことが南魚沼市の農業を守るものだと、そのように確信しているところでございます。

3番目の若い担い手の育成でございます。これは昨年3月の議会にも同じような質問をいたしました。一番大切なことは、若い人から農業に取り組んでいただくということです。このことが一番、今、求められている問題ではないかと思っています。しかし、厳しい農業の環境の中で若い人たちが農業に取り組んでいることは、本当に大変だと。今、頑張っている若い人たちの農業を見ますと、本当に今、必死の中で働いていると私は思います。そうした中で少しでも若い人たちが意欲を持って農業をできる施策、また、助成をしていかなければ、なかなか若い人は育たない、そういうふうに思っているところであります。

そういった青年就農者を育てるためには、やはり今までと違った市独自の助成制度をして

いくべきだと、そのように考えているところでございます。今、なかなか財政問題で非常に厳しい中で、この問題だけではなく、財政はいろいろ厳しいですけれども、やはり、若い農業者が育ってってくれるということは——それこそ今ここで助成や補助金を出したとしても、必ず私はプラスになると、そういうふうに感じています。その点について3点聞かせていただきます。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 阿部久夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、阿部議員のご質問に答えてまいります。

1 農業用施設の整備促進について

農業の問題であります。まずは1点目、農業施設の整備促進であります。トップブランドであります南魚沼産コシヒカリの産地、これに誇りを持ってみんなで取り組んでいるところでありますが、これには、戦後いち早く取り組んできた開拓建設事業の出発から、昭和40年代からの各種土地改良事業に積極的に取り組んできたこと、これが要因の一つであると考えているところであります。先ほど議員がお話しされたとおりです。

地域農業の持続的な発展を支えるためには、未だ、未整備地域があります。この農業基盤整備、また先ほどもお話もあります、老朽化が進んでいる農業水利施設など、この計画的な——新しくしていくとか、まだ未整備のところだってあるわけです。そういうことも含めてやっていく。これに加えて長寿命化とかがあるかと思えます。さらには防災対策も非常に重要な課題だと思えます。

引き続き農業施設の整備促進に向けて、これは土地改良区と協議しながら——私、市長職ですけれども、魚沼地域耕地協議会の会長でもあります。これは魚沼市まで含めた、湯沢、魚沼を含めた、今、大同合併が進んできて、特に昨年それが行われ、私とその魚沼地域の会長になっております。このこともあって、最近農林関係のところに、国土交通省だけではなくて、これは絡みもあるのですけれども、そういう形での出張というのが非常に多くなってまいりました。そして、顔も覚えられ始めております。この中で非常に大事なことで、この点をまずはいつも言っています。土地改良区の皆さんとは頻繁にお会いもしているかと思っています。問題点は揃っておりますので、これらをいかにあとは実現させていくことかと思えます。

2つ目の——新潟県における問題であります。新潟県による「にいがた未来創造プラン」、これでは優良農地の確保、稼げる農業を実現して、農業者の所得向上を図るために、農用地の大区画化——これはいわゆる田んぼを大きくするのですね。効率をよくするなど、を進めるとともに、これを契機としました園芸作物の導入による産地づくりを推進している、これはそのとおりです。

これらによりまして、担い手への農地の集積・集約化による経営規模の拡大、そして農作業コストの削減などのメリットがあると言われております。また、これらの整備によりまして

農作業がしやすい環境、これはもう当たり前ですけれども、そういうことになって、所得の向上につながれば、ということでもあります。先ほどの1つ目の農業施設の整備促進とともにこれらの推進につきましても、国や県へ当地域での必要性を伝えていきたいと思います。

ここに先ほどから議員が言われて、前のどなたかの議員にもお答えした、2割の園芸作物のそういうことを、あわせ技できている。しかし、それは中山間地である我々の、特に南魚沼、魚沼地域はふさわしくありません、と私は思っています。ただ、そちらにも切りかえつつやっていく。だから、何かそのゼロか100かみたいな議論ばかりですね。先ほど言ったとおり、猫の目行政。本当に我々を見てくれているのだろうかという思いが、これは土地改良区の皆さんから含めて、大きな声が上がっています。それから、さまざま集落の関係の皆さんからも上がっています。

このことは十分そのとおりだと思っていて、私どもとしても先ほど申し上げました、魚沼耕地協議会等を通じ、これは十日町側の皆さんとも一緒になりながら、毎年、今度は隔年になりますけれども、非常に大きな圧力といいますか、我々の声を伝えるために、そういう大きな大会まで運営してずっとやってきています。これに含めて、この中でも大きなテーマが、今、2割の園芸作物の、何ていうのですか、強制的な、そういうところを非常に大きなテーマにしていますので、ご理解いただきたい。一緒に進ませてもらいたいと考えています。

3つ目の若い担い手の育成であります。南魚沼市の農業就業人口は、農林業センサスによりますと、平成27年には4,430人。平成17年と比較しますと、ついこの間ですね、平成17年と比較して、農業就業人口は70%になっています。そして、世代別の割合では、全体的に60歳以上の方の割合だけが上昇していると。あとは落ちているのです。なので、いろいろな問題を含んでいると思います。兼業農家の割合が高いということも特徴であります。当市の主要産業である「米」を、将来に向けて競争力を持って持続をさせるためには、どうしても、この後継者の確保、人材の育成ができる体制の充実が必要と考えています。

ただ、非常に難しい課題であることもそのとおりであります。一朝一夕ではなかなかできません。まずは農業に関心を持っていただくことから始めていく必要があります。いろいろな広い意味では、今の子供たちが、お父さんやお兄さんを格好いいと言った、あの動画配信をしました。あれは今、インドの方々がいっぱい見えています。きょうここで全部は言いませんが、外国の皆さんも見てくれているのです。そういうこともありますね。そういうことも含めて、つくり手になる担い手の若い世代の皆さんも、格好いいのだな、俺たちは、という意識に燃えてくる。やはりそういうことって、非常に職業としては大事だと思いますね。例えば広い意味ではそんなこと。

そして、議員からお話いただいたようなあらゆる手。例えば、最初、多分、自分から始めようとしたら、機械を買うのは大変です。父から引き継ぐ人と、新規でやる人は、また違います。それぞれにさまざまな、やはりプログラムが必要なだろうと思いますね。それらをやったり十分考えながらやっていく。これらについても、先ほど言った金沢における農政局への

陳情、要望。県に対してもそうです。

そして、農林水産省の本省への要請の中でも、この間は若い青年たちについてきてもらって、農林水産省で本当にこういうことが必要です、ということをやってもらったところ、例えば自民党の本部に行ったら、二階さんからお会いしていただいたりということも生まれました。こういう地道な活動も含めてやはりやっていくこと。我々ばかりのいつも知られている顔が行くのではなくて、若い世代が一緒になって陳情活動するということも、新たに方向を考えながら今、始めましたので、これについてはなかなか簡単に申し上げられませんが、頑張りたいと思います。

今ふるさと納税で、16億円という話は聞きました。1億円プレイヤーが生まれていますよ。なかなかその人たちは言わないけれども、でも本当にそういう、稼げる農業も今、生まれている。これはただ単に——まずそれでも基盤にあるのは、圃場がきちんとなっていること。そして、さまざまな援助の制度が手厚くあること。そういうことが全てあって成り立つものだと考えていますので、一緒に頑張りたいと思います。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 農業用施設の整備促進について

それでは、最初の1項目から、もう一回質問させていただきます。市長がこちらの魚沼地域耕地協議会の会長ということで、本当に心強い限りだと思っています。市長も農業に関しては、それこそ我々以上に苦勞してきた人間ですから、本当にわかります。そうした中で私が一番心配しているのは、この県営事業であります。私もこの県営事業、今まではそうなるまで、県営事業に取り組む前までは、それこそ県単事業とか、団体営とかという、そういった地元負担の結構多いもので取り組んできました。だけれども、この県営事業は、それこそ地元負担金の非常に少ない、それぞれ国、県、市の地元負担のガイドラインがあります。

そうした中で一番低い、もう言わなくてもわかる、7.5%という非常に少ない中で、今、私たちの地域も、非常にこういった県営事業を使って、それこそ事業をやっております。当初、県営事業を立ち上げるとき、私も一番先頭になってやったのですけれども、なかなか地元で2年間説明をして、やっと了解し、計画をそれぞれ立てて、そして計画をこれでやりましようということで、ようやく事業になっています。

そのガイドラインは、国と県がいくらあっても市が負担ができないと言え、その事業に……。国と市がお金を幾らでも出しますよと言っても、県の負担金がなければ、それも——やはり三拍子きちんと揃わないと事業が進まないわけです。予算に応じて事業をやるわけですから、そうした中で今、国は国土強靱化計画等でもって、非常に積極的に力を入れています。今、正直、県の財政は非常に厳しい、厳しいと言われる中で、先ほど言ったように県の負担が27.5%を確保して、なおかつそれにあわせて市がやっていますけれども、そういった今、市の県営事業に対する、工事に対する今後の計画ですね。どのような計画をなされているのか、それについてひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 1 農業用施設の整備促進について

県の財政健全化のことは、昨年の暮れというか昨年から始まって、行政は幅広いですけども、私が一番心配しているなと思った皆さん、人たちは、土地改良区の皆さんです。そこが一番真っ先に心配の声を、まず持ってきたのがその皆さんです。それほど、今、議員がお話しされているとおり、そこがちゃんとしないとうまくいかないですね。そういうことがあります。

本当にその点については心配もしていますが、しかし、全くだめになっているわけでもありません。非常に心配もしていますけれども、今後も。ありますが、これらの細かいところについては、担当のほうから答えてもらうことにします。細かいところも必要ですよね……（何事か叫ぶ者あり）ちょっと答えてもらいます。よろしくお願いします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 農業用施設の整備促進について

この県営事業につきましては、市としましても非常に得策といいますか、有利な事業だと思っております。今、農政の動きというのが、当初予算で非常につきづらいついて。後で年度末に近くなって補正がくるという形もありますので、当初から大きな予算というのは、なかなか組み込めないものでありますが、市が1割負担で10倍の事業ができるということでありまう。県のほうとしましても、なるべく市のほうで予算確保ができれば、いつまで続く制度かわからないので、積極的に参加してくれというふうな声もありますので、県のほうと足並みを揃えながらやりたいと思っています。

○議長 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 農業用施設の整備促進について

部長から前向きな意見をいただきました。私たちも、やはり今までも、計画を立てて事業をやっています。計画を立てて、そして返済も20年といえは20年。やはり、計画どおりにやっていたかないと、少し、ちょっと遅れてしまったりすると、この先どんどんやはり遅れてきます。ことしみたいな状況が、いつどうなるとも限らない。やはり、今の用水というのは、老朽化してくると本当に水が、どこもそうだと思いますけれども、なかなか下流のほうに届かない。そのためにパイプラインにしたり、水をきちんと守ると。大切な農業用水をきちんと守っていくのだということを、1年でも早く。財政も厳しい中でありまうけれども、先ほど部長が言ったように猫の目行政です。やはり、やれるときはこういったいい事業をやるときは、やっていただきたいと思うのです。そこを市長からもう一回だけ、では答弁を聞かせてください。

○議長 長 市長。

○市長 1 農業用施設の整備促進について

そういう方向で考えておりますので、気持ちは同じですのでご安心ください。できる限りやってまいります。

○議長 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 農業用施設の整備促進について

はい、わかりました。前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

次の圃場整備でございます。これは、私はここでやめますけれども、後の同僚議員がきちんとまた聞きますので。先ほどの園芸作物、たとえこれがあるとしても、やはり前向きに進めていくということが大事だと思っています。

それでは、3番目の担い手の問題になります。今、先ほども話したように、若い農業者がなかなか育たない。昨年、動画をつくっていただきましたね。あの動画、本当にあれはすごいと思います。あの大きい圃場の中に、コンバインが何十台も入って、そして、農業をやる若い人たちが真剣に取り組む。私はあの動画を見ますと、やはり若い人も農業をやりたい、意欲を持ってやってみたいという、あの動画を見る限り、私は生まれるのではないかというふうな感じさえしています。どこに行っても南魚沼市観光プロモーションを出すと、あれが先にぱっと出て、すごいと言って、見ている方もそうなのです。

そういった中で、若い人がなかなか育たない。これはいろいろな問題も——先ほど市長も言いました、農業機械の問題もあります。そこで、市も青年就農支援事業というのを真剣に取り組んでいます。県の皆さん方もこういった若い方の農業をどんどん進めています。3月2日初日の一般会計補正予算の中で、同僚議員が質問をさせていただきました。青年就農支援事業補助金が600万円少なくなって。今までのずっと前の予算を見ますと、全部少なくなってきているのです。それだけに答弁は、やはり若い人の、人がいないとか、使う数が少ない、そうした使い勝手が悪いという、そういうような答弁を確かいただいたと思うのです。聞いていたときね。やはり、せっかくそういう補助事業があるのですから、若い人たちからもっと有効に使っていただきたい。使いやすい、そういうものを利用すれば、若い人がやはり育つと思うのです。

これからまだまだ圃場整備をして、これから田んぼが大きくなれば、ちゃんとやはり——たとえ2割の園芸作物があるとしても、若い人の農業をいろいろ育てる。ですから、もっとそういう事業がありながら、使う方が少ない。もったいないと思います。もう少しちゃんと使いやすくして皆が利用しやすい、そういうものを考えていただきたいと思います。市長、答弁をお願いします。

○議長 市長。

○市 長 1 農業用施設の整備促進について

そう言われて本当、当然だと思います。前からその議論は、よく阿部議員と、こちらとやっているかと思いますが、農業機械とか農業施設の助成とか、そういう現在、国や県のこの補助事業のメニューというのは、用意されています。しかし、その援助、補助を受けるためには、農業者が補助の条件に即したいろいろな計画、目標を立てて、これらを達成することが求められているということです。簡単に言うと、ありていに言えば、条件が厳し過ぎる、となっていて、なかなか補助を受けることは難しいものとなっているというのが現実です。

また、この後、担当のほうから答えてもらいますが、それらがあつて、市単独のものは、今、用意していませんので、そういうところは、本当にきちんとやってくださいと。先ほど言った耕地協議会等で上京し、いろいろなところに出向いたときも、こんなことをやはり言っています。そのために青年層も連れて行って、使い勝手が悪いのですと。例えばその口で話をしてもらいます。

そういうことも含めて、やはりその辺に問題があるというふうに思っていますので、これらの緩和も含めて、やはりきちんと対応してまいりたいと考えています。多分、同じことを話すかもしれませんが、担当のほうからも答えてもらうことにします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 農業用施設の整備促進について

今、市長がおっしゃったとおり、確かにハードルが高い、そこで使い勝手が悪いという面もあるかもしれません。ただ、農業のその支援策につきましては、産業振興部全体で見ると、観光、建設、その他製造業に比べると、かなり手厚い支援がございいます。そこら辺、使い勝手が悪いという声があれば、やはり県であつたり、私たちのほうでサポート体制を整えた中で、有効に利用していただけるような形に進めたいと思っております。

以上です。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 農業用施設の整備促進について

本当に私もいろいろ農業機械等は、非常に融資を受けたりしながらやっています。そうしなければ農業はできません。ましてや、先ほど市長が言われましたように、これから本当に農業をやっていこうという方がいるときは、一からやるのです。また、小規模の皆さん方が大規模に向かっていく、そして担い手をどんどん増やしていきたい。一番の問題は、やはり自分の機械を持つということ。機械なしでは農業はできません。やはり農業の機械を持てば、農業の意欲も——若い人がまた、この機械の借金を返すために、また一生懸命頑張ってくれるし、これにとっては地域の、南魚沼市ではどこでもそうですが、やはりちゃんと優良農地を守ってくれる。ですから、そういったことを、使い勝手が悪いではなくて、使い勝手のいい方向にやはり向けて、ぜひ、取り組んでいただければというふうに思っています。その点、もう一度、所見があつたら、市長、なければいいです……（何事か叫ぶ者あり）はい、わかりました。

2 教育現場の経費削減の取り組みについて

それでは、2項目目について質問させていただきます。教育現場についてお聞きいたします。ここにも書いてありますが、教育現場の経費削減の取り組みについてでございます。八海中学校で、志望校や成績など計22人の個人情報が出た問題で、教育委員会は2月21日に記者会見し、教育長は「最も重要な個人情報を流出することは、絶対あつてはならない」と、生徒や保護者に謝罪いたしました。私もちょうど記者会見を見て、それこそ、教育長や執行部の皆さん方は、本当に生徒や保護者のことを思いながら、涙ながらに謝りましたが、

このことについては本当に大変な問題だなと、改めて聞きながら思いました。

そうした中で、この原因は、やはり古紙の再利用とのことでありました。印刷した教師も、経費削減のために古紙を利用したもの

だと私は思っています。4月から今度は市内22校が——今までは23校でしたが、今度は上田小学校が統合ということで、22校になります——新学期が始まり、多くの若い職員が転入してくる。教育長もかわったばかりでありまして、執行部もまた新しくなる中で、予算を含めた経費削減の取り組みについて、聞かせていただければと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育現場の経費削減の取り組みについて

阿部議員の3点目の質問であります。この点については、経費とかそういうことになれば、本当は私から答えるべき問題かと思えます。しかし、一応打ち合わせの中で、教育長のほうからこの件については答弁してもらうことにします。

ただ、私のほうで、このたびは本当にあってはならないことが起きました。本当に深くお詫びを申し上げたい。私の立場からも陳謝します。そして、原因が、遠因に古紙の再利用ということ。これを果たして、それがあからとって、けしかけられても困るのですけれども、そういうことも原因の、本当に——あるとすれば、やはりいろいろな問題の本質を見抜かなければいけないというふうに思っています。この点については非常に思っているところではありますが、ただし、答弁につきましては、教育長のほうからしてもらいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 教育現場の経費削減の取り組みについて

それでは、2点目の教育現場の経費削減の取り組みについて私からお答えいたします。

まずは八海中学校における個人情報の流出につきましては、この場をお借りし、当該の生徒の皆様、そして保護者の皆様、関係者の皆様、そして市民の皆様に、改めてお詫び申し上げます。大変申しわけございませんでした。

原因となりました反古紙の再利用につきましては、南魚沼市環境行動計画に定められた取り組みであり、一律に禁止することはできません。しかしながら、今回の反省を踏まえて、児童・生徒・保護者などいわゆる学校外へ出る可能性のあるものにつきましては、利用を禁じる措置をとったところでございます。2月の臨時校長会におきましてその旨を周知し、あわせて情報の管理について、再度徹底するように指示をいたしました。

ご質問の教育現場における経費削減の取り組みについてお答えいたします。今年度は全ての普通教室へエアコンが設置されました。この設置による電気代の高騰を心配しておりましたが、平成30年度と比較し、使用電力量はわずかな伸びにとどまっております。これは年度途中で安価な電力会社に切りかえたこともあり、決算見込みでは、電気代が前年度を下回る予測でございます。学校現場におきまして、エアコンの設定温度を28度に設定するなど、必要なときに稼働するというのを各学校で努めてきたという結果だというふうに分析してお

ります。

また、照明器具の交換時には、順次LEDへ切りかえており、大規模改修のときもLED照明を入れるなど、経費削減を実施しております。また、学習指導センターにおきましては、来年度から始まる新しい教育、プログラミング学習、あるいは環境学習に使用する最新鋭の教材、例えばプログラミングロボットなどがございます。そういうものを今年度の経費で購入し、来年度各校に使用してもらおうという予定でございます。

そのようにして、各校の購入費を抑えながら、経費削減に少しずつ取り組んでいるところでございます。しかしながら、経費削減ということだけを進めてまいりますと、教育活動が停滞することもございます。今後とも、教育活動はしっかりと充実させながら、経費削減に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 ここでお伝えいたします。本日の会議時間は質問順位6番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 教育現場の経費削減の取り組みについて

教育長から答弁いただきました。私がやはり一番心配しているのは、先ほど教育長が言われましたように、経費削減のために教育現場で子供たちにそういった不自由や何かがあってはならない。私が一番言いたいのはそれなのです。私も地元の学校では、評議員をさせていただいておりますし、よく学校には行きます。また、塩沢中学校では、後援会の役員をしていますから、それぞれの予算がどのように使われているのかという、経費だとか、それなりには多少なりとも理解しているつもりです。

そうした中で、私が先ほど言ったように、子供たちにそういった経費削減ということで、やはりこの学習や活動に不備があってはならないと。学校へ行っても、本当にいろいろの学習発表会であろうが、いろいろ手づくりで、やっています。子供たちや先生方がつくったりして、そして、できるだけ買わない、そして手づくり。それを努力しているのは、本当によくわかるのです。

そこで市長、私がお聞きしたいのは、経常収支比率。先ほど佐藤議員のほうからこの資料をいただきました。この中で私もこの質問をするときに、経常収支比率というものはどうなっているのかなと、今までを比較したとき。ずっとこう——ことは、昨年9月議会では93%なのです。その前、ここに書いてある95%。やはり2%。ずっとこう見ますと、今まで大体この95%くらいになってくるから、それ以上になればまた心配だなというふうに——ことはわかりませんが、そういう心配をするのですよ。

これは市全体で、それぞれまた議会事務局のあれを見ても、本当にチラシを利用しながら、メモしながら経費削減に本当に取り組んでいることはよくわかるのです。そうした中で、今後、市全体を考えたときの、教育現場ばかりではないのですが、そういったことについて市長はどのように考えているのか聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育現場の経費削減の取り組みについて

経費を削減していこうというのは、これはみんな市民の、全て総じて全部血税でありますので、当たり前のことです。そこは当たり前なのですけれども、しかし、必要なところを削れとまでは、私はそういう指示を出しているつもりはありません。

そして例えば、ちょっと話を転じますと、教育現場のトイレの話がよく出ますね。これも完全形を求めるのか。一枚一枚古紙を使って、それをコピーするという、本当に、言葉は悪いのですけれども、爪に火をともし。そういう気持ちも大事なのですけれども、もっと大きな意味での削減効果をというか、それは臨機応変さ、頭の柔らかさ、いっぱいあるのです。こういったことを使いながら、もっと取り組んでもらいたいということは——現場を知らない私が言うと、口幅ったいなのですけれども、それでも大きな意味のことは、私は言っているつもりです。

なので、必要なところはかける。しかし、削減すべきところはしていく。これはあわせ技ですから、何の数字をもとにしてしゃべってなくて申しわけないのですけれども、常にそういう気持ちです。特に学校現場は、本当にいろいろなことがあります。本当は楽器だっていっぱい買いかえたいとか、いっぱいあるのです。でも、その中でやはり優先順位を持ってやっていこうということや、そういうことも含めてでありますので、はい。ちょっと答えになっていないかもしれませんが。両方見ていかなければいけないという思いです。必要なものは、でも絶対かけるということです。

○議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 教育現場の経費削減の取り組みについて

ただ経費削減、削減というのも大変難しい問題でありますけれども、ぜひ、こういった教育現場でも、子供が、生徒が本当に伸び伸びと学習できるように期待して、質問を終わります。

○議 長 以上で阿部久夫君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は、あす3月10日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後5時00分〕